

平成24年第3回小笠原村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2



第 1 号 （9月12日）

○議事日程	3
○出席議員	6
○欠席議員	6
○出席説明員	6
○欠席説明員	6
○事務局職員出席者	6
○開会及び開議	7
○会議時間の延長	7
○会議録署名議員の指名	7
○諸般の報告	7
○会期の決定	8
○一般質問	8
片 股 敬 昌 君	8
一 木 重 夫 君	2 2
杉 田 一 男 君	3 1
池 田 望 君	4 1
高 橋 研 史 君	4 6
稲 垣 勇 君	5 2
○散 会	5 9



第 2 号 (9月14日)

○議事日程	6 1
○出席議員	6 4
○欠席議員	6 4
○出席説明員	6 4
○欠席説明員	6 4
○事務局職員出席者	6 4
○開 議	6 5
○会議時間の延長	6 5
○報告第8号の上程、説明、質疑	6 5
○報告第9号の上程、説明、質疑	6 9
○報告第10号の上程、説明、質疑	7 0
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 5
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 8
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 0
○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 1
○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 3
○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 4
○議案第58号から議案第60号までの上程、説明、質疑、討論、採決	8 6
○議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 8
○議案第62号から議案第68号までの上程、説明、質疑、討論、採決	9 4
○議案第69号及び議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 3
○議案第71号及び議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 5
○認定第1号から認定第9号までの上程、説明、委員会付託	1 0 7
○決算特別委員会報告	1 1 0
○散 会	1 1 0

第 3 号 (9月26日)

○議事日程	1 1 1
○出席議員	1 1 2
○欠席議員	1 1 2
○出席説明員	1 1 2
○欠席説明員	1 1 2
○事務局職員出席者	1 1 2
○開 議	1 1 3
○会議時間の延長	1 1 3
○諸般の報告	1 1 3
○認定第1号から認定第9号までの委員長報告、質疑、討論、採決	1 1 3
○閉会中の継続調査の申し出	1 1 5
○閉議及び閉会	1 1 5
○署名議員	1 1 7

小笠原村告示第 2 1 号

平成 2 4 年第 3 回小笠原村議会定例会を下記のとおり招集する。

平成 2 4 年 8 月 2 9 日

小笠原村長 森 下 一 男

記

1、期 日 平成 2 4 年 9 月 1 2 日

2、場 所 小笠原村議会議事堂

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（８名）

１番	高 橋 研 史 君	２番	片 股 敬 昌 君
３番	一 木 重 夫 君	４番	鯨 江 満 君
５番	杉 田 一 男 君	６番	池 田 望 君
７番	稲 垣 勇 君	８番	佐々木 幸 美 君

不応招議員（なし）

平成 2 4 年 第 3 回 小 笠 原 村 議 会 定 例 会 会 議 録

議 事 日 程 （第 1 号）

平成 2 4 年 9 月 1 2 日（水曜日）午前 1 0 時開会

- 第 1 報告第 8 号 出資法人の経営状況について
- 第 2 報告第 9 号 継続費精算報告書について
- 第 3 報告第 1 0 号 平成 2 3 年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 4 議案第 4 9 号 小笠原村インターネット接続サービス事業に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 5 議案第 5 0 号 小笠原村ケーブルテレビ条例の一部を改正する条例（案）
- 第 6 議案第 5 1 号 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 7 議案第 5 2 号 小笠原村消防団条例の一部を改正する条例（案）
- 第 8 議案第 5 3 号 小笠原村乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 9 議案第 5 4 号 小笠原村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 1 0 議案第 5 5 号 小笠原村立診療所条例の一部を改正する条例（案）
- 第 1 1 議案第 5 6 号 小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 1 2 議案第 5 7 号 小笠原村介護サービス利用料に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 1 3 議案第 5 8 号 小笠原村下水道条例を廃止する条例（案）
- 第 1 4 議案第 5 9 号 小笠原村地域し尿処理施設条例（案）
- 第 1 5 議案第 6 0 号 小笠原村浄化槽条例の全部を改正する条例（案）
- 第 1 6 議案第 6 1 号 平成 2 4 年度小笠原村一般会計補正予算（第 2 号）（案）
- 第 1 7 議案第 6 2 号 平成 2 4 年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（案）

- 第 18 議案第 63 号 平成 24 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
（案）
- 第 19 議案第 64 号 平成 24 年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
（案）
- 第 20 議案第 65 号 平成 24 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算
（第 1 号）（案）
- 第 21 議案第 66 号 平成 24 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補
正予算（第 1 号）（案）
- 第 22 議案第 67 号 平成 24 年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）
- 第 23 議案第 68 号 平成 24 年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）
- 第 24 議案第 69 号 財産の取得（内視鏡検査システム）について（案）
- 第 25 議案第 70 号 財産の取得（消防ポンプ自動車）について（案）
- 第 26 議案第 71 号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び
東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について（案）
- 第 27 議案第 72 号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の
数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更につ
いて（案）
- 第 28 認定第 1 号 平成 23 年度小笠原村一般会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第 29 認定第 2 号 平成 23 年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて（案）
- 第 30 認定第 3 号 平成 23 年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて（案）
- 第 31 認定第 4 号 平成 23 年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて（案）
- 第 32 認定第 5 号 平成 23 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決
算の認定について（案）
- 第 33 認定第 6 号 平成 23 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳
入歳出決算の認定について（案）
- 第 34 認定第 7 号 平成 23 年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて（案）

第 3 5 認定第 8 号 平成 2 3 年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について（案）

第 3 6 認定第 9 号 平成 2 3 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（案）

出席議員（８名）

1 番	高 橋 研 史 君	2 番	片 股 敬 昌 君
3 番	一 木 重 夫 君	4 番	鯰 江 満 君
5 番	杉 田 一 男 君	6 番	池 田 望 君
7 番	稲 垣 勇 君	8 番	佐々木 幸 美 君

欠席議員（なし）

出席説明員

村 長	森 下 一 男 君	副 村 長	石 田 和 彦 君
教 育 長	伊 藤 直 樹 君	総 務 課 長	江 尻 康 弘 君
総務課副参事	鈴 木 敏 之 君	総 務 課 企画政策室長	湯 村 義 夫 君
財 政 課 長	今 野 満 君	村 民 課 長	斎 藤 実 君
村民課副参事	村 井 達 人 君	医 療 課 長	樋 口 博 君
産業観光課長	渋谷 正 昭 君	自 然 管 理 専門委員	岩 本 誠 君
建設水道課長	増 山 一 清 君	建 設 水 道 課 副 参 事	篠 田 千鶴男 君
母島支所長	箭 内 浩 彌 君	出 納 課 長	菊 池 元 弘 君
教 育 課 長	佐々木 英 樹 君		

欠席説明員（なし）

事務局職員出席者

事 務 局 長	セーボレー 孝 君	書 記	菊 池 ひろみ 君
---------	-----------	-----	-----------

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐々木幸美君） おはようございます。

ただいまから平成24年第3回小笠原村議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時）

◎会議時間の延長

○議長（佐々木幸美君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木幸美君） まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番、高橋研史君及び2番、片股敬昌君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（佐々木幸美君） 次に、事務局長より諸般の報告をさせます。

事務局長、お願いします。

○事務局長（セーボレー孝君） ご報告します。

村長より、平成24年8月29日付、小笠原村告示第21号をもって、本定例会の招集通知がありました。

また、同日付で、本定例会に提出するため、出資法人の経営状況についての報告1件、継続費精算報告書についての報告1件、議案24件の送付がありました。

同じく、同日付で、議会説明員出席者の通知がありました。

次に、教育長より、8月29日付で、議会説明員出席者の通知がありました。

次に、村長より、9月10日付で、決算の認定9件、健全化判断比率等の報告1件の送付がありました。

次に、議長佐々木幸美君の出張並びに行事出席についてご報告します。

6月29日、村長とともに新おがさわら丸建造について、都議会各会派に陳情してまいりました。

次に、7月2日から4日にかけて、東京都町村議会議長会主催の優良町村行政視察に参加しました。

次に、7月30日、村長とともに基地交付金の増額について、総務省及び防衛省に陳情してまいりました。

次に、7月31日、世界自然遺産小笠原プレゼントナイトーに出席しました。

次に、8月2日、東京都町村会議長会合同会議に出席し、同日、平成25年度都予算要望運動に参加しました。

次に、8月3日、東京都町村一部事務組合組織団体長と東京都町村議会議長会の合同会議に出席しました。

次に、8月15日、母島で開催されました戦没者追悼式に出席しました。

次に、小笠原村監査委員谷部勝久君及び池田 望君より、6月27日、7月20日及び8月20日付で例月出納検査の報告がありました。

以上でございます。

◎会期の決定

○議長（佐々木幸美君） 次に、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月12日から9月26日までの15日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日9月12日から9月26日までの15日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（佐々木幸美君） これより一般質問に入ります。

質問のある議員は、順次挙手をお願いいたします。

◇ 片 股 敬 昌 君

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 2番、片股敬昌です。

早速質問に入ります。

1 番目は、政府の海洋発電推進に対する村の姿勢を問うということでございます。

今年 5 月 25 日の総合海洋政策本部（本部長、野田佳彦首相）では、海洋発電のための波力、潮力、風力などの幅広い発電方式について条件を示し、全国の沿岸自治体から実証フィールドを公募し、実用化に政府を挙げて取り組むことが公表されております。石原都知事も今年 3 月の定例会で三宅都議会議員の質問に対し、小笠原諸島は自然エネルギー活用の地域モデルとなるポテンシャルを秘めている、波力、潮力など自然エネルギーの宝庫である、自然エネルギー活用モデルを先進的に取り組むことは極めて有意義だと思っている、そう述べておられます。国、そして東京都の力強い支援を受けて、将来の海洋エネルギー開発の先進事例をここ小笠原でつくっていただきたいと思います、村の見解をお願いいたします。

あとの質問は自席にてさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 片股議員のご質問に答弁をさせていただきます。

片股議員のご質問のとおり、政府は福島原発事故の後、エネルギー基本計画を見直す動きの一環としまして、海洋エネルギー利用促進に関する今後の取り組み方針を発表しました。この方針の中で、今後、沿岸自治体の実証フィールドの募集を検討していることも聞いております。また、都議会の中での知事のご発言に関しましても、承知おきをしているところでございます。

政府の考え方、今後の取り組みの方針ではございますが、それらに対しては本村担当の自然専門委員から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

また、それ以外の質問は自席ということでございますので、それぞれ担当も含め対応をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 議員の言われた政府の総合海洋政策本部が発表いたしました海洋エネルギー利用促進に関する今後の取り組み方針につきましては、日本周辺海域の再生可能エネルギーについて、そのポテンシャルには陸上以上のものがある、それらを利用した発電技術の早期実用化が重要とし、方針を進めるための 2 つの施策を発表いたしました。1 つは実用化に向けた技術開発の加速のための施策で、2 つ目は実用化、事業化を促進するための施策です。この中で、沿岸自治体からの実証フィールドの公募につつま

しては、平成24年度中に候補地の公募条件の公表、平成25年度に最初の選定と示されております。また、この事業を促進するために、海域利用にかかわる法制度、適切な環境影響評価のあり方等も検討することになっております。

当村でも自然再生エネルギーの導入可能性につきましては重要課題と認識しており、平成24年度の国土交通省委託調査の中で、小笠原諸島に即応した再生可能エネルギー等の活用方策の検討をお願いし、この調査結果を踏まえ、平成25年度には小笠原村エネルギービジョンを更新する方向で進めております。

小笠原はご存じのとおり、世界自然遺産の島でもあり、海域の自然に関しても、その重要性は大変大きいものと考えております。新たな技術導入に関しましては、ほかの地域以上に自然環境に配慮する必要性があり、先ほどの国土交通省の調査でも、その辺の配慮を前提とした指示を行っております。

平成25年度に小笠原村エネルギービジョンを更新する際には、この国の動きを把握するとともに東京都との調整も行い、小笠原村の現状に即した実効性のある計画をつくっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 村長に答弁をお願いいたします。

小笠原が世界遺産に登録されたことから、再生可能エネルギーはハードルが非常に高そうだという印象を受けました。しかしながら、日本を取り巻く環境は、原発の依存度を下げ、化石燃料を使った発電からの脱却も同時に我々は目指さなければならないと思います。この再生エネルギーの開発には、まさに待ったなしという状況だと思いますが、村長の見解をお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 方向性、基本的な考え方は、今、片股議員がおっしゃったとおりだと思います。

今回の政府の取り組みは、あくまでも方針でございますので、今、担当の自然管理専門委員も答弁しましたが、私どもが置かれている環境も踏まえて、潮力とかというものが本当に有効になるのかどうか。今まで、自然エネルギーでは太陽光のことをいろいろ議論もしてきたところでございます。ですから、方向性は片股議員の言ったとおりの考え方の中で、エネルギービジョンの更新の中でも、小笠原に適したものは何であるかということ

きちっと取り組んでまいりたいと思いますので、方向性と具現化には何が適しているのかということを入内でもきちっと議論をして、また、相談すべき国や東京都とも調整を図りながら進めてまいりたいと思っていますところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） ありがとうございます。

次に、いじめ問題について答弁をお願いいたします。

大津市の中学生在がいじめを受け、自殺した事件は、社会全般に大変大きな衝撃を与えております。教育委員会として、どうとらえているのか。もう1点、学校を監督する立場の教育委員会が情報を隠ぺいしていると社会から批判がありますが、この2点について答弁をお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） 教育課長、佐々木君。

○教育課長（佐々木英樹君） いじめ問題について答弁させていただきます。

大津市の事件につきましては、大変残念なことでありまして、周囲、学校、家庭、地域において事前に察知できなかったものと悔やまれるケースであったように思われます。

また、批判につきましては、批判されることは当然でありまして、当村教育委員会も十分注意して取り組んでいきたいと考えております。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） いじめについて、小笠原では教育委員、PTA、民生委員、児童委員、教員を集めた話し合いがこれまで行われているのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（佐々木幸美君） 教育課長、佐々木君。

○教育課長（佐々木英樹君） 当村では、いじめの実態というのは発生していないと認識しておりますので、その中では関係者を集めて話し合いは行っておりません。もちろん子供ということですので、けんかとか嫌がらせというのはあります。その中で、各学校において教員1人1人が児童・生徒をしっかりと把握して早目の指導を展開していることから、ほとんど単発で終わっております。そういうことで、いじめにつながっていないと認識しております。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 村長に答弁をお願いいたします。

当校ではいじめはございませんという学校、教育委員会の答弁ほど信用ならないものはないというのが、今日、国民一般の共通認識であると思っております。これだけ深刻な社会

問題になっているにもかかわらず、この夏休み期間中、そして2学期が始まるまでに一度も何の話し合いも行われなかったということについて、私は信じられません。そうした働きかけをしなかったPTA役員、教育委員、児童委員の方々にも正直失望しております。なぜ必要性を感じないのか。社会常識と余りにかけ離れていると思いますが、答弁をお願いします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 恐らく片股議員のご指摘、質問の意味するところは、今回、報道等で出されたものに対して危機感が足りないのではないかなというようなご指摘だと思いますが、いじめ問題も含めまして学校教育のいろいろな学校の問題というのは、荒れる学校とかという表現をされたところもございますし、これは今に始まったことではございません。

私どもの前教育長も現教育長も、教育現場で今までそういうことを体験、経験しながら、またはほかの事例を見ながら携わってきた人間でございます。日々の学校生活を送らせる中で、常日ごろから学校教育の問題点についてはきちっとした視点を持ち合わせておりまして、学校関係者、PTA等々、少なくとも小笠原村内の学校の中でそういう問題が起こらないように日々努めているというふうにご理解をいただければと思います。

私も、こういうことがある、ないにかかわらず、小笠原の子供たちをどう育てていってほしいかということについては、教育長を含め、いろいろ議論もしておりまして、そういう中でそのような報告を受けておりますので、日々の中でそういうことをやっているんだということで、ご心配、懸念はあろうかと思いますが、こういう問題が出たから何かをするということではない、そして危機感を持っていないわけではなくて、取り組んでいるんだというふうにご理解をいただければと思います。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） ありがとうございます。

多少消化不良のところはありますけれども、次の質問、また2点ほど答弁をお願いいたします。

生徒へのこうしたいじめのアンケート調査が行われているのかということ、もう1つは、学校、教員の評価はどのようにされているのか伺います。

○議長（佐々木幸美君） 教育課長、佐々木君。

○教育課長（佐々木英樹君） まず、生徒へのアンケートについてでございますが、小笠原村教育委員会としてのアンケート調査は実施しておりませんが、先ほど言いましたけんかや

嫌がらせというのは幾つかあるとは思いますが、そのあるたびに原因を追求するため、各学校ごとにアンケート調査を行って、実態把握に努めて指導しております。

次に、教職員に対する評価についてでございますが、年度当初に自己申告として目標を掲げさせて、中間申告ではその進捗状況を、最終申告ではその成果を申告させております。この自己申告をもとに年3回面接をして評価を行っております。大切なことは、この評価システムよりも、教職員の授業や日常の勤務状態をしっかりと把握して評価に結びつけることが大事だと考えております。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） いじめの本質は、けんかのような目に見えるものではなくして、精神的な危害、攻撃を繰り返し行うという行為があるということです。その自覚が必要だと思っております。

次に、副村長に答弁をお願いしたいと思います。

例えば年度当初の目標が「いじめゼロ」としまして、最終申告でもいじめゼロだという場合に、この教師の評価はどうなるのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 副村長、石田君。

○副村長（石田和彦君） 各学校長の評価につながるとは思いますが、その実態、学校の状況、生徒からの聞き取り、子供たちの活動の状況等々を判断した上で、それが的確であるかどうかについては学校長の全責任の中で判断をしていると私は考えております。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 現在の評価制度は適正だという認識ですか。

○議長（佐々木幸美君） 副村長、石田君。

○副村長（石田和彦君） 今現在の人事評価制度につきましては、全島的に行政職も教員職も各組織の中で行われており、また、研修をきちっとそれぞれの管理者に対して行っているところで、今現在では正しいと認識しております。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） ただいまの答弁は、私は多少消化不良です。子供が先生にいじめを受けているんだと相談をしたときに、おまえが我慢すれば何事もないんだよ、丸くおさまるんだよというふうに教師から言われた場合、相談した子供はたまりません。しかし、教師から上がる報告は、いじめがないという報告で上がるわけですね。これで問題がないというのは、私はちょっと信じられません。

次の質問に入ります。

いじめを受けている子供は、教師にも親にも相談できずにいるのが現状です。どのような対策を考えておられるのか。

もう1点、児童会、生徒会でも話し合いをし、見て見ぬふりをしない教育が必要であると思いますが、そうした指導はされているのか伺います。

○議長（佐々木幸美君） 教育課長、佐々木君。

○教育課長（佐々木英樹君） まず、いじめを受けている子供が教師、親にも相談できない場合のことですが、これに関しては、内地の一般的な傾向として挙げられているかと思いますが、当村では日常の子供たちの様子から問題がつかみ取れるような教師であるように研修を進めております。

次の児童会、生徒会で話し合いをということにつきましては、小笠原の子供たちは、仲間同士の問題で、みずから解決しようとする力を持っております。児童・生徒が、みずからいじめに気づいて、みずから解決しようとする集団づくりというのが自然にできております。これまでの学校教育の成果のあらわれではないかと考えております。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 問題解決の道は、教員の研修の充実にあると思います。指導力を高める研修をこれからも着実に実施をお願いしたいと思います。

次に、教師は人間を育てるのが仕事であります。サラリーマンではありません。ましてや労働者ではありません。聖職と言われる職業であり、子供たちのお手本となるべき職業であります。知識よりも、二宮尊徳にならって徳を教える教師を育てることが教育委員会の務めであると考えますが、見解をお願いします。

○議長（佐々木幸美君） 教育課長、佐々木君。

○教育課長（佐々木英樹君） 議員ご指摘のとおりであると思います。若手教員育成研修においても、求められる教師像として教育に対する熱意や使命感を持つ教師が第一に掲げられております。子供たちに対する深い愛情、教育者としての責任感と誇り、高い倫理観と社会的常識を兼ね備えた教師の育成に努めていきたいと考えております。

いじめは、どこでも、いつでも起こり得るということととらえ、細心の注意を払いながら教育を進めていきたいと考えております。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 先ほど二宮尊徳のことでちょっと触れました。これに関連して質問い

たしますが、前回の定例会で夜明山の尊徳像について、解説板の訂正と頭部の復元を求めたわけでありましたが、解説板の訂正は検討するということでありましたが、頭部復元は考えないという答弁でした。その後、同僚議員等の話し合いの中で、このままでよくないのではないかという意見を多数寄せられております。復元について再度検討する考えはないのか、伺います。

○議長（佐々木幸美君） 教育課長、佐々木君。

○教育課長（佐々木英樹君） 前回のご質問の答弁では、解説板の訂正は、調査の上、今後の対応を検討していくということです。そして、頭部の復元の考えはないと答弁させてもらっております。その後、議員皆様からのご意見が多数あるとのことですので、今後においては、議員の皆様と相談させていただきながら、何らかの対応を検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 次に、若者の定着のためにスケートボード練習地等青少年施設の整備確保について伺います。

最近、子供たちが漁業協同組合の空き地であるとか一般道の歩道あるいは青灯台の広場などでスケートボード、ローラースケートなどをやっている光景を多く目にするようになっております。子供たちの遊ぶ場を考えますと、奥村グラウンド場あるいは体育館、そうした遊ぶ場が限られていると思います。また、海が好きでやってきた若者たちの定着のためにも、そうした練習場の確保がぜひ必要だと考えておりますが、村の考えをお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） スケートボード練習場についてのご質問にお答えをいたします。

ご質問の趣旨でございますように、この村内には都会のように多種多様な娯楽施設が存在しないということは確かでございます。しかしながら、早急にスケートボード場を整備できるかといえ、村が予定しておりますさまざまな事業との調整ですとか、限られた土地の利用計画等との調整もでございます。早急にというお話であれば、なかなかお答えできない状況であることをご理解いただきたいと思います。

そのような中で、今後、レクリエーション施設や公園施設等を検討していく中で、その時代に合った施設を検討できるよう対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 扇浦浄水場の跡地とか製氷海岸の空き地、あるいは赤間建設の跡地の整備計画というものは、今、おおよそわかっているのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） 今、片股議員が挙げていただいたそれぞれの箇所については、現状ではまだ詳細な跡地の利用計画等については決まってはございません。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 先ほど言いました空き地を、ぜひ有効利用の計画の1つとして入れていただきたいと思います。

次に、心肺蘇生法の進捗状況について伺います。

人間の脳は、2分以内に心肺蘇生が開始された場合の救命率は90%、4分では50%、5分たちますと25%程度になります。したがって、救急隊到着までの5分間に現場に居合わせた人による心肺蘇生が行われることが大変重要であります。子供を預かる教職員、消防団員、保健師、介護士、一般村民などへの技術習得は進んでいるのか、現状と問題点をお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） 心肺蘇生に関しますご質問にお答えをいたします。

まず、教職員につきましては、父島、母島、小・中学校とも、毎年、プール指導開始前に心肺蘇生法を受講してございます。

次に、消防団員は、毎年度、東京都消防訓練所の出張訓練の際に救命技能講習を受講しております。

診療所、老人ホームのスタッフにつきましても、栄養士、調理師を除き、事務職員も含めまして、毎年、救命の講習を受けております。

保育士につきましても、同様に講習を受けております。

また、一般村民につきましては、社会福祉協議会のほうで公益財団法人東京防災救急協会による救命講習を実施しておりまして、昨年度、父島で75名、今年度、母島で65名が受講しております。

このような受講状況を今後とも確保するために、引き続き講習等、受講につきましてもの推進をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） ダイビング等観光業の人たちもあわせて確実に救命行為ができるように指導をお願いいたします。

次に、世界自然遺産保護について3点質問をさせていただきます。

アメリカの国立公園は厳しいルールによって守られております。レンジャーに注意されても、ごみを捨てれば、その場で逮捕される。そういう事実がございます。レンジャーの権限を明確にし、強化しなければ自然は守れないのだということを教えているのだと思います。

1つ目、小笠原におけるレンジャーの権限強化の考えについて伺います。

2点目は、外国人観光客は、日本人のモラルについて、文化の違いから理解できないことが多いと思われます。例を挙げれば「たばこはご遠慮ください」と書きますと、日本人はだめだとはっきり理解するわけですが、外国人は吸ってもよいと理解する人もおります。したがって、対外的にパンフレットなり何かに載せるときには、外国人の視点に立ってイエスあるいはノーをはっきりさせる必要があると思います。

3点目でございます。ガラパゴス諸島が一時危機遺産になったことを踏まえて、小笠原の自主ルールを徹底させることが大切であると思いますが、以上の点について村の考え方をお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目のアメリカの国立公園のレンジャー、いわゆるパークレンジャーなんですけれども、パークレンジャーと環境省レンジャー及び東京都レンジャーの制度についてご説明いたします。

アメリカの国立公園に在職しておりますパークレンジャーは、実際、環境省の自然保護官制度をつくるときに参考になったように、国立公園を守るためにあらゆる権限を持っている制度です。その職務権限につきましては、自然環境の指導、取り締まりから、山火事を防止するための消防業務、不法行為を取り締まるための司法警察官までを有しております。環境省の自然保護官制度につきましては、このパークレンジャーを参考に設立された制度ですが、法制度の違いからアメリカ並みの強権を持つことができませんでした。そのことから、自然保護官の仕事を補佐するための環境省レンジャーにつきましても、国立公園法の制約の中での業務に限られております。

小笠原では、環境省レンジャーに先行する形で東京都レンジャーがつくられたわけですが、その業務は環境省レンジャーに準じるものです。その中の主な業務内容につきましては、不法行為の監視及び是正・指導、自然公園施設の点検及び危険個所の応急補修、利用マナーの普及啓発及び指導、定期船入出航立ち会いによる外来種対策への協力、自然環境の継続的な観測及び監視、観光業者などへの自然環境の保護と利用の促進にかかわる指導及び助言等を行っております。実際、今年3月に起こりました母島乳房山での不正行為につきましては、環境省が刑事告訴を行い、小笠原警察が捜査に入る措置をしております。このように現在の日本の法律体系の中では、レンジャー業務にそこまでの強権を持たせていないというのが現状でございます。

2点目の外国人観光客と日本人のモラル、實際上、公衆衛生にかかわることだと思いますが、そのことに関しまして3点目のガラパゴスをご説明させていただきます。

パークレンジャーの件からガラパゴス諸島の危機遺産への沿革から、小笠原諸島の自然保護をするために、それを取り締まるためのレンジャーの権限を強化したらどうかという議員の意見も理解できるんですけども、当村の場合につきましては、父島で24ヘクタールという狭い地域であることと、すべての村民が自分の島の自然を守っていくという意識が強いことから、村民すべてが監視の目を光らせていくというような心構えで小笠原の自然については維持していくことが十分可能と考えております。

それから、たばこのポイ捨て等につきましては、たばこやごみのポイ捨てに関しましても、地域条例の中で対応することは可能です。しかし、すべてが規制の中で行うのではなくて、村民みずからの模範的行為で防げるものにつきましては、権限で縛ることではなく、観光客へモラルを訴えることで対応できるのではと考えております。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 最後に、たばこのポイ捨てについてのお話がありました。たばこの吸い殻を道路に捨てるかわりに、空き缶の中に入れて捨てる人が現在も少なからずおります。片づける側にとって大変迷惑な行為なわけなんですけど、こうした行為をしないよう観光客、村民に対して、今まで村からの注意、指導はされてきたんでしょうか。どなたでも見解をお願いします。

○議長（佐々木幸美君） 自然管理専門委員、岩本君。

○自然管理専門委員（岩本 誠君） 私も喫煙者の1人の中で、事実上、たばこの空き缶等なしで処理するというのはありました。ただ、小笠原においては、喫煙者の方も携帯灰皿を

所持したり、個々にやっている例があるのかどうかは私は確認はしていないんですけれども、先ほど説明したとおり、島民みずからのモラルの中で対応しないと、その部分について強制的に村として指導していくことがいいのかどうか、気がついたときに村民個々が、やっている行為の方に対して注意していくというのが小笠原の取り組む方向ではないかと私個人は考えております。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 私、店におりました関係上、ごみを整理しますと必ずあるんです。空き缶を洗うのに大変苦勞するんですよ。中身を出すのに。ぜひこうした取り組みも村として考えていただきたいと思います。

次に、高齢者の増加に伴い、医療費の増加が年々考えられるわけです。その対策としてジェネリック医薬品の使用は非常に効果的だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 医療課長、樋口君。

○医療課長（樋口 博君） ジェネリック医薬品の導入についてでございます。

当村診療所でのジェネリック医薬品への取り組みについてですが、基本的には患者さんの費用負担の軽減を図るという目的でジェネリック医薬品を導入していくことで今現在進めている段階でございます。

現在、院内で使用する注射薬あるいは点滴薬等につきましては、全体の2割程度まで切りかえが進んでおります。しかし、患者さんに処方するお薬につきましては、まだ5種類の切りかえしか進んでおりません。と申しますのは、処方の場合、診療所でそもそも取り扱っている薬の種類が大変多いこと、それから厚生労働省から提供される情報が非常に複雑な形で届いております。先発医薬品に最も近いジェネリック医薬品がどれなのか判断するのに非常に時間がかかるという状況になっています。加えて、先発医薬品と同じ効能のジェネリック医薬品であっても、その成分の構成あるいはその構成比率が若干でも変われば、患者さんの症状によっては、そのままジェネリック医薬品が使えないという場合もございます。そういったことから、患者さん個別にこの医薬品は使えるのかどうかといった判断も必要になる場合がございます。それらの事情から大変時間がかかる作業を要するという状況になっております。

また、診療所でそういった判断作業を進める上では、ドクターのほかに薬剤師が必要不可欠になります。当村診療所の場合、薬剤師、ドクターが診療時間外にそれらの限られた人数、職種で作業を進めていくことになりますので、ただでさえ作業に時間が必要になると

いう状況でございます。

いずれにしても、そういった課題が多々ありますが、基本的にはジェネリック医薬品を進めていくという方針のもとで鋭意作業を進めている段階でございます。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） ジェネリック医薬品の導入を進めていくという方針は確認をさせていただきました。

答弁の中で、処方薬への導入はなかなか難しいということでしたが、以下2点質問いたします。

院内で広く使われているものについては、現在、2割程度ということでありました。これから大いに拡大余地があるわけですが、現在、どのような薬が候補に挙がっているのか。もう1つは、他の市町村診療所との情報交換は今までされているのか伺います。

○議長（佐々木幸美君） 医療課長、樋口君。

○医療課長（樋口 博君） 1点目の院内での薬、2割程度をどういった形で進めていくかということにつきましては、基本的には院内も院外も、できる限り多くの方に使う薬を優先的に切りかえを進めていこうという方針でやっております。院内につきましては、先ほど申しましたように厚生省からの情報提供が非常に複雑だというのはありますが、うちで扱っている院外の薬よりかは種類は少ないので2割程度まで進んでおりますが、これを今までのスタンスどおり進めていきたいと考えております。

それから、他の町村の状況なんですが、個々に具体的に把握はしておりませんが、東京都の担当課長会議の中で話を伺ったこともあります。大島は、病院の前に院外処方薬局がありますので、推測ですが、かなり進んでいるかと思います。ほかの島につきましては、どこも私どもと同じで、進めたいのだけれども、なかなか進まないということで悩んでいるような状況だと認識しております。これからも情報収集は進めていきたいと思っています。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 島寿司の材料になりますサワラの安定した確保ということで質問させていただきます。

入港時に必ず店をのぞいておりますけれども、ほとんどサワラにお目にかかったことがありません。この島寿司の材料になるサワラは、小笠原の観光にとって重要な食材であります。宿泊業者、料理店、そして一般村民にも安定して提供できるよう村として努めてほしいと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、渋谷君。

○産業観光課長（渋谷正昭君） サワラの確保ということでございますが、サワラは単価も安く、漁師さんの経費等を考えると、サワラだけ釣りに行くということは今の実態では余りないようです。立て縄や底釣りの外道として、また、漁場への行き帰りの引き縄により漁獲されており、父島では平成22年度、約5トンの水揚げがございます。この水揚げされたサワラは、小売店、宿、飲食店を含めて現在は十二、三軒ほどが漁業協同組合で定期的に購入し、個人で買いに来る方もいらっしゃるということです。漁業協同組合で買う場合には1本買いとなり、購入されている方はご自身でさばいて、さくにして小売りをしたり、宿ではお客様に提供しているようです。

安定供給ということで考えたときに、サワラは季節により漁獲量、大きさ及び身の品質に大きな差があり、そもそもサワラのない時期にはビンナガやカンパチ等で代用している店、宿があるようです。

ご質問の趣旨であります漁獲量を増やしていくということでは、漁業協同組合としては、まとまった量を注文してもらえば、サワラの漁獲量をふやしてもらうよう漁師さんをお願いすることは可能であると伺っております。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 今の答弁ですと、まとまった量があれば漁業協同組合は協力しますということだと思いますが、一番のネックはサワラの単価が安くて漁師さんが儲からない。ここに大きな原因があるのではないかと伺っております。これに対して、村としてできることはほかにないでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、渋谷君。

○産業観光課長（渋谷正昭君） 今の段階で何かできるかといわれますと、特別な考えはございません。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） サワラ愛好家としては非常に期待しているところは大きいので、ぜひよろしくお願いいたします。

最後にまた教育課長に答弁をお願いしますが、今日まで小笠原小・中学校におきまして、いじめ問題というのは一度もなかったのかどうか伺います。

○議長（佐々木幸美君） 教育課長の答弁をもって終わります。

教育課長、佐々木君。

○教育課長（佐々木英樹君） いじめに対する定義といたしますか、考え方なんですけれども、実際のところ、けんかとか嫌がらせということを先ほどから私も答弁しておりますが、その中で継続的な嫌がらせということがいじめと考えておりまして、単発的に行うようなちょっとした嫌がらせについては、子供たちのことですので、やっぱりそういうのはどうしても出てくると思うんです。そういう面では、先ほど言いました継続的な嫌がらせがずっと続く、子供がそれでノイローゼになるとかというような状態になることを考えておりますので、そういう状態のいじめというのはこの村には存在しないという判断でございます。

○議長（佐々木幸美君） それでは、都合により暫時休憩したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、暫時休憩いたします。

次会は午後２時から再開いたします。

（午前１０時４５分）

○議長（佐々木幸美君） 休憩前に引き、一般質問を再開いたします。

（午後２時）

◇ 一 木 重 夫 君

○議長（佐々木幸美君） 質問のある議員は挙手をしてください。

一木重夫君。

○３番（一木重夫君） ３番、一木重夫です。

通告どおり３つ質問があります。

一番最初に、観光振興についてでございます。

最初に、ソーシャルネットワーキングサービス（ＳＮＳ）の活用についてでございます。

今、世界遺産ブームがありますけれども、これもやがてなくなるであろうと言われております。ほかの世界遺産の事例を見ましても、実際、ブームは終わっていますし、また、今後、琉球列島が世界遺産を目指していまして、琉球列島が世界遺産になったとき、小笠原の世界遺産ブームも下火になっていくのではないかと考えております。

今の観光客は、村のアンケート調査結果からもわかっているんですけれども、テレビを見て小笠原に来たいという方が非常に多くなっています。それはやはり世界遺産効果でメデ

ィアがいっぱい来て、そのメディアがテレビ等で流して、それを見た国民が小笠原に来たいということで、今はテレビ中心の誘客になっています。しかし、この世界遺産ブームになる前は、口コミというのが一番の小笠原の宣伝媒体でした。これもアンケート調査でわかっております。そのため、今後も口コミであるとかリピーターの皆さんがより大事になってくると私は考えております。

そこで、今、フェイスブック、ミクシィ、ラインとかといったSNSと呼ばれています友達同士をつなぐコミュニケーション媒体が結構国民全体ではやっております。このSNSをより充実させて小笠原諸島の魅力をもっともっと強く発信できないかと私は考えておりますけれども、村長の考えを伺います。

次に、外国人旅行者誘致についてでございます。

私は、以前から小笠原には外国人旅行者誘致が必要だと強く言っていますけれども、それには理由がありまして、まず、鯨とかイルカとかウミガメ、海鳥系、これらの小笠原の観光資源は欧米人がとても好む観光資源なんです。また、欧米人から日本の観光地を評価されますと、観光地自体がブランド化されるという例もございます。例えば北海道のニセコ町は、オーストラリア人がニセコの雪質が素晴らしいということをオーストラリア国内で宣伝いたしました。そうしたら、オーストラリア人がこぞって来るようになったんです。それをまたメディアが紹介して、今度はオーストラリア人だけではなくて、それにつられて日本人の観光客もたくさん来るようになりました。また、中国とか韓国とか台湾というアジアの人たちにも知れ渡るようになって、ニセコというスキーの場所が国際観光地化されてしまいました。あと例を挙げますとミシュランがあります。フランスのタイヤメーカーですけれども、その海外のタイヤメーカーが日本のミシュランガイドブックを出したら、日本というのはそれだけで盛り上がってしまうわけです。アーバンリゾートという部分で東京がまた一躍外国人旅行者の脚光を浴びるといったことにもつながるわけです。

その外国人旅行者誘致が大事だと聞きましたけれども、大震災の影響で外国人旅行者が減ってしまいました。私も昨年6月議会で外国人旅行者を誘致しても今はちょっと難しいと発言をしましたけれども、ここ最近、小笠原の観光客を見ていると、また外国人旅行者が戻りつつあるなと個人的に感じております。また、ニセコとか札幌、東京の外国人が集まるような、かつてにぎわっていたところも私は夏に行ってまいりましたけれども、結構、外国人旅行者が戻ってきておりました。

今、外国人旅行者誘致の課題をもう1回整理して、そろそろ具体的に外国人旅行者誘致を

実行する時期にあるのではないかと考えておりますが、村長の考えを伺います。

続きまして、観光PRビデオの更新なんですが、事業者から要望を受けたんですが、村がつくった観光PRビデオが世界自然遺産登録前につくったビデオで、世界自然遺産候補地小笠原で観光PRビデオが紹介されている。これは、もう登録されているわけですから、そのPRビデオを更新しなければいけないのではないかと思います。また、外国人旅行者誘致のためにも外国語での観光PRビデオもつくったらいかがでしょうか。

続きまして、村民の健康管理についてでございます。

40歳になりますとメタボの検診を受けるように勧められます。私も、昨年、40歳になりまして、初めてメタボ検診を受けましたら、メタボ予備軍と言われてしまいまして、メタボ予備軍は保健師の指導を受けなくてはいけないと言われてまして、私は保健師の指導を受けました。そしたら、保健師から、メタボ人口の割合が多いと小笠原村が後期高齢者医療制度に支払うお金が増えちゃうかもしれませんと言われてました。では、どれぐらい増える可能性があるんですか、村が支払うお金がそれでどれだけ増える可能性があるのかと聞きましたら、最大で1,000万円ほどだから、メタボ関係の目標の達成度合いで1,000万円も変わってしまうと言われてました。

メタボのどういう基準をクリアしなければいけないのかといいますと、まず、メタボの検診率です。国民健康保険に加入している人の中で、どれぐらいの割合がメタボ検診を受けたのか。国のこの目標の数字が65%で、村はどれぐらいなのかといいますと、平成20年度で61.4%、昨年度は61%でした。国の目標数値は65%なので、昨年度と比べると、あと4%足りない。ただし、全国平均値は32%なんです。これを見ると、ものすごく優秀な数字ではあるんですけども、もうちょっと国の目標値まで足りないという状況があります。

また、メタボの指導率の国の目標値は45%、村は、平成20年度、17.6%で、平成23年度はすごく頑張りました60.9%まで上げました。全国平均値は20.9%なんです。国の目標もクリアしているし、これは大変優秀な数字であります。

3番目のメタボの人間の割合、メタボの減少率は、国の目標値は10%減なんですけれども、今、村の数字としては6.7%減になっています。これももうちょっと頑張らないといけないという数字になっています。

国が設定しているこれらの目標の数字を達成すべく、さらに努力をする必要があるのではないかと考えているのと同時に、メタボ指導率は極めて優秀な数字なので、この数字をぜひ今後も維持をしてほしいと感じております。

続いて、予防医療の推進についてであります。

午前中の片股議員の質問にもありますけれども、高齢者社会はますます進んで医療費が増えていくのは必至です。今、国民健康保険体制を非常に圧迫してしまして、このままでは保険料の負担が増大していくのは目に見えております。そこで、この医療費を何とか抑えようということで予防医療というのが注目されています。予防医療は保健指導の強化ということがあります。これは先ほどのメタボになったときの指導のように保健師の指導をより強化して、なるべく医療にかからない人を増やそうということです。民間の健康保険組合では先進事例がございまして、株式会社ワールドという会社では保健師の指導を強化して、健康保険の保険料を8.6%から4.7%に減らしたという実績がございまして。

また、2番目の健康マイレージということで、保健の指導とか健康診断、がん検診とか肺がん検診、健康教室などに参加すると、受けた住民にマイレージのポイントとして何ポイントかを与えて、そのポイントがたまったら、新たな健康診断を受けることができたり、健康グッズがもらえたり、図書カードがもらえるという仕組みもございまして。

また、3番目の国民健康保険税マイレージ制度は、衆議院議員の樋口先生が提唱してしまして、一定期間健康な状態を維持したら国民健康保険料を安くする、もしくはポイントとしてマイレージとして与える、そうすることで日本は予防医療への転換を一気に実現できるというふうに唱えています。かつて、この村議会の委員会でも鯉江副議長が同じような提言をしていました。

これらの取り組みを村が実践しまして、予防医療をさらに推進してはいかがでしょうか。村長の答弁をお願いいたします。

3番目に入ります。小笠原を担う島っ子たちに期待することと村政の役割についてでございます。

私が島っ子たちに期待することは、内地という大海にもまれながら大きく育ってもらいたいと思っております。内地で自分の好きなことを見つけたり結婚して小笠原に戻らなくても、小笠原をふるさとのよりどころとして強く生きてもらいたいと思っております。また、もし小笠原に帰ってくることがあれば、村づくりに積極的に関わってもらって、村民がより暮らしやすい、より幸せに感じる島にしてほしいと私は思っております。

私は、村づくり、まちづくりというのは政治だと思っております。もちろん行政もあります。20歳になったら選挙権というのはよく言われますけれども、25歳になったら議員にも立候補できるし、村長にも立候補できます。被選挙権も行使して村づくりにぜひ参加して

もらいたいと私は思っております。

また、村政の役割として、島っ子たちが実現したい夢や希望をサポートする。また、島と内地の仕事や文化等をたくさん体験してもらうことが大事であると思っております。

村長と教育長の島っ子たちに期待すること、また、村政の役割を伺います。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 一木議員のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、観光振興についてのご質問をいただきました。

村におきましては、昨年の世界自然遺産登録以降の観光客増につきましては、登録以前から観光振興の立場から集客対策をまいりました。その中で登録による効果を想定したきたところでございます。今はまだ世界遺産登録後の観光客数の増加のピークの中にあるのではないかと考えておりますが、メディアの取り上げられ方や、本土におけるイベント参加の要請の減少などを見ますと、幾らか冷えてきているのかなという印象は持っております。

村としましては、その減少傾向を極力世界遺産登録前より高い位置でとどまっていこうと目指しまして、観光局を立ち上げ、本土における誘客対策の強化を図り、現地ではエコツーリズムの振興に取り組んでまいりました。

小笠原村の観光面における競合先というのは、決して世界遺産登録の地ばかりではなくて、海外を含めました多くの観光地が競合先になると考えております。決して世界自然遺産ブランドにあぐらをかくことなく、世界自然遺産のブランドも小笠原に観光客を誘致するための一つのツールであるというような思いで、これからも観光振興に取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

村では、本土に観光局を立ち上げた際に関係団体との役割分担を明確にいたしました。村は産業観光課を窓口総合調整役となり、本土に設置した小笠原村観光局が営業マンとしての役割を担い、父島、母島それぞれの観光協会並びに各事業者が訪れた皆様のホスト役になるという分館です。そして、本土と小笠原をつなぐのが小笠原海運、こういう図式でございます。この5社が、まさにこの4月から毎月定例の連絡会議を持ちまして、次なる一手を相談してまいっているところでございます。その中で、やはり若い世代に小笠原をアピールする方法として、議員ご指摘のネットやSNSの活用を図ろうということになったこと、また、外国人誘致につきましては、アクセスやガイドの言葉の問題などを考えると、課題の整理を図りつつ、徐々に取り組んでいこうということになったという報告を受

けております。

小笠原への観光を考えた方々が情報を得るためのチャンネルを増やすということは、ネットやSNSの積極的な活用は、今後とも関係団体として連携に取り組んでまいります。

また、外国人誘致についてのご質問をいただきました。

外国人の誘致につきましては、今後ともいろいろな情報収集をきちっとし、課題整理をしながら取り組んでいきたいと考えているところです。これまでも英語パンフレットの発行や観光案内板の多言語対応などに取り組んでまいりました。このような努力を今後もできるだけ続けてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、健康管理のことについてのご質問をいただきました。

私ども村では、毎年実施しております健康診断、現状の受診率の維持向上に努め、今後も村民の健康増進を図ってまいりたいと考えているところでございます。詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、島の子供たちに何を期待するのか、また、村政の役割は何なのかというご質問をいただきました。

私が島の子供たちに期待することは、生きることに前向きで、国際的な視点を持ち、心豊かで包容力のある人間に成長していただきたい、この一点でございます。

また、村政の役割ということでございますが、我々は、子供たちが明るく元気に健やかに成長していく環境を整えていく。そして、子供というのは成長とともに世界が広がっていきますので、その広がっていく社会の交流等々、我々が後押しをして、いろんなことを吸収して成長していただくようなことを考えていくことだと思っております。

また、村政にというより、村に成長した後というようなことを一木議員なりのお考えを示されておられましたが、私は、それぞれが成長の過程の中でいろいろなことを吸収し、村に帰ろうという考えを持ってくれるような、いわゆる就職先とか魅力のある島づくりということを私どもが考え、実現をしていくことが、島の子供たちがやがて島に帰ってくるといふ大きな要素の一つになると考えておりますので、そういう努力もあわせてしてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 教育長、伊藤君。

○教育長（伊藤直樹君） 引き続き、島っ子たちへの期待と村政の役割についてお話をいたします。

私が小笠原の子供たちに期待することは、それぞれが思い描く人生を全力で実現してほしいということです。それが結果的には日本を支え、世界に貢献する力になります。

そして、村政の役割は、ここで育った子供たちが、世界じゅうのどこに生活の基盤を置こうと、小笠原を自分のふるさととして誇りを持ち続けられる美しい村づくりであろうと私は考えております。

それでは、小笠原の子供たちの行く末はどうかということについて少しお話しいたします。

以前から、小笠原の子供たちは、素直に育っているけれども、都会の荒波に耐える強さを持っていないというふうに言われてきました。確かに昔はそういうこともありましたけれども、今の子供たちは皆さんが考えている以上にたくましく変化しています。一見、素直で明るくて、いつも楽しそうで、何も考えていないように見えますけれども、実は彼らなりにしっかりと考え、迷い、悩み、自分の進むべき道を真剣に探しています。成長の大きな節目となるのが、高校を卒業すると同時にほぼ全員が島を出ていくことにあると思います。小笠原の子供たちは、この瞬間を目指して、みずから自立の準備を整え始めます。この自立が内地ではなかなかうまくできておりません。

実は、小笠原の子育てのシステムは非常によくできていると私は思っています。小学校まではしっかりと手をかけられて育てられ、中学校では自立を求められながら鍛えられます。高校3年間は学ぶことも多くなり知識も増えますが、それ以上に成長させていると思えるものは島の労働力として重要な位置を占めているアルバイトです。全員が仕事についているわけではありませんけれども、仕事の責任を覚え、人との接し方を覚え、自分が必要とされている経験をすることは非常に大きな意味があると私は思います。

さらにすばらしいのは、小笠原の子供たちは全員が家族や地域の人たちにしっかりとかわいがられて育っていることです。そのため、愛されて育った人たちが持つやさしさが小笠原の子供たちにはしっかりと身についています。そして、そういう心を持つ子供たちは家族を大切にし、人を裏切ることはしません。また、育ててくれた地域に対しても感謝の心を持ち続け、いつか恩返しをしようと思いつながりながら生きていくはずで

す。高校を卒業し、島を出ていく日の風景は感動的で感傷的ですが、表情はみんな輝いていて、自立の決意に満ちています。内地や海外で活躍する卒業生のほとんどが、いつでも帰ることができるから、いつでも帰ることができるふるさとがあるから頑張れるんだと言っています。また、できるなら小笠原に帰って村のために働きたい、こう言う卒業生も少なくは

ありません。この気持ちを受け止め、支援していくのは村政の役割です。島に受け入れるための環境づくりも、その一つではないかと思っています。世界じゅうで力をつけた小笠原ブランドの人材が島に戻り、新しい村づくりに参加する日が来れば、こんなにうれしいことはありません。大いに期待し、その日を待ちたいと思います。頑張ってください。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、渋谷君。

○産業観光課長（渋谷正昭君） 一木議員の観光振興についての質問のうち、観光PRビデオの更新について答弁させていただきます。

小笠原村観光局が実施している旅行会社向け説明会などでも新たなビデオの要望はありますが、村では平成17年度以降、観光PRビデオは制作しておりませんでした。ただ、世界遺産登録後、現在、林野庁や東京都において世界自然遺産に関係したPRビデオを制作しております。特に東京都では「小笠原の自然」ということで現在制作していると伺っております。また、村内事業者が独自に小笠原の自然映像を中心にしたDVDの制作販売を行っており、新たに制作されるビデオの内容確認や既存のビデオのPRへの活用も検討しながら、村としての対応を考えたいと思っております。

○議長（佐々木幸美君） 村民課副参事、村井君。

○村民課副参事（村井達人君） 村の健康管理について、検診率とか指導率といったものについてですが、一木議員からご案内のとおり、村の検診事業につきましては、現状の受診率の維持向上に努めまして、今後も村民の健康増進を図ってまいりたいと考えております。

また、検診受診後の保健指導につきましても、実施体制の強化を図るなど、疾病の予防対策にもさらに力を入れていきたいと考えております。

メタボリック対象者の保健指導につきましては、父島、母島で行われる結果説明会以外にも来庁されて結果を取りにこられる方を引き止めるというか、声をかけまして保健指導に必ずつなげ、面談等により体重管理、食事指導等により効果が出てきているところでございます。

今後も村としましては、あくまでも平均寿命ではなく、健康寿命というものを伸ばすことを目標に健康指導事業を展開してまいりたいと考えております。健康寿命とは、健康で日常的に介護を必要とせず、自立して生活ができるという生存期間のことですが、この健康寿命を短縮する大きな要因となるのがメタボリックシンドローム、認知症のほか、運動器症候群と呼ばれるロコモティブシンドロームがございます。心臓や脳血管などへ影響する内臓の病気に対し、ロコモは体の運動にかかわる骨、関節、筋肉、神経等の障害を

負ってしまい要介護などになってしまう危険性が高い状態を言います。これらメタボ、ロコモ、認知症の三大要因というものは相互に作用し合っておりますので、幅広い対応策が必要ではございますけれども、今後は検診事業と並行し、ヘルスアップ教室などの健康指導、健康維持事業、また予防対策の強化に推進してまいりたいと考えております。

議員ご案内の受診率、改善率は今後も目標を達成するよう、また、低下しないように努力を続けていきたいと考えております。

○議長（佐々木幸美君） 村民課長、斎藤君。

○村民課長（斎藤 実君） 議員のもう一つの予防医療の推進ということで答弁させていただきます。その中でも保険税の割引等を含めて適用したら推進につながるのではないかとということでお答えさせていただきます。

医療保険制度は、設立経緯等により複数並立しておりますが、すべての国民がいずれかの制度に加入する、いわゆる国民皆保険制度をとっております。自治体の運営する国民健康保険の特徴としましては、ほかの保険の加入者と比べ平均年齢が高く、平均所得が低い傾向にあり、これはほかの被用者保険制度の対象とならない人すべてを対象としているという構造的な要因によるものでございます。保険者の多くが赤字となっております。国民健康保険制度は、相互扶助を基本とした社会保障制度であり、保険税の負担については、その世帯の所得や人数により算定することとされております。従前、納税者の納税意欲の高揚を図ることを目的に国保税等を年度当初に前納した場合に報償金を交付する制度をとっていた自治体もありましたが、その目的の達成や特別徴収制度の実施による不公平感などから多くが廃止されております。議員ご指摘の割引制度等の趣旨につきましては重々承知しておりますが、保険者としましては、現行の赤字財政を勘案しつつも、できる限り保険税の現状維持に努めていくことをご理解を願いたいと存じます。

また、予防医療の強化策につきましては推進ということで、今後、各団体等の動向を勘案しつつ検討してまいりたいと思っております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 残り1分になってしまいましたので、1つだけ再質問があります。

島っ子たちの実現したい夢や希望をサポートする村の事業として奨学金制度があります。この奨学金制度は現在は月2万5,000円なんですけれども、そろそろこの金額を見直す時期に来ているのではないかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 教育課長、佐々木君。

○教育課長（佐々木英樹君） 奨学資金貸付制度について見直しをということでございますが、この制度の見直しについてでありますけれども、これまでに利用者などからの要望が特段出ていないところもありますので、今すぐこの見直しをすることは考えてございません。

今後、見直しを検討する際なんですけれども、見直しの中には貸付額の増額というのがあるんですけれども、この増額につきましては、償還の際の毎月の償還する額にかかわってきますので、無理な設定で償還困難というようなことにならないように工夫が必要ではないかと考えております。今後はその点を考慮しながら検討できればと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

◇ 杉 田 一 男 君

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 5番、杉田一男でございます。

登壇では2点、訪島事業並びに防災対策についてお聞きしたいと思います。あとの質問は自席にて行いたいと思います。

まず、訪島事業についてですが、硫黄島の訪島事業は東京都の墓参から始まったものを、平成10年、村が引き継ぎ、現在に至っております。私も議員になってから毎年必ず参加させていただいております。その中で感じるのは、この硫黄島の訪島事業は参加される方にとっては大変意義ある大切な事業だと感じることでございます。今、硫黄島の現状は、国が大半を借り上げて管理運営しております。そして、旧島民の方の一時帰宅もかなわないといった中で年1回行われるこの訪島事業が、旧島民の方にとりましては、1年に一度ふるさとに帰り、そして昔をなつかしむ。遺族会の方々にとりましては、年に一度硫黄島にお参りに行ける、そして中学2年生の方は小笠原村で世界平和宣言しておりますけれども、それに基づいて現地を見、戦争の悲惨さ、そして戦争は二度と起こしてはならないということを肌で感じられる場所だと私は思います。そういった大変意義ある訪島事業が、近年、地殻変動によりまして大幅に隆起しております。特に、去年から今年にかけては50センチぐらいの隆起をしております。それによりまして訪島するのにも大変な苦勞をされております。浅くなることによりまして上陸地地点もどんどん陸地から離れておりますし、船に係船するブイにも、近い将来、大きな影響が出てくると思います。そして、この問題は、小笠原村だけで対応できる部分を超えております。関係機関の協力なしには、この訪島事

業の継続というのは難しいと私は思っています。

しかし、旧島民の方々の理解を得られて国も運用していただけるわけです。それはどういうことかということ、協力できるものは協力しながら訪島事業をやってくれる、ありがたいことだという部分もあると思います。この問題点の大きさからいきましても、一朝一夕にできるものではありませんけれども、村長は議員時代からこの硫黄島に関しては自分なりに取り組みをし、いろいろと考えてこれらだと思います。今後、この事業を続けるに当たって、村長の考え、そして新たな決意をお聞きしたいと思います。

もう一つ、災害対策でございます。

これは申すまでもなく、今、30年以内に起こると予想されている東南海・南海地震、そして、その惨状は東日本大震災で未曾有の災害として皆さんの心の中にも大きな印象を与えたと思います。しかし、つい最近、今度は南海トラフで起きた場合の最悪のハザードマップが示されました。何と津波高、最高19.6メートルという。今まで安心して避難していた小・中学校の体育館は13.5メートルぐらいしかなく、あそこは避難場所として最悪の場で使えないという現状でございます。そして、小笠原の唯一の防災に弱いところは、重要な公共施設が湾岸線に並んでいるということです。5メートルの波でも施設はすべて麻痺すると私は思います。

そういった中で、今月7日に避難訓練をしました。しかし、私は、今までの避難訓練ではやっぱり相当な無理があると。例えて言えば、津波が来るということは湾岸道路は一切走れないということです。そして、車も使えない場合がいっぱい出てくる。将来予想されるハザードマップに照らした避難をもう一度真剣に考える時期ではないかと思っています。

そういった中で、村長の使命は村民の命を守ること、これが第一であります。改めて防災に対しての村長の考え方、取り組みをお聞きしたいと思います。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 杉田議員のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、硫黄島訪島事業のおがさわら丸による墓参事業につきましてご質問をいただきました。昭和19年に強制疎開となりまして、その当時、父島には2村、母島にも2村、そして硫黄島に1村ということで、小笠原には5つの村があったわけでございます。昭和43年に日本に返還になりまして、まず父島から復興が始まりました。1島1村ということで大村地区からでございます。それから5年後の昭和48年から母島が復興に入るわけですが、残念ながら北村は集落地域ということなく、元村のほう、沖港のほうからの現在の形での復

興となりました。硫黄島におきましては、残念ながら帰島が許されませんで、昭和59年、硫黄島には帰島が困難という政府の決定が出され、いまだに帰島ができなくなっております。東京都が開催する慰霊墓参が年2回、小笠原在住の旧硫黄島民の方が父島、母島からヘリコプターで墓参をするという形態が長年続いておりまして、帰島のかなわない旧硫黄島民の皆様に何とか硫黄島に行っていただこうという中で、先ほど杉田議員からご指摘がありました記念公園の開所式のときに、当時、おがさわら丸との事業として墓参を初めてやりました。そのときに当時の村長、議会議員の皆さんが、硫黄島から年間約2億円前後の基地交付金をいただいて、それを小笠原村のために使っているのに、硫黄島の旧島民の方に何か報いるすべはないだろうかということが大いに議論されまして、村独自の事業として現在の形のおがさわら丸の墓参がスタートしたわけでございます。したがって、当時はまず硫黄島の旧島民の方、そして当時、中学2年生として初めて子供たちが行きました。中学生も一緒にということを毎年やろうということで、子供たちについては中学2年生ということがそのときから決まって、現在に至っているわけでございます。

まず、おがさわら丸によります硫黄島訪島事業の重要性というものは、杉田議員からご指摘をいただきましたとおり、私は、みずからも推進してきた立場でございまして、継続して毎年実施をしていくつもりでございます。

しかしながら、先ほど杉田議員からご指摘がありました硫黄島の隆起が思ったよりも激しくて、おがさわら丸を係船して通船を行うところの砂浜が年々隆起をし、現行の体制での上陸に苦労しているところでございます。小笠原島民の方やそれ以外の方々も今まではご案内できたものが、今年は残念ながら原点に返って旧島民と中学2年生という形でやらせていただきました。

しかしながら、この歴史をかんがみますと、できるだけ連れていくことがかなうものであれば、一般村民の方にも硫黄島の歴史、この小笠原の歴史を知っていただくために、今後は従前と同じような形でこの墓参事業が進むようにいろいろ努力をしてまいりたいと思います。

先般、訪島しました際に議員の皆様にも見ていただきまして、今後、どのような形にしたら多くの方をお連れして墓参ができるか、まず調査をし、具体的な取り組みについては、その調査結果を踏まえ、関係機関とも相談してまいりたいと考えておりますので、杉田議員をはじめ議員の皆様のご支援をよろしくお願いを申し上げさせていただきたいと思っております。

続きまして、防災対策のご質問をいただきました。9月7日に防災訓練をやったところでございますが、津波災害につきましては、近いうちに起こり得る確率が最も高いといわれております東南海・南海沖地震による津波を想定した浸水予測図が作成されており、これをもとに避難計画を定め、限られた時間の中、村内の皆様に確実にまず高いところに避難をしていただくということを最大目標といたしまして、毎年、防災訓練を行ってきているところでございます。

また、津波の被災により父島の奥村地区以南が分断されるということを想定しまして、東京都に対し、防災避難道路の要望を引き続き行うとともに、旧高校跡地に避難施設の建設を行うべく準備を進めてきております。いわゆる行文線の中での道路というものが、今、残念ながら途中で止まっておりまして、今のままいきますと扇浦地区と大村地区が寸断されてしまうということで、津波災害に遭ったときにも分断がないようにしていくということで東京都には要望しているということでございます。

さらに、福祉センター前から高等学校への避難路の再整備は、一度現場へ行っていただけるとありがたいですが、父島保育園から電信山遊歩道への避難路として、遊歩道として整備を取りかかっているところでございます。

津波災害に関しましては、言うまでもなくまず人命の安全確保が最優先であり、確実な情報伝達、避難誘導、避難経路の確保により、住民や滞在者の安全かつ確実な避難を進めてまいり所存でございます。

しかしながら、実際に津波が来襲いたしますと、父島、母島の集落は、議員ご指摘のとおり、広範にわたって浸水することも予想されます。この場合、内地からの支援が得られるまでは村内独自の対策が必要になってまいります。東京都等行政機関とも役割を整理してまいります。民間事業者の方々にもでき得る協力を求められるよう進めてまいりたいと考えております。

先般、国から、小笠原ですと最大19.6メートルという津波が来襲すると出されました。東京都のほうではこれからいろいろな調査をしてまいりますので、詳細についてもっとデータがきちっと出ると思いますが、9月7日の防災訓練では、小・中学校の跡地が13メートルちょっとで、実際にそれぐらいの津波が来襲したときにはもっと高台に行かなければいけないということで、小学校、中学校の間にあります坂道から行分線に上がるということで、ここを上がりますと20メートル以上の高さを得られるということで、そのような避難訓練もしたところでございます。現況、まず何よりも人命の安全の確保第一ということ

しまして、高いところに逃げるということを広報していきながら、確実な対策をとってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 今、村長は、旧島民の方にいろいろな形でお世話になっている、それに報いるのは村の役目だと答弁されましたけれども、私もそのとおりでと思います。そして、訪島事業を行うに当たっての大きな問題点は、隆起することによって通船が非常に難しい。そして、おがさわら丸の係留ブイがいつまで使えるかわからない。それが多分大きな問題点だと思います。そして、これは先ほど言いましたように、村だけで解決できる問題ではありません。執行部と議会が一緒になって要望活動しながら、切らさないような努力をしていくことがまず大事だと思います。

村長、改めてお聞きします。先ほど村長が言いましたけれども、今年の訪島事業は、例年150人から180人行っている中で80人強だと思います。私は、それでも来年も続けるべきだと。どんな問題点が出ようとも固い決意でもって来年もぜひ実施するのだというお気持ちがあるかどうか、お聞かせください。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 全く杉田議員と一緒にございまして、来年も今年のような少ない形であろうと、おがさわら丸の訪島事業は必ずやるというふうに思っています。そして、幾つかの懸案事項がありますけれども、隆起によって生じたそれらを、今のご質問にもありましたようにクリアできたら、今までと同様、村民の方にもぜひ小笠原を見ていただくというようなことで運んでいきたいと思っております。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 村長も訪島事業を何回も参加されて毎回行っているわけですが、今、旧島民と言われる方は70代後半から80代ですよね。そういう人たちが島へおりた途端に、あれだけ元気に歩けるのか、あれだけ木を伐開できるのかというぐらい人にはわからないようなパワーが出てきます。そういうことが来年も続けられるように、ぜひ村長の頑張りをお願いしたいと思います。

次に、防災についてお聞きします。

まず、東北大震災で一番問題になったのは、復興の端緒をつけるのは人力では限りがある。そういった中で建設機械は非常に大きな役目を果たしております。陸続きの東北でさえ確

保するのに大変でした。まして超離島の小笠原で重機を確保するということは大変なことだと思います。そういうことを念頭に入れながら建設業協会と防災協定ののようなものを結んだと思いますが、いつ結んで、内容的に簡単でいいですから、教えてください。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

小笠原村建設業協力会とは、昨年、平成23年7月に小笠原村災害時に関する協定を締結しております。内容につきましては、被災時の応急対策及び応急復旧に対処いただくための基本的な事項をまとめたものでございます。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） この協定を結ぶときに、どういう形で結んだのか、私は非常に大事だと思います。当然、協力会には管理会社がある。しかし、管理会社だけと話をして結んだとなれば、これはちょっと無理がある。なぜならば、それぞれの建設会社が集まってこの協定を結んだというのは間違いないと思いますけれども、果たして中身まで把握している、さらに言えば責任持って判断できる、そういう人たちがよく理解して協定を結んだのかどうか、私は心配していますが、その辺はどうですか。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） 杉田議員ご指摘のとおり、この協定につきましては管理会社を通しての協定の締結の仕方ということになってございます。各社集まっていたいての説明等は実施してございません。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 村にお願いしたいのは、各会社の責任ある人たちを集めて、改めてこの協定書について説明し、協力を改めて求めるということをまずやっていただきたいのと、普通、重機といいますとキャタピラー式が多い。タイヤローダーは自走できるからまだしも、キャタピラー式のバックホー等は当然運ばなければなりません。そして、地震発生から約1時間ちょっとは余裕があると思いますけれども、その間に数少ない回送車とどこに運ぶかわかりませんけれども、その中でどれだけ運べるか非常に疑問があります。ですから、自走式とキャタピラー式は当然分けて確保を考える必要があろうと思うのと、まず置き場の問題はどうなっていますか。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） 具体的な置き場の問題につきましては、現在におきまして、まだ

整備をされている状況ではございません。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） この置き場に関しては、早急に村でちゃんと計画していただいて確保すると。それも低地ではなく、高台にということで。自走式に関しては、極端に言えば道路はどこでも止められます。多分校舎でも。ただ、キャタピラーに関してはそれができない。そして台数も少ない、回送車も少ないという中で短時間でどれだけ運べるか。また、源となるその指揮系統が本当に機能するかどうか。私は、その辺も含めてもう一度協定を見直すとともに、しっかりやるべきだと思います。総務課長、どうですか。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） 災害対策というのは、災害が起こった後の復興というものが非常に大切な問題だと思います。今後、各事業者の方と相談をさせていただきまして対応を進めてまいりたいと思います。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） これは早急にやる必要があると思いますので、村長、ぜひ早い時期にまとめていただきたい。建設業者すべてに協力をお願いし、そして置き場も含めて話し合い、早急にちゃんとした意義ある協定を結ぶ努力をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 一般社会通念上、代表の管理会社と交わした協定が各会社が知らないということとはあり得ないとは思っておりますが、これは事防災に関することでございますので、杉田議員からご指摘をいただきましたところをチェックをさせまして、いざというときの備えが万全になるように図っていきたいと思っております。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） では、それはひとつよろしくお願いします。

そして、私がもう一つ懸念していることがあります。実際津波が来たことを想定して、9月7日は島民参加の避難訓練をしました。私から見たら今までと余り変わったところは見られなかったけれども、いろいろな形で執行部も考えてやったのだと思います。その中で1つ気になるのは、東日本大震災でも問題になりましたけれども、重要書類が流出した場合、その復旧が大変だと。ほかの市町村からも手伝いに行って住民基本台帳だとかを復旧したと。要は村の重要書類、いざというときの非常持ち出しですけれども、そういう訓練

はされていますか。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） 結論から先に申し上げますと、重要書類の持ち出しに対する訓練については、これまで行ってはおりません。津波が発生した後に住民の方々のデータ等が非常に重要なものになるということでございますが、住民情報等の重要なデータにつきましては、まず住民基本台帳のデータ、国民健康保険のデータ、税関係のデータにつきましては、これらの情報を保管する機関サーバーを東京都内のデータセンターに設置して保管してございます。このデータセンターは、地盤調査を行い、安定した場所に立地してございます。建物は免震構造の採用、非常用発電設備を備えてございます。戸籍につきましては、本庁内にデータを保管してございますけれども、年に一度副本を東京法務局に送付し、国におきましてもバックアップの保管をしてございます。東日本大震災の被災自治体では、この法務局のバックアップデータを用いまして復旧を行ったと聞いてございます。

さらに、国におきまして、オンラインでリアルタイムに副本等を送付する仕組みを検討中でございます。

ここ数年、事務の電算化が進行いたしまして、電磁的な情報のみを東京と父島の2カ所でバックアップしておけば、データが滅失する心配は少ないとは考えておりますけれども、万全を期すため、未電算業務の電算化サーバーのアウトソーシング化を引き続いて検討することが必要と考えてございます。

また、まだ紙ベースになってございます書類の持ち出しにつきましては、まだ取り決め等を行ってはございません。いま一度、全庁的に点検、取りまとめを行っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 村長に端的にお聞きします。私は、例えば東日本大震災が、今、本当に小笠原で起こったとしたら、多分職員の皆さん、ある意味茫然自失のような形になると思います。しかし、村の職員はそれのみではなく、自分たちが避難より先に村民に対してどういうことができるかというのが使命の一つでもあります。ぜひ、庁内の訓練を、先ほど重要書類を言いましたけれども、所在と責任だけはちゃんとすべきだし、いざ鎌倉へというときに体が動くような訓練をぜひすべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議員ご指摘のとおりだと思います。3月11日に我々は大変貴重なことを学んだわけですから、議員ご指摘のように、まず我々が行政の大事なものをきちっと確保していくということの庁内的な訓練についても、これからやってまいりたいと思っています。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） それでは、継続的な質問についてお聞きします。

まず、分譲地からお聞きします。

先日、執行部から分譲地に関して、問題点、そして取り組み方、いろいろな形の報告書的なものが出てきました。そして、私は執行部と約束しました。来年3月までにちゃんとした結論を出すということでございます。ちゃんとした結論を出すということは、既購入者も含めてすべての人たちとの話し合いが終わり、そして、みんなの賛同を得た結果、こういう方向で取り組むと。それが最後の結論だということだと思います。それに関して、改めて村長のお考えをお聞かせください。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） この扇浦の分譲地につきましては、分譲を始めたときの条件でお買いになって既に住んでいる方がいらっしゃいます。少なくともこの方たちのご理解をいただくこと。これから私どもが、どのような形でこの分譲地を取り扱っていくかということについては、この方たちのご理解ということが大事でございますので、そういう手続を粛々と踏んでまいりたいと思っているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 続いて、旧赤間ホテルについてお聞きします。

私は、今、進入路が一番問題だと思っていますけれども、考えられる進入路は多分2方向しかないと思います。それで基本的に可能なのは1方向だと思います。そして、これは当然地権者もいるわけです。そして進入路は必要不可欠であります。まして先ほども言いました地震のマップを見ると、一番奥まったところはさらに高い可能性も出てくる。そうすると二次災害の危険性もある。そういう中で、取り壊しにしても何にしてもお金もかかるし、そう簡単に結論が出るものとは思いませんけれども、村長にお願いしておきたいのは、まず進入路の確保を早急に進めていただきたい。これはどういうことかということ、地権者にもいろいろと考えていることがあるというのを考えると、やはり一、二年のうちに決めるべきだと私は思います。そのお願いと、この取り壊しが長引いたときには、ぜひ――耐震

検査は担当課長に聞きますと図面の構造計算でやっているということですが、都内で行っている耐震検査は構造計算のほかに改めてやっております。幾らかかるかわかりませんが、長引くようでしたら、二次災害を含む意味でもぜひやっていただきたい。

それともう1点、村長、時間がないので2つまとめて答弁してください。もう一つは、前回の一般質問でも村長にお願いしましたが、来年の返還45周年に当たりまして、今、尖閣がすごく問題になっておりますけれども、尖閣と同じぐらい価値があるのが小笠原の行政区域である沖ノ鳥島です。45周年の事業に、沖ノ鳥島を島民が自分たちの目で見れる事業をぜひやっていただきたいと思いますが、赤間ホテルと沖ノ鳥島の件を答弁をお願いします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） まず、45周年の記念事業としての沖ノ鳥島ということですが、杉田議員からご提案をいただいたということを受け止めさせていただくということで答弁にさせていただきます。

赤間ホテルでございますが、課題の認識は全く共通しておりまして、故に今までも悩ましいご質問だなというような言い方もさせていただきましたが、とにかくご指摘をいただいてから、地権者の方とは担当が話し合いもしておりますので、地権者の方の話もいろいろ伺いながら優先順位をつけてまいりたいと思います。壊すことまで含めて一挙に解決できればいいですが、なかなかそのようにはいきそうもないので、まず地権者の方々ともよく話し合いをします。

それから、耐震につきましては、図面からの構造計算の中でやっておりますが、そちらのほうも検討のお時間をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） お諮りします。

暫時休憩をしたいと思います、いかがでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

しばらく休憩です。

次会は3時30分から再開いたします。

（午後3時20分）

○議長（佐々木幸美君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

（午後 3 時 3 0 分）

◇ 池 田 望 君

○議長（佐々木幸美君） 池田 望君。

○6 番（池田 望君） 傍聴席がさっぱりしまして、何か寂しいような感じがしますが、通告しております複合施設の運営状況についてということで質問をさせていただきます。ご答弁よろしく願いいたします。

複合施設の整備に当たっては、以前より高齢者やその家族から特別養護老人ホームの建設の要望があったりしまして、平成 7 年には高齢者の代表が多くの方の署名を集めて村と村議会に請願をされたということがございました。また、それを受けてさまざまな議論をしまして、建設整備に当たっては医療施設及び介護施設を別々に整備することは大変非効率であるので、今もう老朽化している診療所の建てかえと高齢者介護施設を 1 つの建物として整備することといたしました。そのときの施設整備の目標を、小笠原村の特殊な地域性を考慮して「住みなれた島で安心して生活ができ、島で最期を迎えることができる施設」ということに決めました。この目標に沿って介護施設の整備の検討を行ったのですが、小笠原村の現状においては、国の法令基準に適合する施設はなく、介護保険法を適用しない老人福祉法に基づく住宅型の有料老人ホームが唯一の法令に基づく施設であることがわかったために、有料老人ホームということで整備することになりました。そして、念願の複合施設は平成 22 年、診療所開所、続いて平成 23 年に有料老人ホーム太陽の郷が開所するに至ったのです。

そこで、大変ご苦労されていることは議会のたびに説明を受けながらわかっていたのですが、供用開始から 2 年たちましたが、計画どおりにサービスが遂行できていないようですので、どのような理由からか、その辺についてご説明をお願いしたい、これが質問でございます。

あとは自席で再質問いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 池田議員のご質問に答弁をさせていただきます。

複合施設につきましては、今、委員から経緯のご説明がなされたようなことでございました。旧診療所の老朽化をきっかけに、新たな診療所と高齢者の入居施設が一体となった

施設としての整備をいたしたところでございます。医療においては、過去、村民からいただいておりますご要望や、また、今後必要になるだろうと思われるサービスの検討を踏まえ、新たな事業の展開を図るべく計画を組み立てたところでございます。

具体的には外来、入院のほか、訪問診療、訪問看護、リハビリテーションなどの在宅医療のサービス、また長期に入院可能な療養病床や医療型のショートステイなどです。これらの新規サービスのうち、訪問診療、リハビリテーションについては既に実施もしくは実施のめどがついておりますが、訪問看護、療養病床、医療型のショートステイについては、まだ提供ができていない現状でございます。それらのサービス提供に共通しておりますのは、必要となる看護師について必要な人数が確保できていないということが大きな理由でございます。開設以来、看護師の確保には尽力しておりますが、全国的な看護師確保の厳しい状況もあり、思うように確保ができない状況が続いております。何とかこの状況を打破して、想定しているサービスを実施できるよう、今後とも努力をしてまいります。

実は、私自身も見通しの甘さということを実感しているんですが、以前の規模の診療所等では看護師等の確保が、幸いにしてというか、ほかの地域に比べまして私どものところは応募者も多く、確保に余り苦勞をしなかったところでございますが、実際にこれだけの人数を確保するという事態に直面したときに、大変苦勞しているということが現状でございます。私どもが村民の期待にこたえて何とか所期の目的を一刻も早く、少しでもそれに近づくための努力を、今後、担当方とともにしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 池田 望君。

○6番（池田 望君） 診療所、複合施設、介護施設の運営は、皆さん頑張っていらっしゃるのはよく理解しているところでございます。でも、先ほど村長がおっしゃったように、やはり医療スタッフ、看護師がなかなか確保できない。これは全国的なことだというのはわかりますが、それでも先ほど述べたように、我々の目標、安心してこの島で暮らすという目標を掲げてつくった施設のスタッフが整わないので、なかなか運用開始できないということではやはり困るんですね。ですから、どういうわけでスタッフが確保できないのか、この辺について細かいところを教えてください。

○議長（佐々木幸美君） 医療課長、樋口君。

○医療課長（樋口 博君） 看護師の確保については大変苦勞しておりますが、まず、募集形態としまして、一般的な村の広報紙であったりホームページ、東京都の広報紙、東京都の

ホームページは当然のことながら使わせていただいておりますが、そのほか状況に応じて業界団体、例えば日本看護協会の求職システムに登録して募集をかけるですとか、似たようなものにつきましては日本離島センターのしましまネットであったり、その他へき地医療のネットワークという求人システムもございます。それから専門誌、看護師であれば看護師の専門雑誌に募集記事を載せる、あるいは業界団体の中の広報誌といったものにも載せていただく。我々が想定できる方法につきましては、かなりの部分をやってきたという状況ではございます。ただ、やり方の面、例えば常時募集ごとにすべての方法をとっているわけではありません。インターネット等の募集システムについては、求人がおさまるまで継続して載せられますが、紙媒体等については単発的な募集の方法でございますので、そのあたりはやり方の反省としては今後の課題だと思っています。

ただ、そうやって考えられる方法を私どもなりに努力をして実施してきた中で、先ほど村長からの答弁にもございましたように、問い合わせさえこない、二、三年あるいは数年前から徐々に小笠原のネームバリューだけでは応募が来ないという状況が続いておりました。それと開設時期がぶつかってしまったという背景はございますが、そのあたりについてどうしてなんだろうというところを担当課としましては東京都あるいは日本看護協会などの業界団体の方たちとも相談し、情報をいただきながら分析はしているんですが、特定的な原因というところは断定できない状況になっています。多分これが理由だから集まらないということではなく、いろんな状況が重なっていて多分こういう結果を招いているんだろうなというふうに感じてはおります。

○議長（佐々木幸美君） 池田 望君。

○6番（池田 望君） 私も福祉保健局のホームページ等を見ると看護師募集と出ています。大島からずっと見ると、1名、1名、1名と出ているんです。小笠原は助産師1名、看護師3名とか募集人数が多い。大変困っている状況がそこにもあらわれているんですね。

今、医療課長は言わなかったんですが、この夏に何人か観光のお嬢さんにお会いしたら、私も看護師、私も看護師って、看護師がたくさんいらっしゃるんです。この島で働けないかなというようなことを少し考えて、また世界遺産だし、美しい小笠原に来たいということで来られているんです。それで伺ったときに、ちょっとお給料安いかなと。自分たちが看護師としてここで働くには報酬としてちょっと魅力がないとおっしゃる方が1名でした。3人会って1名の方がそう言っていたので、そのことについて、課長はどのように考えていますか。

○議長（佐々木幸美君） 医療課長、樋口君。

○医療課長（樋口 博君） 募集の方法としまして、1つは新たな試みとして、おがさわら丸の中に看護師募集のポスターも張らせていただきました。それを見て、診療所にお問い合わせなり直接視察にいらっしゃった方も今まで二、三名いらっしゃいます。実際のところ、その方たちが応募されたかという、されていないという現状です。今、池田議員がおっしゃったとおり、いろんな条件、私どもが説明した内容を聞いて、やはり応募できなかった理由があるんだと思います。池田議員がおっしゃった給与面についても、その1つなのかなというふうには思いますが、募集する段階で、具体的にあなただと年収幾らぐらいになりますという説明はなかなかしづらい状況でございます。一般的には経験何年ぐらいだとこのぐらいの給料になりますという情報の提供しかできていない。具体的に話をしていけばしていくほど、給与面は私どもは安いとは思っていないんですが、そこら辺が求められているものとうまく合致しない部分はもしかしたらあるのかなというふうには認識しております。あわせて、実際に応募されて採用した看護師とも、同じ職場の人間としてそういった話もときどきするんですが、給与については高ければ高いにこしたことはないという意見がほとんどで、離島で看護師として働く際に給与から何からいろんなことは当然必要なだけけれども、看護師たちが今一番悩んでいるのは、こういった離島医療で経験したいというのが小笠原に来た共通の理由なんですが、モチベーションをどうやって維持するかというところは共通してあるようです。ただ、今課題になっているのは、応募する段階で応募者がいないということです。そういった意味では給与については国家公務員の医療職の給与体系に即してやってはおりますが、今後の庁内での検討の中で、そういった面も含めて検討課題にはさせていただきたいとは思っております。

○議長（佐々木幸美君） 池田 望君。

○6番（池田 望君） 魅力ある職場、報酬だけではないと思うけれども、報酬はかなりのウェイトを占めると思います。これはどういうふうに言えばいいのかな、以前は委託で看護師をたくさんとって、今は職員化したということがありますよね。職員化することによってお給料が目減りというか、手取りというか、その部分については村の規定に沿ったお給料になって、それでちょっと魅力がないなというふうに使われているかもしれません。その部分についてですが、委託にしるかということは形の問題ですからともかく、どうしたら確保できるかというところの一つの問題として報酬があるのだったら、報酬を少し検討していただいて、魅力ある報酬だ、私は行きたいと思えるようなことというのは検討

の対象になるのではないかと思うんですけども、これは村長に聞いたほうがいいんですか。そういうふうな考えを持っていらっしゃるかどうか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） あらゆる努力を払って何とか確保したいということで、東京都福祉保健局にも事務方とは別な形のお願いもしているところでございますので、その1つが今議員ご指摘のようなことであるとしたら、大いに検討の余地はあると思うんです。

私は、まず開所できてよかったと思っています。ただ、先ほど答弁しましたように、開所した以上は皆さんの期待にこたえる、所期の目的を果たすということが実現できなければいけないと思いますので、そういう意味で確保に対して今のことが一つの検討材料であれば、当然のことながら検討をすべきだと思います。現状ではそういう形のことは上がってきませんでしたので、なぜ応募がないのかということは、今、担当方も含めましていろいろ議論しているところですから、その中で検討すべき課題の一つということであろうかと思っています。

○議長（佐々木幸美君） 池田 望君。

○6番（池田 望君） 複合施設も20億円近くのお金をかけて、スタッフを確保しなくてはならないからということで看護師住宅も整備されということで、一応びかびかの住宅もそろえて万全の体制を整えたけれども、まだ見つからないわけですね。それには何かあると思います。私が言っている報酬だけじゃないかもわかりません。とにかくこれは全庁的に皆さんでしっかり考えてもらって、早急に確保できるような努力をやるべきだと思います。村長一人が抱えることでもなく、また、医療課だけが抱えることでもない。とにかく財政課がお金を出してくれるというようなこともあれば、看護師が来ていただけるという体制は小笠原だからこそ大変重要なことだと思います。ある程度費用はかかっても、早く当初の目的どおり一度動かしてみて、それから、これは問題があるな、これがあるなということで考え直す、やり方を変えるということはしかりと思いますが、スタートの時点で考えたことがまだ達成できないというのがいつまでも続くということはよくないと思うので、村長、その辺は小笠原の地理的な条件や歴史的な背景、さっきの強制疎開もこともありますよね。また、こういう小さいところですから民間の介護施設とかもないし、なかなか難しいところであろうとは思いますが、それは我々の選んだ政策の中でつくった複合施設ですので、ぜひまともな運用が、目標に沿った運用ができるように努力していただきたい。村長、一言お願いします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 入所している方に感謝の言葉を言っていただくのはものすごくうれしいです。そして、できれば島で最期を迎えてもらいたかったなという方が、こちらで最期を迎えられないで内地に行かれるというのはものすごく悲しいし悔しいです。その思いを私も大事にしながら、給与のこと等は、ほかのこともありますので検討の中にはいろいろありますけれども、私の立場としては越えなければならないハードルであるならば、これから越えるべき努力をしてまいりたいと思っております。

◇ 高 橋 研 史 君

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 1番、高橋研史です。今回は、村長の組織の運営はいかになっているかということで質問したいと思います。

村長の政策においては、村の抱える課題をとらえて、その解決に向けて取り組んでいるところであると思います。少しずつではありますが、その中で前進を見せているものもあると認めます。しかし、依然として従来からの問題を積み残したものもあるのではないのでしょうか。一例を挙げますと交通アクセス、特に航空路の開設です。はたまた世界遺産の地としての村の取り組み、地産地消の推進、あるいは残存する扇浦分譲地の対応等、常に議会において今までも議論されております。本日も議論されました。これらは早急に解決しなければならない課題ではないかと私は思います。今回の質問は、村長がこれらの村政課題の解決に向けて役場の組織をいかに効果的に運用しているのかについて聞きたいと思っております。

村役場の運営、村役場の組織は、その行政目的を達成するために日常多くの業務を遂行していることと思われますが、中でも課題の解決のための、いわゆる計画の策定とか実行というものは村づくりにおいては大変重要なお仕事、いわゆる事務という形で呼ぶんでしょうけれども、その成否が直接我々の生活、将来を大きく左右するがために大変重要なことだと思われます。さきに村の課題として幾つかの事項を取り上げましたけれども、当然課題に向けて取り組みを推進し、それぞれにおいて担当課を設け、組織として対応していると思われますが、村長におかれましては、それぞれの解決について、どのような戦略を持ち、担当課にどのような指示を出して努力されているのかお伺いしたいと思います。

再質問については、自席においてさせていただきます。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 高橋議員のご質問に答弁をさせていただきます。

政策の立案から事務の遂行までということで、組織を有効に有機的に活動させていくということは、その長たる私の手腕によるところ、また、それが多くの村民の生活にかかわってくるというところは、まさに高橋議員ご指摘のとおりでございます。

私がどういう戦略を持ってということについては、戦略の一つ一つをここでつまびらかにすることはちょっとかないませんが、故に戦略でございますので、ただ、私としてはそういうものを持ちながら、現状の村役場の組織の中での活用方法について、自分なりの取り組みをしているところでございます。

まず、進んだもの、進まないものということでございますが、幾つか挙げていただきましたことについてご答弁をさせていただきます。

まず、航空路の開設についてでございますが、小笠原が返還になりましてから、私は多くの村民の方々と航空路の開設を悲願としてまいりました。その悲願を達成すべき項目として、最重要課題として位置づけております。この位置づけは、過去の経験を踏まえまして、一度は消えかけた航空路開設のともしびを消すことなく、もう一度火を赤々と燃やすことができるような努力を現在しているところでございます。

次に、世界自然遺産の地元としての取り組みということでございますが、世界遺産の登録を目指したときに各先進地域をいろいろ勉強させていただきました。屋久島にだけは、二度チャレンジしたんですが、かなわず、行っていなんです、そのような中から登録後の管理計画、機関というものをつくっていかなければならないという課題をさまざま解決することが重要だということを踏まえまして、先ほど申し上げましたほかの登録地の検証等を踏まえて、村として国や都などの関係機関とどのようにして解決していくのか協議をしていくということで、担当方にも指示をしているところでございます。

また、地産地消のお話がありました。議会でも取り上げられて、いろいろ議論をしているところでございますが、私自身は、就任してから少しずつ島のものを、地元のものを地元のお店で、お宿で提供し、お客様にこの品物がどういうものであるかというような提供の際のサービスなどは少しずつできつつあるんだろうと思っております。しかしながら、本来、農業振興や漁業振興が図られまして、その中で得られた地元商品や加工品が村民や観光客の方が消費するという形であれば地産地消がおのずと進むものと考えておりまして、これまでの産業振興政策を通じて地産地消の進展に今一步はずみがつくように、今、副村

長を長として各関係機関とも協議を行っているところでございます。

扇浦分譲地についてのお話もございました。この扇浦分譲地は、計画策定の段階で当時の村議会にも特別委員会、扇浦分譲地だけの特別委員会ではございませんでしたが、執行部と議会の間で相当な議論を重ねて計画を決定してきたという経緯がございます。当時の分譲条件でお買い求められた方が何人か、その後、社会状況等が変わってきて分譲地が販売されていないという状況はございますが、風向きも変わりつつあるということもありまして、今、計画の目的等の見直しや抜本的な新たな対応策について成案をまとめるべく努力をしているところでございます。先ほど杉田議員のご質問にも答えましたように、今年度、来年3月までには現行置かれた中での新たな対応策というものを決定するつもりでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 課題の対応というのはなかなか大変だということを十分理解しております。

再質問いたしますけれども、それでは、それらの解決すべき課題の中には役場の中の課という枠を越えて、先ほども村長おっしゃいましたように、横断的に検討しなければならない事項もあると思うんですけれども、そのような事項については具体的にどのような対応をとられているのか、お答え願います。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 横断的に解決しなければならない課題につきましては、村の中では通常行っている課長会というのがございます。全庁的な会議の一つでございます。また、案件によってはPTというプロジェクトチームをつくってやる場合もございます。特に各課を横断して全庁的な考え方をまとめなければいけないことについては、まず課長会で議論いたしまして、必要に応じてプロジェクトチームをつくるとかということの中で対応しているのが現状でございます。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） ただいまプロジェクトチームというお名前が出てきましたけれども、では、今、実際に役場の中にプロジェクトチームと言われるようなチームは存在するのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 1つは先ほどの答弁の中にありました地産地消の、村長を筆頭としたチーム、それから議会の中でも答弁させていただきましたが、新たに増えてきている行政ニーズや今の社会状況に合わせた中で現行の組織の体制でいいのかどうかということで組織の検討ということもやっております。それもプロジェクトチームでやっております。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） わかりました。プロジェクトチームについて詳しい内容はこれ以上お伺いしません。

それでは、村には企画政策室が設けられておりますけれども、この名前を見る限り、大変重要な課であるとだれしも思うことと思いますけれども、政策実現のために企画政策室にどのような役割を担わせているのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 現在あります企画政策室は、企画財政課の中の企画部門を政策室として総務課のほうに持ってきたものでございます。業務は企画、政策立案が主なものでございますが、具体的に申し上げますと、村の長期総合計画に関すること、小笠原諸島の振興開発に関すること、航空路の開設に関すること、自然環境の総合的計画・調整に関すること、公益財団法人東京都島しょ振興公社に関すること等を所管しております。この企画政策室を総務に置くときに、東京連絡事務所にその室長という形で人員を派遣しました。といたしますのは、1つは私どものところは国や東京都との折衝が多いこと、情報収集等国政のことも含めて東京に置くことが有効に機能するのではないかという私の考えのもと、これらを総務課の中に置きまして、東京連絡事務所に企画政策室と室長を置いているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 当局に室長を置いて情報収集に当たらせる。これは大変重要なことだと思います。私は、村長の判断は正解だと思います。

組織について細かい質問をしていくと焦点がぼけていきますので、ここで趣旨を変えて、突然ですけれども、質問したいと思います。副村長、例えば村長がこれからカレーをつくるから具材を買ってこいと言われたら、どのようなものを買ってこられるのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 副村長、石田君。

○副村長（石田和彦君） 私のほうの判断でお答えを申し上げます。

一般的なカレーの具材、つまり、この世の中で皆さんがカレーとして食べている一般的な

具材を集めようと努力します。それは何かということは、みんなで相談をしながら決めたいと思いますけれども、一般的にはジャガイモ、ニンジン、肉、カレーのルーということを中心に考えます。特別変わったものをつくろうとは思っておりません。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 突然の質問で申しわけございませんでした。

それでは、総務課長、村長から食事をつくるから何か買ってこいという指示をいただいたら、いかがいたしますか。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） すみません、カレーの質問のほうが非常に答えやすかったんですけども。何か食事をとというご質問ですね。個人的な村長からのお話と、村の長としての村長からのお話とまた違うかと思いますが、村の長としてのお話ということでお答えをさせていただきますと、非常に抽象的なお答えになってしまうんですけども、時間帯に合わせたメニューを考えるかと思います。ただ、基本的には和食系になるかなと思います。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 例えを引用しようと思ひまして質問したんですけども、実に総務課長らしい律儀なお答えをいただきました。要は、何をつくるか、何をするか決まっていれば、おのずとそこに持ってくる材料は決まる、しかし、決まっていなければ、とにかくシェフのところに行って、何をつくるんですかという話から始めないと始まりませんよという例で私は今のご質問をさせていただきました。

先ほどから何点か課題を挙げてご質問いたしまして、村長からの答弁を伺っておりますと、いついつまでに対応策を決定するつもりであるとか、何ができるか考えているところですか、関係機関と協議をするよう指示をしているというお答えが返ってきてはいるんですけども、どうも私が例にとった質問の後者のような形が組織の中でできているのではないかと私は心配しているんです。そのところは、村長、いかがでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 高橋議員が具体的にご質問したような話を私が仮にしたとします。村長、どういうものが食べたいんですかと聞いてくる職員と、今のように自分の判断でやっていく職員と、職員の中でも分かります。私が冒頭で現有与えられた組織の中と言いましたのは、その人材も含めまして、それぞれ個性も能力、得て不得手もありますので、それを私なりに見きわめた上で具体的な指示をするときと、そこまで具体的じゃないときとい

うことはございます。ただ、組織を運用しなければいけない立場から言いますと、一升ますには一升以上入りませんので、それ以上入れようとしますとあふれてしまいます。持っている能力の中で、それをどういうふうにも有効に、機能的に活用するかということには私なりにいろいろ苦勞をしているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 先ほどのカレーの話に戻りますけれども、指示をして具材を集めて、カレーにはカレーのレシピがあります。野菜を投入する順番、最後にルーを入れる順番を間違えると大変なものになってしまいます。それと、いざ具材を鍋の中にぶち込もうとしたときに、鍋に火がついていなかったらカレーはできないんですよ。先ほどの航空路の問題も、村長は火が消えないようにと。まさにこの鍋じゃないでしょうか。対応を考えているうちにガスも切れる、具材も腐る、これでは困ってしまうんです。村長、どうお考えになりますか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 航空路の話をちょっとさせてください。高橋議員もご存じのように、私が炎に例えたのは、兄島空港を予定空港としてできていたころは、本当にろうそくの炎が赤々と燃えていて、目の前に空港があるかのような時代が小笠原にもありました。それがだめになり、その後に時雨に移りました。時雨も白紙撤回になり、このときに一度小笠原の航空路の火は消えかけたんです。それを皆さんにご報告しましたように、当時の執行部と議会が村独自の調査をしまして、何とか小笠原に航空路を開設する道はないのかということで、そこから歩み出して、今ようやく東京都もP I協議会というところまで来て、少なくとも風前のともしびにはならなかったという意味で私は航空路のことは申し上げたんですが、今のカレーのことといいますと、まさに高橋議員の言うとおりでございまして、きちっと周りをチェックしないでやったら、ガスが消えたりということが起こり得るのは当然のことだと思います。ですから、私としては航空路は、カレーに例えると料理をする段階まで行かずに、いわば具材を確保する段階だという認識をしております。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 航空路を例にとって料理の話と結びつけてお話をしましたけれども、もう1回組織の運用に戻しましょう。それぞれの課題はプロジェクトチームもあるようです。はたまた企画政策室という重要な部署もあるようです。先ほど私が何点か挙げましたが、そういう課題について村長としての対応方針というものはお持ちなんですか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 戦略も含めて私なりの考えはございます。

○議長（佐々木幸美君） 高橋研史君。

○1番（高橋研史君） 村長、もっと目を見開いて怒ってもいいですよ。私をぐつとにらんで「あります」と言ってください。自信を持ってやってください。

皆さん、日々いろいろ大変なお仕事をされていると思うんですけども、何年、何十年という役場の職員として生活するわけですけども、一生のうちに2回や3回ぐらい、やることやることが当たって当たって、鼻歌が出るくらい仕事が楽しいということがあっていいんですよ。どうも皆さん、表情にそれが見えない。私は、村長に問題があるのかな、組織に問題があるのかなという思いで質問させていただきました。村長、最後になりますけれども、もう1回元気なところを見せてください。よろしくお願いします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） ある意味、私は明るくて元気なのが取り柄と言われているので、そのように受け取られたとしたら、私の本意ではございません。役場の職員が多少元気がないというのは実は私も感じていまして、幹部会でもよく言うところでございますが、それは高橋議員が感じた印象が私自身の中にあるのかもしれませんが。改めて私自身ももう一度そういうところを省みながら、ある意味では明るく元気なだけを取り柄と思っております村長でございますので、ご指摘を踏まえ、これからも頑張ってまいりたいと思います。

◇ 稲 垣 勇 君

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 7番、稲垣 勇です。1点、よろしくお願いします。

母島のシロアリ対策について。

平成10年に長浜トンネル植樹資材からイエシロアリが確認されて以来、村はトンネルより南への侵入を防ぐために毎年対策を行ってきたわけですが、今年6月に母島で開催されたシロアリ説明会において、東京都が管理している蝙蝠谷仮置き場でイエシロアリが見つかったとの話がありました。母島の村民にとって大きな問題だと思っております。その際、村からは来年5月以降のスオームまでに何とかしたいとの説明があり、また、東京都の母島出張所長からも対応したいとの発言がありました。大勢の村民が出席している中での説明でしたが、集落で被害が出るような最悪の事態は何としても回避するようにしなければ

なりません。説明会から3カ月たった今、現場はどうなっているのか、また、今後はどう対応していくのかお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 稲垣議員のご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、母島でもシロアリの発生が確認されました。現在、調査団も行っているところでございますが、まずは詳細経緯を担当課長に説明させます。よろしくお願いします。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課長、増山君。

○建設水道課長（増山一清君） では、稲垣議員の母島でのシロアリ対策について答弁をさせていただきます。

昨年度までの村の対策事業では、蝙蝠谷付近でのイエシロアリの生息は確認されていませんでした。一方、昨年度に国（環境省）が実施したモニタリング調査の結果では、蝙蝠谷付近でイエシロアリが確認されていたことから、今年6月、村のシロアリ対策事業では蝙蝠谷を中心に群飛調査を実施したところ、イエシロアリの羽アリが多数確認されました。数日間の群飛調査から営巣探查箇所を絞り込んでいき、6月10日、東京都が管理している蝙蝠谷仮置き場内にイエシロアリが定着していることが確認されました。母島イエシロアリ説明会では、シロアリ対策の意識向上と注意喚起を目的に計画しておりましたが、蝙蝠谷仮置き場内でイエシロアリの生息が確認されたことに伴い、急遽報告を行いました。

今後の対応についてですが、イエシロアリの繁殖は羽アリの群飛によりますので、来年5月ごろから始まる群飛までの限られた期間に対策を講じる必要があります。

イエシロアリの生息が確認された蝙蝠谷仮置き場は東京都の管理地であるため、東京都に対して対策を講じるようお願いをしており、次の群飛時期までに管理地内の対策を講じていただけるとの話を聞いております。

村といたしましても、東京都に協力する立場から、村主体で9月3日から昨日9月11日の間、仮置き場内の枯損木一部について、点検しながら営巣探查を行いました。営巣箇所を5カ所発見し、5カ所すべての駆除を行いました。このうち、1カ所から女王アリ1匹のほか王アリ2匹を捕獲し、今後、羽アリや副女王アリ、副王アリになるニンフも多数確認されました。

蝙蝠谷仮置き場内の対策は、今後、東京都が本格的に実施していくこととなりますが、村としても情報収集に努め、生息定着の拡散防止策を講じていく必要があると考えておりま

す。

また、個人所有家屋を対象に防蟻処理費用の一部をシロアリ対策奨励金として交付しておりますので、ご活用いただければと思っております。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 集落内に近い蝙蝠谷でイエシロアリが発見されたことにより、より一層のイエシロアリ対策が求められております。父島と違い、母島にはイエシロアリ駆除の専門家がいらないため、防蟻処理や家屋点検、相談などを定期的を実施する機会をつくることはできないのでしょうか。

また、母島では、父島のようなイエシロアリによる被害がなかったため、木造家屋の比率が高いです。今後の被害が心配されておりますが、先ほどイエシロアリ対策奨励金の話がありましたが、母島に対して父島とは別個の特別処置の実施は考えられないのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課長、増山君。

○建設水道課長（増山一清君） 村で年3回実施しています対策事業の期間中に家屋の点検や相談を行っていますので、母島におきましてもご活用いただければと思います。ただし、日数が限られていますので、今後の状況を勘案しながら総合的なイエシロアリ対策として検討していきたいと思っております。

また、シロアリ対策奨励金に対する特例措置ですけれども、総合的なイエシロアリ対策の中で父島と同程度のご負担で防蟻処理が実施できるよう検討してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 同じ質問を村長にしますので答えてください。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） ただいま建設水道課長が答弁をしましたが、現行やっている3回の中でまずは皆さん対応を受けていただきたいのと、今まで入れない入れさせないと言ってきた母島の中で実際にシロアリがこうして見つかったわけですから、今、担当課長が答弁しましたように、今後、検討してまいりたいと思っております。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 昨年、蝙蝠谷の仮置き場から幾つかの農家がチップをもらって畑の周りにまいたり堆肥のもとにしたりして使っておりますけれども、そのチップからイエシロアリが出るのではないかという不安が出ております。この間、説明会でもこのチップをど

ういうふうにしていくのか、回収してもらえるのかどうかという話がありましたけれども、このことについてどのような対応を考えておりますか。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課長、増山君。

○建設水道課長（増山一清君） 蝙蝠谷仮置き場から農家に配布されましたチップについてですけれども、現在のところ、イエシロアリの生息は確認されていない南進線沿いの樹木を平成22年度に伐採、チップ化し、蝙蝠谷仮置き場に保管していたものであります。今回、イエシロアリの定着が確認された枯損木とは異なる類のものであると聞いております。このため、イエシロアリが付着している可能性は低いと考えられますけれども、母島集落を飛び越えて評議平や中ノ平に運ばれており、万が一イエシロアリが付着していた場合、集落への侵入に影響を及ぼす可能性があるため、6月21日、状況調査を実施しました。9月5日から8日まで回収作業を行い、蝙蝠谷仮置き場へ戻しております。また、回収後には専門家による農家の点検も実施いたしております。今回の期間では大半の農家のチップ回収と点検が完了し、イエシロアリの痕跡は確認されませんでした。残りの農家についても、10月中を目途に回収と点検を完了する予定でおります。今回のチップの回収と点検につきましては、母島を中心に母島出張所の協力を得ながら、母島の皆さんの不安を早く取り除くため対応した次第でございます。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） そうしますと、農家からチップを回収したわけですが、これをまた蝙蝠谷の仮置き場に戻したという話ですが、このまま放置しておいたら、今出たシロアリのえさになるのではないかと思いますけれども、今後の処理はどのように考えておりますか。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課長、増山君。

○建設水道課長（増山一清君） 東京都が適切に処分すると聞いております。具体的には蝙蝠谷仮置き場の枯損木と回収したチップは焼却処分をいたします。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 今後も蝙蝠谷仮置き場に今までと同様に伐採された木々が運び込まれれば、それがイエシロアリのえさに提供されるのではないかと心配しております。蝙蝠谷仮置き場が安全になるまで持ち込まない方法がよいのではないのでしょうか。

また、中ノ平にある村の管理地には主として村の事業の伐採木が運び込まれておりますが、こちらのほうは現状はどうなんでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課長、増山君。

○建設水道課長（増山一清君） 稲垣議員がおっしゃるとおり、蝙蝠谷仮置き場のイエシロアリの駆除が完了するまでの間は蝙蝠谷仮置き場への樹木の搬入はしないよう東京都と協議を行いました。道路の支障木や台風での倒木が発生しますため、東港の村有地を仮置き場として貸与して対応することといたしました。

また、中ノ平の村管理地でございますが、年3回実施している対策事業の中で定期的な点検を実施しており、現在のところ、イエシロアリの確認はされておられません。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 蝙蝠谷の仮置き場の対策については引き続き東京都が対策を行うということですが、村の対策も含め、島民への経過報告や今後の対応についての説明会を引き続き開催していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 母島支所長、箭内君。

○母島支所長（箭内浩彌君） この説明会につきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

この住民説明会につきましては、東京都と協議しながら適宜開催をしていく予定でございますが、次回につきましては、9月21日の夜、村民会館におきまして開催を予定しております。また、母島のシロアリ会議の場でも協議してまいりたいと思います。今後とも適宜開催をしてまいります。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 先日、蝙蝠谷の所有地の仮置き場に私も支所長と一緒に見に行ってきましたけれども、連日の晴天の暑い中で七、八人の作業員の方が1本ずつ木を出してシロアリの確認をしておりました。この人たちには、本当に暑い中ご苦労さまとこの場で言いたいと思います。それで、その後、現場を見て説明を受けたんですけれども、明らかにアリが入った伐採木が持ち込まれたと考えられるわけなんですけれども、このことについて前にシロアリ説明会の中でも、北で伐採した木々に関しては北で処理をしますよ、トンネルより南には持ち込まないという約束事があったと思いますけれども、これが実際には徹底されていなくて、今回、集落に近い蝙蝠谷で見つかってしまった。これは業者に対してきっちとした徹底がなされていなかった証拠じゃないんでしょうか。いかがですか。

○議長（佐々木幸美君） 建設水道課長、増山君。

○建設水道課長（増山一清君） 今回、蝙蝠谷からシロアリが見つかったことについては、現

状の状況から枯損木の中に生アリ、要するにシロアリの生きたアリ、それもニンフとか兵アリとか職アリとかといった、いわゆるシロアリの営巣に必要なシロアリの種類がほぼ入っていることが確認されております。今回の5個の営巣の摘出の際も女王アリや副王アリ、王アリも検出されておりますから、そういった樹木の中に入っていた、恐らく大きな集団ではなくて小さな集団が現場に持ち込まれたのではなかろうかという推測ができると思います。まだ、はっきりした断定はできないんですけれども、担当課としては恐らく北のものが蝙蝠谷に持ち込まれたという判断をしております。そういった中で、議員ご指摘のいろんな事業が北進線の周辺では行われております。主には都道の改修工事、北進線の工事やら維持工事が行われる際に伐採された樹木が蝙蝠谷に持ち込まれている。東京都にも再三申し入れていたのは、長浜トンネル以北については、そのようなことを周知していただいて対策をやってきたというふうには認識をしております。

今回持ち込まれた樹木がどこから来たものかというのは、北から来たのであろうということとは推測はできるのですけれども、場所の断定は今のところはできません。今後もちょうと難しいかと思います。ただ、持ち込まれたであろうということは事実だと思います。それは現場における周知が徹底されていなかった、まだまだそういった認識が関係者に持たれていなかったということは事実だと思いますので、今回を教訓にこのことについては重たく受け止めて、村がやっている事業もそうですけれども、東京都における事業もそうですし、あるいは移入種対策でやられている環境省や林野庁におかれても同じようなことが言えると思いますので、さらにシロアリ対策会議というのがございますので、そちらの中でもそのことについては周知徹底を図っていきたいと思います。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） 村長にお伺いしますけれども、村では、ははじま丸に看板を掲げたり、沖港に横断幕を設置したり、また、シロアリ条例を設定して母島へのシロアリ対策を行ってきたわけですが、平成10年に長浜トンネルからシロアリが見つかり、今回、蝙蝠谷まで南下を許してしまったわけですが、これについてはどのように考えているのでしょうか。また、今後の方針について聞かせてください。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議員から言われましたシロアリ条例でございますけれども、制定の要望が母島の島民277名の署名とともに提出されまして、平成10年4月に施行されております。また、条例が施行される以前から、ははじま丸、共勝丸、商工会と連名で看板を掲げて注

意を呼びかけてきたというのが実情でございます。その中で、ご指摘のとおり、平成10年1月に長浜トンネルの完成記念樹林帯でコウシュウイエシロアリが発見されました。村としては、長浜トンネルからの生息域の南下を防ぐとともに、母島からのイエシロアリの根絶を目指しまして対策を講じてまいりました。

今回、蝙蝠谷でイエシロアリの定着が確認されましたことについては、長浜から生息域が拡大しながら南下してきたものではないかと考えられます。担当課長が言っていたことでございます。しかしながら、集落に近い蝙蝠谷でイエシロアリの定着が確認されたということは、残念でありますけれども、大変な脅威を感じているところでございます。蝙蝠谷対策は、建設課長から答弁もございましたけれども、管理者である東京都が実施していくことではございますけれども、シロアリ対策の実績を多く持つ村として今後も必要な助言や協力をしていきたいと考えております。早急な対応が必要であれば、村が実施するように指示をしているところでございます。

村としては、シロアリについては、従来から「母島には持ち込まない、持ち込ませない」を合い言葉に対策をやってまいりました。このシロアリの問題が世界自然遺産登録の中で外来種対策、特別に伐採木がシロアリの発生源になるというようなこともございまして、村単独ではこのシロアリのことには対処できないということから、国や東京都の皆さんにもお願いして、事務方の対策協議会もつねながら、今は予算づけも行ってもらっているところでございます。そういう基本的な考え方のもとに、母島で発生したということを聞きまして、私もすぐ現場に担当課長等々と一緒に行きました。そこで私が言いましたことは、過去、長浜トンネルのときに責任はどこにあるんだみたいな議論をいつまでもやっていたらシロアリはどんどん増えてしまうぞ、まず対策を打つことが大事だということで、もちろん東京都と協力をしながらということを求めながらも、スピード感が鈍るようであれば、村単独でも早急に動き出せという指示と、チップ等についても基本的に東京都の協力ももらって、ああだこうだ言っていないで、人海戦術でまずはチップを回収することをやろうというような指示のもと、結果として協力をお互いにしながら現在のところまで至っているわけでございます。

私たちがあれほど持ち込まない持ち込ませないと言っても、どこかから入ってしまったということが今回の結果ですから、この出た結果に対して、これ以上広げないことを何よりも進めていかなければいけない、対策をしていかなければいけないと思っております。東京都ともよく協議をしながら、村内行政機関で構成しておりますシロアリ対策連絡協議会

や調整会議などの場也大いに活用させていただいて、真剣に取り組んでまいりたいと思います。

このシロアリだけは、シロアリが出たことを体験した人間とそうでない人では本当に感覚的なものが全然違うので、私どもとしては強くそのことを訴えながら、連携して取り組んでまいることがこれからも進めていくと、そのようなつもりでございます。

○議長（佐々木幸美君） 稲垣 勇君。

○7番（稲垣 勇君） これは自然発生で、シロアリに南に来るなど言うわけにもいきませんで、結局はこういう事態になってしまったわけですが、今後、村、東京都、国も含めてこれに当たっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 今も申し上げましたが、基本的にそのことなしに進めることはできないと思っております。幸いにして、先ほど言いましたように、父島のほうにつきましては世界自然遺産登録の外来種対策の一つとしてそういう道筋ができておりますので、このことを活用するというを先ほど申し述べさせていただきました。

また、東京都においては、担当部局だけではなかなか難しいところもあると思いますので、行政部の皆さんにもきちっとこういう状況をご報告しながら協力方を仰いで、ぜひとも一緒にやっていくということを取りつけてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） ここで、会議を閉じる前に、午前中の片股敬昌君のいじめ問題について、一般質問で誤解を招きかねない質疑内容となっておりますので、一言お願いいたします。

片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 午前中、いじめの問題について、いろいろと質問をさせていただきました。これは大津中学校でのいじめの問題が大変社会的な関心を呼んだ事件でございましたので、一般論として小笠原での考え方、村の考え方というものを問いただしたところでございますので、その点ご理解いただきたいと思います。

◎散会の宣告

○議長（佐々木幸美君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、本日の会議を終了いたします。

次回は、9月14日午前10時より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

（午後4時40分）

平成 2 4 年 第 3 回 小 笠 原 村 議 会 定 例 会 会 議 録

議 事 日 程 （第 2 号）

平成 2 4 年 9 月 1 4 日（金曜日）午前 1 0 時開議

- 第 1 報告第 8 号 出資法人の経営状況について
- 第 2 報告第 9 号 継続費精算報告書について
- 第 3 報告第 1 0 号 平成 2 3 年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 4 議案第 4 9 号 小笠原村インターネット接続サービス事業に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 5 議案第 5 0 号 小笠原村ケーブルテレビ条例の一部を改正する条例（案）
- 第 6 議案第 5 1 号 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 7 議案第 5 2 号 小笠原村消防団条例の一部を改正する条例（案）
- 第 8 議案第 5 3 号 小笠原村乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 9 議案第 5 4 号 小笠原村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 1 0 議案第 5 5 号 小笠原村立診療所条例の一部を改正する条例（案）
- 第 1 1 議案第 5 6 号 小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 1 2 議案第 5 7 号 小笠原村介護サービス利用料に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 1 3 議案第 5 8 号 小笠原村下水道条例を廃止する条例（案）
- 第 1 4 議案第 5 9 号 小笠原村地域し尿処理施設条例（案）
- 第 1 5 議案第 6 0 号 小笠原村浄化槽条例の全部を改正する条例（案）
- 第 1 6 議案第 6 1 号 平成 2 4 年度小笠原村一般会計補正予算（第 2 号）（案）
- 第 1 7 議案第 6 2 号 平成 2 4 年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（案）

- 第 18 議案第 63 号 平成 24 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
（案）
- 第 19 議案第 64 号 平成 24 年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
（案）
- 第 20 議案第 65 号 平成 24 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算
（第 1 号）（案）
- 第 21 議案第 66 号 平成 24 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補
正予算（第 1 号）（案）
- 第 22 議案第 67 号 平成 24 年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）
- 第 23 議案第 68 号 平成 24 年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）
- 第 24 議案第 69 号 財産の取得（内視鏡検査システム）について（案）
- 第 25 議案第 70 号 財産の取得（消防ポンプ自動車）について（案）
- 第 26 議案第 71 号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び
東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について（案）
- 第 27 議案第 72 号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の
数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更につ
いて（案）
- 第 28 認定第 1 号 平成 23 年度小笠原村一般会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第 29 認定第 2 号 平成 23 年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて（案）
- 第 30 認定第 3 号 平成 23 年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて（案）
- 第 31 認定第 4 号 平成 23 年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて（案）
- 第 32 認定第 5 号 平成 23 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決
算の認定について（案）
- 第 33 認定第 6 号 平成 23 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳
入歳出決算の認定について（案）
- 第 34 認定第 7 号 平成 23 年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて（案）

第 3 5 認定第 8 号 平成 2 3 年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について（案）

第 3 6 認定第 9 号 平成 2 3 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（案）

出席議員（８名）

1 番	高 橋 研 史 君	2 番	片 股 敬 昌 君
3 番	一 木 重 夫 君	4 番	鯰 江 満 君
5 番	杉 田 一 男 君	6 番	池 田 望 君
7 番	稲 垣 勇 君	8 番	佐々木 幸 美 君

欠席議員（なし）

出席説明員

村 長	森 下 一 男 君	副 村 長	石 田 和 彦 君
総 務 課 長	江 尻 康 弘 君	財 政 課 長	今 野 満 君
村 民 課 長	斎 藤 実 君	村民課副参事	村 井 達 人 君
医 療 課 長	樋 口 博 君	産業観光課長	渋谷 正 昭 君
自 然 管 理 員 専 門 委 員	岩 本 誠 君	建設水道課長	増 山 一 清 君
建設水道課 副 参 事	篠 田 千鶴男 君	母 島 支 所 長	箭 内 浩 彌 君
出 納 課 長	菊 池 元 弘 君	教 育 課 長	佐々木 英 樹 君

欠席説明員

教 育 長	伊 藤 直 樹 君	総務課副参事	鈴 木 敏 之 君
総 務 課 企 画 政 策 室 長	湯 村 義 夫 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	セーボレー 孝 君	書 記	菊 池 ひろみ 君
---------	-----------	-----	-----------

◎開議の宣告

○議長（佐々木幸美君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時）

◎会議時間の延長

○議長（佐々木幸美君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（佐々木幸美君） これより本日の日程に入ります。

日程第1、報告第8号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 報告第8号 出資法人の経営状況について。

平成24年9月12日。小笠原村長、森下一男。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告する必要があるためでございます。

説明は担当課長にさせますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） それでは、小笠原ラム・リキュール株式会社の第23期営業報告についてご説明をさせていただきます。

3ページをご覧ください。

営業報告書でございます。

平成23年度につきましては、6月以降、小笠原の世界自然遺産登録を受けまして順調に売り上げが伸びてございます。その結果、表のと通りの販売成績となっております。大瓶につきましては7割増、小瓶につきましては10割、約倍増という形になってございます。お土産品といたしましての需要が大幅に増えた結果となっております。売り上げ本数といたしましては過去最高を記録しております。結果、売上高も1,587万9,000円、昨年度比634万円、66%の増となっております。パッション・リキュールの販売を開始いたしました

平成5年度に次ぐ売上高となっております。

次の4ページ目をお開きください。

この結果といたしまして、第23期平成23年度の当期純利益につきましては308万3,692円となりました。この純利益につきましても平成4年販売開始から最高の額となっております。

次に、今後の販売方針というところの説明をさせていただきますが、世界自然遺産効果による売り上げ増に伴いまして、当初、新商品といたしまして25度のラム酒の製造というものを予定しておりましたところでございますけれども、その新製品を仕込む場所及び時間の確保ができなかったことから、残念ながらこちらのほうは断念するという結果になってございます。今後とも内地向けの販売促進、村内での試飲を含めたイベントへの参加等、販売促進に努めていく予定でございます。

次の5ページをお開きください。

当期を含めました5年間の営業成績及び財産状況の推移をお示ししてございます。平成23年度につきましては2年ぶりの黒字と、その黒字幅も過去になく大きなものになってございますけれども、今後の体制につきましては、複数年の状況を見ながら決定していく予定となっております。

次の6ページ以降、決算報告書がございます。参考にご覧いただければと思います。

報告につきましては以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 3ページのところに、サントリーからのたる供給打ち切りのためとあります。この原因は何でしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 母島支所長、箭内君。

○母島支所長（箭内浩彌君） 従前、サントリーからたるの供給を受けておりましたが、サントリーのほうでたるの製造をやめたということからもう打ち切りとなっております。

○議長（佐々木幸美君） 片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） そうすると、たるにかわる何か別な容器というのはあるんですか。あるいはまた他のワインメーカー、酒造メーカーに対しての働きかけということはされているのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） たるでないと意味がなかったんですね。木製のたるでそこにラムを仕込みましてということでございましたので、その供給がしていただけなくなったということで、たるにかわるということではお願いをしているということはございません。

○議長（佐々木幸美君） ほかにございませんか。

片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 自然遺産効果でこの新製品を仕込む場所、時間の確保ができなかったということで反省点として述べられておりますけれども、今期は十分その対応はできるといふふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（佐々木幸美君） 母島支所長、箭内君。

○母島支所長（箭内浩彌君） 23期は、相当この大きな売り上げ増ということでその対応に追われました。24期につきましては、その売り上げ増の中で大体傾向とわかりましたので、それを勘案しながら次期の新製品につきまして販売できるような形、製造できるような形で、そういうところを検討してまいるといふことでございます。

○議長（佐々木幸美君） 片股君。

○2番（片股敬昌君） 4ページの下のほうにラム酒に対する島民感情の払拭に努めますとありますが、この島民感情というのはちょっとよくわからないんですけれども、どういうものですか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 大変村民の中からはおいしくないという、販売して以来そういうことを村民の方から多く言われまして、感情というのはそういうことでございます。こうして外の方と、村民と分けてという区別ということでは評価をいただいているんですが、島内では意外とおいしくないという風評をいただいていたといふことでございます。

○議長（佐々木幸美君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） このラム酒に関しましては、なかなか順調な経営に持ってくるまでが大変だという部分もありまして、世界遺産を契機にいい方向に動き始めたということですが、この販売促進の方法について、やはり今一番大事なのはこの島民から、今も片股議員から出ましたけれども、島民からも愛され、そして島内の飲食店等でもやはり今まで以上に使っていただけるようにする努力と、もう一つ、小瓶を発売しまして非常に観光客にとっては買いやすくなったといふことで、お土産屋に聞いても結構売れ行きがよくて、これからは増産も必要じゃないかという話も出ています。ですから、島内向けの販売促進

と、そしてまたこの増産体制に向けて、もし村長、考えがあるならお聞かせください。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） まず、今回ご報告をさせていただいた生産が、現在の設備、人員、まず設備的なことからこれがほぼピークなんですね。ですから、これ以上の増産というのは今のラム・リキュールの設備の中ではなかなか難しいというこの実情がございます。今回のご報告の中で伸びているのはお土産として、島内での販売というの伸びておりまして、ですからまず今回ご報告をいただいたもの、生産をキープして、その上で今後の展望を図っていききたいと、このように考えているところです。

今回、おかげさまで相当な黒字を出すことができました。これが数年継続して続いていくようにまず努力をして、その経緯を見ながらその後の設備投資等々についても今後の検討課題ということでご理解をいただければと思います。

○議長（佐々木幸美君） 片股君。

○2番（片股敬昌君） 平成元年にスタートして販売が平成4年から始まりました。累計がいまだ950万円の赤字ということになっています。ここ二、三年は恐らく遺産効果ということで黒字になる可能性が大だと思えます。その後の継続ですね、やはり黒字を常にやっていくということが大切だと思うんですが、本来普通の会社であればもうこれだけ赤字が20年近くたてばもう倒産ですよ。そうした体質、村営だということに対しての甘えがないのかどうか、ちょっと村長から率直に。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） つくる側に甘えがあるとか、第三セクターだからということ言えばそういうことはないというふうに思っています。もともとこの事業は、当時始めるときにお土産品が、島に特産品がないということから特産品の開発という側面と、あとはサトウキビ、農業の振興ということもあわせ持ってスタートをした事業でございまして、会社だけのことをとりますと何かそういうふうな甘えがあったとかというようなことがあろうかと思いますが、甘えとかということではなくて、なかなか売上げが伸びてこなかったと。今やはり人がたくさん訪れていただけるということは、こういうふうな結果をやっぱり生んでくるんだというのが私の率直な感想でございますので、先ほども申し上げましたように、今の生産規模の中でこの今の売上高を今後も継続して達成できるようまず努力をし、その上でそれ以上の設備投資等々については検討していきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（佐々木幸美君） よろしいですか。

片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） 私も会社におりました関係上、仕入れから始まって製造、そして販売と、そして在庫管理ですね。こういう一つ一つのチェック項目というのが厳しくされないと利益というものは出てきませんね。我々が今監査するのは出てきた決算書、あるいはこれから母島に行って建屋とか機械設備を見るわけですけども、でもこれは本当の意味での監査になっていないんですよ。やはり適正な仕入れがされているのかということ、あるいは製造過程で無駄、ロスがないのか、あるいは販売網ですね、販路の拡大であるとか、今の確保であるとか、また適正な在庫管理がされているのか、そういう一つ一つの適正な監査がされないと絶対にこれ利益は出てきません。継続的な利益ということもあり得ないと思うんです。これからの監査のあり方は、こういう卓上の監査ではなくて、現場の監査がどうなるかという適正なチェックが必要だと思うんです。その辺についていかがですか。

○議長（佐々木幸美君） 村長、森下君。

○村長（森下一男君） 一般論としてもそのとおりだと思います。今回皆さんにご報告をいたしましたのは、冒頭申し上げましたように、きちんと規定をされているからご報告申し上げているんですが、片股議員にご理解いただきたいのは、この会社はちゃんとした監査をする方がおりまして、きちんと監査をしていただいております。その上でのご報告でございますので、その点についてルーズであるとかそういうことはございません。議員の皆様方の視点とは別に、会社としての監査というのはきちんと受けておりますので、その辺を分けて考えていただければと思うところでございます。

○議長（佐々木幸美君） ほかに質疑がないようですので、これをもって報告第8号の報告は終了いたしました。

◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（佐々木幸美君） 日程第2、報告第9号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 報告第9号 継続費精算報告書について。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、平成23年度に終了した継続費の精算について、別紙、継続費精算報告書のとおり報告する。

平成24年9月12日。提出者、小笠原村長、森下一男。

説明は担当課長にいたさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、今野君。

○財政課長（今野 満君） それでは、資料に基づいて説明をさせていただきます。

14ページをお開きください。

平成23年度小笠原村継続費精算報告書でございます。こちらは平成22年度、23年度2カ年継続して行いました三日月山職員住宅新築工事についての報告でございます。

全体計画、実績等、合計の数字を読み上げさせていただきます。合計の数字でございます。2億2,430万2,000円の計画に対しまして、実績としまして支出済み額が2億2,398万6,000円、この差し引き比較でございますが、支出済み額との差が31万6,000円生じてございます。

平成24年9月12日。小笠原村長、森下一男提出ということでございます。

以上でご報告を終わります。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これをもって報告第9号の報告は終了いたしました。

◎報告第10号の上程、説明、質疑

○議長（佐々木幸美君） 日程第3、報告第10号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 報告第10号 平成23年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

上記について監査委員の意見をつけて報告する。

平成24年9月12日。提出者、小笠原村長、森下一男。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙、監査委員の意見をつけて議会に報告する必要があるためでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をいたさせます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、今野君。

○財政課長（今野 満君） それでは、平成23年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率のご報告をいたします。

16ページをお開きください。

まず、健全化判断比率でございますが、表の左から実質赤字比率につきましては、赤字がございませんので数字は記載されません。また隣、連結実質赤字比率でございますが、これも特別会計を含めました連結の赤字比率ですが、これも赤字がございませんので数字はございません。それからその右、実質公債費比率につきましては14.4%でございます。その右、将来負担比率につきましては、比率の計算がマイナスに至るもので、こちらもゼロということで数字については記載がございません。

いずれも早期健全化基準につきましては、実質赤字比率が15.0%、連結実質赤字比率が20.0%、実質公債費比率が25.0%、将来負担比率が350.0%、いずれの早期健全化基準の数値からも小笠原村の数字は下回っておりますので、今のところ問題がないという判断でございます。

次に、資金不足比率でございますが、特別会計における資金不足比率のご報告でございます。簡易水道事業特別会計につきましては、資金不足はございませんので資金不足比率については記載がございません。浄化槽事業特別会計につきましても同様に赤字が生じておりませんので、資金不足比率につきましては記載がございません。

以上のとおり監査委員のほうにご報告をいたしまして、別紙に監査委員からの意見書を付して報告をさせていただくものでございます。

報告については以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これをもって報告第10号の報告は終了いたしました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第4、議案第49号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第49号 小笠原村インターネット接続サービス事業に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成24年9月12日。小笠原村長、森下一男。

インターネット接続サービスにおいて、利用者のニーズに対応した通常の接続以外での方法によるサービスを提供するためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

2ページをお開きください。

小笠原村インターネット接続サービス事業に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

小笠原村インターネット接続サービス事業に関する条例（平成19年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号及び第4号中「IP告知端末」を「村が設置した通信機器」に改め、同条第1項に次の1号を加える。

（5）グローバルIPアドレス、インターネット接続において一意な値となることが保証されたIPアドレスをいう。

第5条第1項中「小笠原村インターネット接続サービス利用申込書」の次に「（以下「申込書」という。）」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、グローバルアドレス付与による新規利用者は、利用開始希望日の2月前までに申込書を村長に提出しなければならない。

第5条の次に次の1条を加える。

（利用期間の制限）

第5条の2 接続サービスの最低利用期間は3月とする。

第8条第1項を次のように改める。

（利用料の徴収）

第8条 村長は、一般利用者については月額4,000円、事業所については1事業所につき

月額9,000円を徴収する。ただし、同時接続台数が50台を超え、グローバル I P アドレスを付与し、接続方法を次に定める場合については月額10万円とする。

第9条の見出し中「設備」を「設備等」に、同条第2項中「施設」を「設備等」に改め、同条第1項に次の1号を加える。

(3) グローバル I P アドレスは、村が定め付与する。

附則。

(施行期日)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

次の3ページ、4ページに新旧対照表を添付してございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

(挙手する者なし)

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第49号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第5、議案第50号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第50号 小笠原村ケーブルテレビ条例の一部を改正する条例

(案)。

上記の議案を提出する。

平成24年9月12日。小笠原村長、森下一男。

小笠原村ケーブルテレビ自主放送運営に当たり、放送法に基づき、放送番組審議会を設置するためのものとございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

6ページをお開きください。

小笠原村ケーブルテレビ条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村ケーブルテレビ条例（平成23年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

（放送番組審議会の設置）

第18条 ケーブルテレビ施設の放送番組の適正化を図るため、小笠原村ケーブルテレビ放送番組審議会（以下「放送番組審議会」という。）を設置する。

2 放送番組審議会の組織、任務、その他必要な事項は附則で定める。

附則。

（施行期日）

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

次の7ページに新旧対照表を添付してございます。

ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第50号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第6、議案第51号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第51号 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成24年9月12日。小笠原村長、森下一男。

放送審議会の設置に伴い、委員の報酬を定める必要が生じたためでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

9ページをお開きください。

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）。

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

この別表でございますが、24番目にケーブルテレビ放送番組審議会委員、日額8,000円を加えてございます。それ以下、看護師、24だった番号をこれ以降、1つずつ後ろにずらすという条例の変更になってございます。

10ページをお開きください。

附則。

(施行期日)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

次の11ページ、12ページに新旧対照表を添付してございます。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

片股敬昌君。

○2番（片股敬昌君） ちょっと勉強不足で申しわけありません。18番のところのキャンプ禁止地域審議会と書いてあるんですが、私は全島キャンプ禁止だとばかり思っていたんですけども、禁止になっていない地域というのはあるのでしょうか。

○議長（佐々木幸美君） 産業観光課長、渋谷君。

○産業観光課長（渋谷正昭君） 条例で全島禁止になっておりまして、この審議会で、特別に禁止地域を解除するとかそういった審議事項があった場合に開くことになっておりますが、実際にはもうこの10年以上そういった審議内容がないので開かれていないという状況です。

○議長（佐々木幸美君） ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第51号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第7、議案第52号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第52号 小笠原村消防団条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成24年9月12日。小笠原村長、森下一男。

消防団員の報酬を適正な水準に改正する必要が生じたためのものです。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

14ページをお開きください。

小笠原村消防団条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村消防団条例（昭和44年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表1を次のように改める。

別表1。職員区分、消防団員、団長報酬額年額15万円、副団長年額9万円、分団長年額6万円、班長年額4万円、団員年額1万5,000円。

附則。

この条例は公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

次の15ページに新旧対照表を添付してございます。

この年額の見直しにつきましては、伊豆諸島各島のそれぞれ職員区分の比較を行いました上で決定をしたものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

池田 望君。

○6番（池田 望君） 消防団員の報酬を上げていただくことは私は賛成です。賛成の立場からちょっと気になることなんですが、ここで分団長だけが報酬が増額されていないというのは何か不公平感を感じるわけですが、ほかのところと精査した中でこうなりましたと言われておりますが、例えばこちらの副団長さん、これ母島では分団長さんしかいらっやらない。本来、副団長さんでもいいのではないかなと思うような気がしていたんですが、私

も団にいたときには。母島も副団長さん、そういうところのご検討があつてのことだとは思いますが、その辺の説明をお願いしたいんですが。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） 分団長という職員の方の区分というのはほかの各島にもございまして、それぞれの年額を比較した上で検討の結果この金額とさせていただいております。

あと、母島にも副団長がいらっしゃいます。その辺の職員区分の検討というのは今回改定の中ではしてございませんので、ご意見を参考にして今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○議長（佐々木幸美君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） ほかに質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第52号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第8、議案第53号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第53号 小笠原村乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成24年9月12日。小笠原村長、森下一男。

障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部、条番号が改正されたことに伴い、小笠原村乳幼児の医療費の助成に関する条例の関係条文を改正する必要性が生じたためのものです。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

17ページをお開きください。

小笠原村乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号、第3号中「第6条の2」を「第6条の3」に、「第6条の3」を「第6条の4」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

次の18ページに新旧対照表を添付してございます。

ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第53号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第9、議案第54号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第54号 小笠原村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成24年9月12日。小笠原村長、森下一男。

障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部、条番号が改正されたことに伴い、小笠原村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の関係条文を改正する必要が生じたためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

20ページをお開きください。

小笠原村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第6条の2」を「第6条の3」に、「第6条の3」を「第6条の4」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

次の21ページに新旧対照表を添付してございます。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第54号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第10、議案第55号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第55号 小笠原村立診療所条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成24年9月12日。小笠原村長、森下一男。

訪問リハビリテーション事業を開始するに当たり、関係条文を整備する必要が生じたためでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

23ページをお開きください。

小笠原村立診療所条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村立診療所条例（平成22年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次の2号を加える。

（9）法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション。

（10）法第8条の2第5項に規定する介護予防訪問リハビリテーション。

第5条の2第1項に次の2項を加える。

（5）第4条第2項第9号に規定する居宅サービス事業。

法第41条第4項第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額。

（6）第4条第2項第10号に規定する居宅サービス事業。

法第53条第2項第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額。

附則中「第4条第2項」の次に「第1号から第8号」を、「第5条の2第1項」の次に「第1号から第4号」を加える。

附則。

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

次の24ページ、25ページに新旧対照表を添付してございます。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第55号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第11、議案第56号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第56号 小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成24年9月12日。小笠原村長、森下一男。

訪問リハビリテーション事業を開始するに当たり、関係条文の整備をする必要が生じたためでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

27ページをお開きください。

小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例（平成22年条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則の前に次の改正規定を加える。

第5条第1項に次の2号を加える。

（19）訪問リハビリテーション。

（20）介護予防訪問リハビリテーション。

附則を次のように改める。

附則。

この条例は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第5条第1項第2号、第3号、第5号、第7号、第11号、第12号、第14号及び第16号の規定は小笠原村規則で定める日から施行する。

附則。

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

次の28、29ページに新旧対照表を添付してございます。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第56号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第12、議案第57号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第57号 小笠原村介護サービス利用料に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成24年9月12日。小笠原村長、森下一男。

訪問リハビリテーション事業を開始するに当たり、関係条文を整備する必要が生じたためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

す。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

31ページをお開きください。

小笠原村介護サービス利用料に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村介護サービス利用料に関する条例の一部を改正する条例（平成22年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

（10）訪問リハビリテーション。

事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される訪問リハビリテーションに要する平均的な額を勘案して、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額。

附則を次のように改める。

附則。

この条例は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第2条第1項第2号、第3号、第5号及び第7号の規定は小笠原村規則で定める日から施行する。

附則。

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

次の32ページに新旧対照表を添付してございます。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第57号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号から議案第60号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第13、議案第58号から日程第15、議案第60号までの3件を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、議案3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第58号から第60号までを一括して提出させていただきます。

議案第58号は小笠原村下水道条例を廃止する条例（案）、議案第59号は小笠原村地域し尿処理施設条例（案）、議案第60号は小笠原村浄化槽条例の全部を改正する条例（案）でございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君） それでは、ご説明をさせていただきます。

事前にこの3号の議案につきまして資料のほうを配付させていただいております。その配付した資料に沿ってご説明をさせていただきます。

小笠原村における生活排水処理に関する条例といたしまして、小笠原村下水道条例と小笠原村浄化槽条例が制定をされております。このそれぞれの条例が現在の運営実態にそぐわない部分もございますことから、まず、議案第58号におきまして小笠原村下水道条例を廃止いたします。新たに、用語の定義を含めまして地域し尿処理施設に即した形で全文を見直しました議案第59号、小笠原村地域し尿処理施設条例を制定させていただきたいと思っております。この地域し尿処理施設条例の制定にあわせまして、議案第60号、小笠原村浄化槽条例を全部改正いたします。

続きまして、小笠原村地域し尿処理施設条例（案）の概要につきまして説明をさせていただきます。

できます。

本条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するし尿処理施設のうち、小笠原村が設置する地域し尿処理施設（コミュニティプラント）の管理及び使用について必要事項を定めたものであります。

また、主要な改定項目である使用料及び手数料は次のとおりとなっております。

まず、排水設備等の計画確認、工事検査でございますが、設計審査手数料1件当たり2,000円を3,000円に改定をしております。次に、設計検査手数料1件当たり2,000円を3,000円に改定をしております。次に、道路占用委任手数料1件当たり1,050円を2,000円に改定しております。

次に、排水設備工事技術者の登録についてでございます。登録手数料1件当たり5,000円につきましては従前どおりでございますが、登録を3年ごとに更新するよう改定をしております。

次に、使用料でございます。今後3カ年で改定を行ってまいります。今回の改定額は次のとおりでございます。給水管口径20ミリ以下、基本使用料は750円を900円に、税抜きでございます、改定をしております。月に20立方メートルを使用した場合には1,775円を2,100円に、こちらも税抜きでございます。改定をしております。給水管口径25ミリ以上につきましては改定をございません。基本使用料、税抜きで1,600円、月20立方メートルを使用した場合には税抜きで3,200円でございます。

次に、一時使用料でございます。村管理以外の浄化槽からの清掃汚泥、園地便所、工事仮設便所等からのくみ取りし尿を受け入れる際の一時使用料といたしまして、今回の改定で条例に明文化するとともに、下記のとおり定めることといたしました。基本使用料、1,000リットルまで税抜きで4,000円、従量使用料100リットルごとに税抜きで400円という形で定めてございます。

次に、小笠原村浄化槽条例（案）の概要でございます。

小笠原村が設置する浄化槽の管理及び使用について必要事項を定めるとともに、地域し尿処理施設条例（案）に準じた形で用語の定義の見直しを行い、使用料及び手数料について同様の改定を行っております。

施行日につきましては、平成25年4月1日でございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

(挙手する者なし)

○議長(佐々木幸美君) 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(佐々木幸美君) 反対意見がないようですので、これより採決を行います。

議案第58号から議案第60号までの3件を一括して採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(佐々木幸美君) 異議なしと認めます。

議案第58号から議案第60号までに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(佐々木幸美君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木幸美君) 日程第16、議案第61号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長(森下一男君) 議案第61号 平成24年度小笠原村一般会計補正予算(第2号)(案)。

上記の議案を提出する。

平成24年9月12日。小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(佐々木幸美君) 財政課長、今野君。

○財政課長(今野 満君) それでは、一般会計の補正予算につきまして説明をさせていただきます。

議案書の53ページをお開きください。

予算総則でございます。

平成24年度小笠原村一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,538万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億415万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定による地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成24年9月12日。小笠原村長、森下一男。

次のページに款項の区分ごとの歳入を載せております。そのまた次が歳出でございます。内容につきましては予算説明書のほうで説明をさせていただきます。

56ページをお開きください。

第2表、地方債補正でございます。

起債の目的、臨時財政対策債起債の限度額についての補正でございます。補正前1億1,050万円、補正後1億1,040万円ということで、10万円の減額となっております。

それでは皆さん、予算説明書、A3判の補正予算説明書のほうをお開きいただきますようお願いいたします。

1 ページが歳入と歳出の財源区分等になります。

2 ページをお開きください。

事項別の明細書、歳入でございます。

今回の補正につきましては、平成23年度、前年度の収支剰余金の地方財政法に基づく基金への積み立てということが大きな位置を占めておりますが、その他所要の補正を含めまして特別会計のほうも含めましてそういう補正をさせていただいておりますので、その辺についてはご了承ください。

歳入予算のほうですが、地方特例交付金、地方特例交付金、地方特例交付金につきましては、マイナス237万2,000円の減額でございます。

地方交付税、地方交付税、地方交付税の普通交付税ですが、430万2,000円の増額となっております。

都支出金、都補助金、総務費都補助金の市町村総合交付金につきましては819万5,000円の増額でございます。

次に、農林水産業費都補助金の水産業費ですが、サメ被害防除事業の都補助金の減額分が

マイナス50万円、漁村地域防災力強化事業費の都補助金が1,630万5,000円計上しております。合計で1,580万5,000円の増額の計上でございます。

次に、教育費都補助金保健体育費でございますが、スポーツ祭東京2013、国体でございますが、これの機運醸成・開催記念事業費都補助金としまして15万7,000円を計上しております。

次に、寄附金、寄附金、指定寄附金の教育費寄附金につきましては、300万円の寄附をいただきましたので予算に計上させていただいております。

次に、繰入金、特別会計繰入金、国民健康保険特別会計繰入金につきましては122万9,000円の増額とさせていただきます。次に、宅地造成事業特別会計繰入金につきましては5万円の増額をさせていただきます。次に、介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計繰入金につきましては549万9,000円の増額とさせていただきます。次に、浄化槽事業特別会計繰入金につきましては99万9,000円の増額とさせていただきます。次に、基金繰入金ですが、進学助成金繰入金につきましては40万円の増額とさせていただきます。

次に、繰越金、繰越金、繰越金ですが、8,990万4,000円の増額とさせていただきます。

次のページ、3ページをお開きください。

諸収入、雑入、雑入ですが、雑入の中でスポーツ祭2013開催及び2020年オリンピック・パラリンピック東京招致に関する機運醸成事業助成金としまして250万円が計上されております。また、母島光ケーブル切断の損害賠償費としまして311万9,000円を計上しております。合わせまして、雑入につきましては561万9,000円の増額でございます。

次に、村債、村債、臨時財政対策債につきましては10万円の減額とさせていただきます。

歳入合計、既定額38億6,877万円、補正額1億3,538万6,000円、計40億415万6,000円。

歳入については以上でございます。

次の4ページをお開きください。

歳出でございます。

まず、総務費、総務管理費、一般管理費でございますが、先ほど条例改正がございましたケーブルテレビの放送番組審議会、これに必要な委員報酬として8万円の計上。次に、情報通信事業ですが、テレビ放送放送番組審議会の委員旅費として、また利用料の収納シス

テムの改修作業及び保守委託を増額しております。この部分で49万1,000円を計上しております。その他事業費としまして、新規の事業になりますが、先ほど歳入のほうでございましたが、スポーツ祭東京2013開催及び2020オリンピック・パラリンピック東京招致に関する機運醸成事業の経費としまして250万円を計上しております。一般管理費合計で307万1,000円の増額の補正でございます。

次に、防災諸費でございますが、右側の説明欄をご覧ください。母島のヘリポート気象観測装置に支障が生じたのでこの補修経費としまして104万5,000円、工事請負費として計上しております。

次に、情報センター運営費でございます。光ケーブルの関係で母島の光ケーブルの切断事故がございましてこの復旧経費が288万4,000円、インターネットの関係で、先ほどテレビのほうでもありましたが、利用料収納システム改修及び保守委託ということで、テレビとインターネットの事業費で案分をして負担をします44万1,000円を計上しております。情報センター運営費全体で332万5,000円の補正でございます。

次に、バス事業費でございます。村営バスの関係で扇浦分譲地の中にバスロータリーを新たに設置するというので、この工事経費877万8,000円を計上しております。

次に、民生費、社会福祉費、国民健康保険費でございますが、国民健康保険特別会計への繰出金518万5,000円を計上しております。

次に、児童福祉費、保育所費でございますが、右側の説明欄をご覧ください。保育園の父島保育園の運営事業費の増額でございますが、給食材料費の増額として48万円、保育所費につきましては増額48万円の補正予算の計上でございます。

次のページ、5ページをお開きください。

衛生費、保健衛生費、予防費でございますが、定期予防接種のうちポリオについては今年度から、途中からになりますが生ワクチンから不活化ポリオワクチンに変更になるということがございまして、このワクチンの購入経費130万8,000円を計上させていただいております。

次に、清掃費、塵芥処理費ですが、父島クリーンセンターの管理運営に伴いまして保守経費を毎年計上してはございますが、昨年度の調査の結果、保守経費についてさらに増やさなければいけない事態が生じておりますので、1,200万円の増額をさせていただいております。

次に、下水道費ですが、下水道事業特別会計への繰出金48万円を増額しております。

次に、浄化槽費でございますが、同様に浄化槽事業特別会計への繰出金27万6,000円を増額させていただいております。

次に、上水道費、簡易水道費でございますが、こちらも簡易水道事業特別会計への繰出金マイナス12万5,000円の減額とさせていただいております。

次に、農林水産業費、水産業費、水産業振興費でございます。右の説明欄をご覧ください。まず、海洋センターのカメ生けすの改修ということで管理運営事業費の増額分208万8,000円を計上しております。次に、サメ被害防除事業費、母島分が減額ということになりましてマイナス75万円減額をしております。次に、漁村地域防災力強化事業費としまして、漁協施設の耐震診断及び解体事業費の補助を東京都からの間接補助という形で実施いたしますが、これに伴います村の新規の予算計上としまして1,906万4,000円を計上しております。合わせまして水産業振興費は2,040万2,000円の増額予算でございます。

次に、土木費、土木管理費、次のページ、6ページをお開きください。土木総務費でございます。国有地に関する問題ですが、宮之浜道の分譲地の隣にあります国有地でがけ崩れががけのほうから生じておりますが、これにつきまして危険を避けるために危険防止用のフェンスを設置するものでございます。これにつきましては当然国有地のほう、使用料について村のほうで一括して徴収しておりますが、その経費の中から最終的には充当するということになります。

次に、公園費、公園管理費ですが、硫黄島の平和祈念墓地公園の管理経費の問題でございます。管理のために自衛隊の救難ヘリを使用して渡島する際にタービン燃料の購入経費を村が負担しておりますが、これが平成23年度において自衛隊さんのほうの都合、それから石油の納入業者さんのほうの都合で平成23年度の部分を23年度中にお支払いすることができないということになりました。その分を合わせまして過年度支出の分を含めまして平成24年度中にお支払いする形になりますので、ここに増額として計上させていただいております。

次に、教育費、教育総務費、事務局費でございます。内地受験者の交通費補助事業費の増額分として40万円を計上しております。これは先ほど歳入のほうで教育費の寄附金が300万円ございましたが、この寄附にあわせまして支出の関係では内地受験者の方の交通費の補助、その金額等を見直すということを行いまして、40万円の増額ということにさせていただいております。

次に、保健体育費、保健体育総務費でございます。国体事業費としましてスポーツ祭東京

2013機運醸成・開催記念事業、横断幕、のぼり等の購入経費として19万7,000円を計上しております。

次に、体育施設費、奥村運動場の管理運営の関係でございますが、施設維持補修費の毎年の経費を計上しておりますが、新たに補修の必要な部分が見つかりましたので、その分336万2,000円の増額をさせていただきます。

次に、公債費、公債費、元金でございますが、地方債償還元金、財政投融资資金ですが、これにつきましては349万9,000円の増額をさせていただきます。

次に、利子でございますが、平成23年度に借りました地方債の利率等が確定したことによりまして、その利子分の減額分を計上しております。財政投融资資金についてはマイナス23万2,000円、東京都の振興基金につきましてはマイナス35万5,000円、合わせましてマイナス58万7,000円の減額でございます。

次に、諸支出金、基金費、財政調整基金費でございますが、こちらは冒頭に申し上げました平成23年度の収支剰余金、剰余金を積み立てる関係でございますが、特別会計から繰り入れて財政調整基金、一般会計の財政調整基金に積み立てをする額も含めまして6,547万6,000円を財政調整基金に積み立てることといたしております。

次に、7ページをお開きください。

その他基金費ということで、先ほど歳入のほうで教育費寄附金で300万円の寄附がございました。これを進学助成基金に積み立てるための補正予算計上でございます。300万円を計上してございます。

歳出合計、既定額38億6,877万円、補正額1億3,538万6,000円、計40億415万6,000円。

歳出については以上でございます。

次のページ、8ページでございますが、先ほど放送番組審議会の委員報酬の関係で補正がございましたので、給与費の明細書、特別職の分ですが、補正の内容を記載したものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第61号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号から議案第68号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第17、議案第62号から日程第23、議案第68号までの7件を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、議案7件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第62号から第68号までを一括して提出させていただきます。

議案第62号は平成24年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）、議案第63号は平成24年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）、議案第64号は平成24年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）（案）、議案第65号は平成24年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）（案）、議案第66号は平成24年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）（案）、議案第67号は平成24年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）、議案第68号は平成24年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）でございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、今野君。

○財政課長（今野 満君） それでは、各特別会計の補正予算をまとめて説明をさせていただきます。

きます。

議案書の59ページをお開きください。

国民健康保険特別会計でございます。

予算総則でございます。

平成24年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ754万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,217万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月12日。小笠原村長、森下一男。

内容につきましては予算説明書のほうで説明いたしますので、次に簡易水道事業のほうになります。

64ページをお開きください。

簡易水道事業特別会計補正予算。

予算総則でございます。

平成24年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ467万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億4,356万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月12日。小笠原村長、森下一男。

内容については同様に予算説明書のほうで説明いたしますので、次に移ります。

69ページをお開きください。

宅地造成事業特別会計でございます。

予算総則でございます。

平成24年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによ

る。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,279万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月12日。小笠原村長、森下一男。

同様に内容につきましては予算説明書のほうで説明いたしますので、次に、介護保険（保険事業勘定）特別会計のほうに移ります。

74ページをお開きください。

予算総則でございます。

平成24年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ645万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,560万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月12日。小笠原村長、森下一男。

同様に内容につきましては予算説明書のほうで説明いたしますので、次に、介護保険（介護サービス事業勘定）に移ります。

79ページをお開きください。

予算総則でございます。

平成24年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ549万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,935万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月12日。小笠原村長、森下一男。

同様に内容につきましては予算説明書のほうで説明いたします。

84ページをお開きください。

下水道事業特別会計補正予算でございます。

予算総則でございます。

平成24年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ164万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,241万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定による地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成24年9月12日。小笠原村長、森下一男。

87ページをお開きください。

地方債の補正でございます。

起債の目的、地域し尿処理施設整備債ですが、補正前の限度額を2,680万円、これを補正後、限度額の補正でございますが、2,390万円に補正いたします。マイナス290万円の減額でございます。

内容につきましては予算説明書のほうで説明いたしますので、次に、90ページをお開きください。

浄化槽事業特別会計補正予算。

予算総則でございます。

平成24年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ755万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,781万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定による地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成24年9月12日。小笠原村長、森下一男。

それでは、93ページをお開きください。

地方債補正でございます。

起債の目的、浄化槽整備債、起債の限度額の補正でございます。補正前230万円の限度額を補正後530万円といたします。プラス300万円の増額でございます。

内容につきましては予算説明書のほうで説明をいたします。

それでは、予算説明書、A3判の予算説明書のほうをお開きください。

10ページをお開きください。

国民健康保険特別会計の歳入歳出、款別の財源内訳とございます。

11ページをお開きください。

歳入でございます。

繰入金、一般会計繰入金、一般会計繰入金のその他一般会計繰入金518万5,000円の増額でございます。

次に、繰越金、繰越金、その他繰越金としまして235万7,000円の増額でございます。

歳入合計、既定額2億5,462万9,000円、補正額754万2,000円、計2億6,217万1,000円でございます。

12ページをお開きください。

歳出でございます。

保険給付費、療養諸費、審査支払手数料につきましては15万円の増額でございます。

次に、結核・精神医療給付費、結核・精神医療給付費につきましては8万円の増額でございます。

次に、共同事業拠出金、共同事業拠出金、高額医療費共同事業拠出金につきましては112万9,000円の増額でございます。

次に、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては125万2,000円の増額でございます。

次に、諸支出金、償還金及び還付金、国庫支出金返納金、平成23年度の出産育児一時金の国庫補助金に返還が生じましたので、7万円を計上してございます。

次に、支払基金支出金返納金、こちらも平成23年度の退職者医療療養給付費の交付金に返

還金が生じたので、363万2,000円を計上しております。

次に、繰出金、一般会計繰出金ですが、こちらは平成23年度の剰余金を積み立てはしますが、こちらについては国保会計には基金がございませんので、一般会計に繰り出しをいたしまして財政調整基金に繰り出しをするための経費でございます。122万9,000円でございます。

次、13ページでございます。

歳出合計、既定額 2 億5,462万9,000円、補正額754万2,000円、計 2 億6,217万1,000円でございます。

国民健康保険につきましては以上でございます。

次に、簡易水道事業特別会計ですが、15ページをお開きください。

歳入歳出款別の財源内訳でございます。

16ページをお開きください。

歳入でございます。

繰入金、繰入金、繰入金の一般会計繰入金、マイナス12万5,000円の減額でございます。

次に、繰越金、繰越金、繰越金、480万円の繰越金を計上しております。

歳入合計、既定額 8 億3,888万5,000円、補正額467万5,000円、計 8 億4,356万円。

歳入は以上でございます。

次に、歳出、17ページでございます。

公債費、公債費、利子につきましては、借り入れました地方債の利子の確定、利率の確定がございましたので利子の減額、マイナス12万5,000円を計上しております。

次に、諸支出金、基金費、簡易水道事業基金費積立金でございます。これは先ほど申しましたように、平成23年度の剰余金のうち地方財政法の規定に基づき、その 2 分の 1 以上を積立金に積み立てるということでございますので、簡易水道事業基金への積み立て480万円を計上しております。

歳出合計、既定額 8 億3,888万5,000円、補正額467万5,000円、計 8 億4,356万円。

以上でございます。

次に、宅地造成事業特別会計でございます。

19ページをお開きください。

款別の歳入歳出財源内訳でございます。

20ページをお開きください。

歳入でございます。

繰越金、繰越金、繰越金で5万円計上してございます。

歳入合計、既定額3,274万8,000円、補正額5万円、計3,279万8,000円でございます。

21ページをお開きください。

歳出でございます。

諸支出金、繰出金、一般会計繰出金で、一般会計の繰出金を5万円計上しております。これも平成23年度の剰余金を一般会計に移して財政調整基金に積み立てるものでございます。

歳出合計、既定額3,274万8,000円、補正額5万円、計3,279万8,000円。

以上でございます。

次に、介護保険（保険事業勘定）特別会計でございます。

23ページをお開きください。

歳入歳出の款別財源内訳でございます。

24ページをお開きください。

歳入でございます。

繰越金、繰越金、繰越金の繰越金増額分645万8,000円でございます。

歳入合計、既定額7,914万2,000円、補正額645万8,000円、計8,560万円でございます。

25ページをお開きください。

歳出でございます。

基金積立金、基金積立金、介護給付費準備基金積立金390万円、こちらも平成23年度の剰余金の半額以上を積み立てるものでございます。積立金として390万円を計上させていただいております。

次に、諸支出金、償還金及び還付金、国庫支出金返納金、こちらは平成23年度の介護給付費国庫負担金の返還金が171万8,000円、地域支援事業の国庫交付金の返還金が13万6,000円、合わせて185万4,000円を計上しております。

次に、都支出金返納金でございます。こちらは平成23年度地域支援事業費と交付金の返還金が6万8,000円計上してございます。

次に、支払基金支出金返納金でございます。平成23年度介護給付費交付金の返還金が54万7,000円、地域支援事業交付金の返還金が8万9,000円、合わせまして63万6,000円の計上でございます。

歳出合計、既定額7,914万2,000円、補正額645万8,000円、計8,560万円でございます。

次に、介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計でございます。

27ページをお開きください。

歳入歳出、款別の財源内訳でございます。

28ページをお開きください。

歳入でございます。

繰越金、繰越金、繰越金の549万9,000円を計上しております。

歳入合計、既定額 1 億5,386万円、補正額549万9,000円、計 1 億5,935万9,000円。

次に、歳出でございます。

29ページをお開きください。

諸支出金、繰出金、一般会計繰出金の繰出金でございますが、これも剰余金の積み立てを一般会計のほうに繰り出しまして財政調整基金に積み立てをするものでございます。549万9,000円を計上しております。

歳出合計、既定額 1 億5,386万円、補正額549万9,000円、計 1 億5,935万9,000円。

以上でございます。

次に、下水道事業特別会計でございます。

31ページをお開きください。

歳入と歳出、款別の財源内訳等でございます。

32ページをお開きください。

歳入でございます。

国庫支出金、国庫補助金、地域し尿処理施設整備費国庫補助金、地域し尿処理施設整備費としてマイナス327万6,000円、こちらは振興開発事業におきまして、下水道事業とそれから浄化槽事業のほうでの事業費のやりとりがございまして、国庫補助金についても下水道事業のほうは減額となりまして、327万6,000円の減額とさせていただいております。

次に、繰入金、繰入金、繰入金、一般会計からの繰入金ですが、48万円の増額とさせていただいております。

次に、繰越金、繰越金、繰越金ですが、405万円の繰越金を計上させていただいております。

次に、村債、村債、地域し尿処理施設整備債でございますが、先ほど振興開発事業における事業費の調整によりまして、起債につきましてもマイナス290万円の減額とさせていただいております。

歳入合計、既定額 2 億2,405万7,000円、補正額マイナス164万6,000円、計 2 億2,241万1,000円。

歳入は以上でございます。

歳出でございます。

33ページをお開きください。

総務費、総務管理費、業務管理費でございますが、母島のし尿処理施設の関係でございます。施設の維持補修費がやはり増額の必要な分がございますして、222万9,000円の増額とさせていただきます。

次に、建設改良費、建設改良費、建設改良費でございますが、先ほども申し述べましたように、振興開発事業費におきまして下水道事業から浄化槽事業への事業費の移行がございますして、その分の下水道事業のほうの事業費がマイナス655万2,000円減額となりましたので、計上させていただきます。

次に、公債費、公債費、利子ですが、地方債の利率が確定したことによりまして、地方債償還利子マイナス 2 万2,000円減額となりました。

次に、諸支出金、繰出金、一般会計繰出金ですが、平成23年度の剰余金を一般会計に移し財政調整基金に積み立てをするための経費でございます。269万9,000円を計上しております。

歳出合計、既定額 2 億2,405万7,000円、補正額マイナス164万6,000円、計 2 億2,241万1,000円。

以上でございます。

次に、浄化槽事業特別会計でございます。

35ページをお開きください。

歳入歳出、款別の財源内訳でございます。

36ページをお開きください。

歳入でございます。

国庫支出金、国庫補助金、浄化槽整備推進事業国庫補助金ですが、先ほど下水道事業のほうで申し述べましたように、振興開発事業の事業費が浄化槽事業のほうに移行しました関係によりまして、国庫補助金につきましても327万6,000円の増額となります。

次に、繰入金、繰入金、繰入金、一般会計繰入金でございますが、一般会計からの繰入金が27万6,000円増額となります。

次に、繰越金、繰越金、繰越金ですが、99万9,000円の繰越金を計上しております。

次に、村債、村債、浄化槽整備債ですが、やはり振興開発事業の事業費の増額によりまして浄化槽整備債300万円の増額となっております。

歳入合計、既定額2,026万4,000円、補正額755万1,000円、計2,781万5,000円。

次に、歳出でございます。

37ページをお開きください。

建設改良費、建設改良費、建設改良費につきましては、振興開発事業費の下水道事業会計からの移行に伴いまして、655万2,000円の増額となっております。

次に、諸支出金、繰出金、一般会計繰出金でございますが、平成23年度の剰余金を一般会計に移しまして財政調整基金に積み立てをするための繰り出しでございます。一般会計繰出金99万9,000円を計上してございます。

歳出合計、既定額2,026万4,000円、補正額755万1,000円、計2,781万5,000円。

補正予算の説明につきましては以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。

議案第62号から議案第68号までの7件を一括して採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第62号から議案第68号までに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号及び議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第24、議案第69号から日程第25、議案第70号までの2件を一括して議題といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、議案2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第69号から第70号までを一括して提出させていただきます。

議案第69号は財産の取得（内視鏡検査システム）について（案）、議案第70号は財産の取得（消防ポンプ自動車）について（案）でございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、今野君。

○財政課長（今野 満君） それでは、議案について説明させていただきます。

95ページをお開きください。

財産の取得（内視鏡検査システム）について（案）でございます。

- 1 取得の目的 既存備品の更新のため。
- 2 取得財産 内視鏡検査システム一式。
- 3 契約の方法 指名競争入札。
- 4 購入金額 818万5,800円。
- 5 契約の相手 株式会社八神製作所。

契約資料につきましては次ページ、96ページに掲載してございます。

次に、98ページをお開きください。

財産の取得（消防ポンプ自動車）について（案）でございます。

- 1 取得の目的 父島の消防車更新のため。
- 2 取得財産 消防ポンプ自動車1台。
- 3 契約の方法 指名競争入札。
- 4 購入金額 1,919万6,070円。
- 5 契約の相手 株式会社モリタ。

契約資料につきましては次ページ、99ページに掲載してございます。

よろしくご承認のほどをお願いいたします。

○議長（佐々木幸美君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。

議案第69号から議案第70号までの2件を一括して採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第69号から議案第70号までに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号及び議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） 日程第26、議案第71号から日程第27、議案第72号までの2件を一括して議題といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、議案2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 議案第71号から第72号までを一括して提出させていただきます。

議案第71号は東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について（案）、議案第72号は東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について（案）でございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 総務課長、江尻君。

○総務課長（江尻康弘君）　ご説明いたします。

101ページをお開きください。

東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約。

東京都市町村公平委員会共同設置規約（昭和42年4月1日東京都知事届け出）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「法第9条第6項」を「法第9条の2第6項」に改める。

別表中「福生病院組合」を「福生病院組合、稲城・府中墓苑組合」に改める。

附則。

この規約は、東京都知事へ届け出のあった日から施行し、平成24年5月1日から適用する。

次の102ページに新旧対照表を添付してございます。

続きまして、104ページをお開きください。

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を改正する規約。

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年2月29日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

別表第1中「福生病院組合」を「福生病院組合、稲城・府中墓苑組合」に改める。

別表第2第2区の項中「多摩ニュータウン環境組合」を「多摩ニュータウン環境組合、稲城・府中墓苑組合」に改める。

附則。

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

105ページ、106ページに新旧対照表を添付してございます。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（佐々木幸美君）　これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君）　質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君）　反対意見がないようですので、これより採決を行います。

議案第71号から議案第72号までの2件を一括して採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

議案第71号から議案第72号までの賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号から認定第9号までの上程、説明、委員会付託

○議長（佐々木幸美君） 日程第28、認定第1号から日程第36、認定第9号までの9件を一括して議題といたします。

なお、各会計の款別の金額の読み上げは省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、認定9件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下君。

○村長（森下一男君） 認定第1号から第9号までを一括して提出させていただきます。

認定第1号は平成23年度小笠原村一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号は平成23年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号は平成23年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号は平成23年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号は平成23年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号は平成23年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号は平成23年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号は平成23年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号は平成23年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸美君） 財政課長、今野君。

○財政課長（今野 満君） それでは、平成23年度各会計歳入歳出決算の認定について説明をさせていただきます。

出納課のほうで決算書を印刷しております。この印刷をした決算書をご覧くださいませうでしょうか。この決算書、厚いほうでございます。

決算書の４ページと５ページのところをお開きください。

平成23年度小笠原村決算総括表でございます。こちらの表の数字を読み上げまして説明にかえさせていただきます。

一般会計、予算現額43億9,482万7,000円、歳入決算額42億7,587万561円、歳出決算額41億2,127万6,405円、繰越事業費繰越財源4,478万2,170円、差し引き残額１億981万1,986円。

次に、国民健康保険特別会計、予算現額２億6,728万2,000円、歳入決算額２億6,765万7,183円、歳出決算額２億6,519万9,477円、差し引き残額245万7,706円。

次に、簡易水道事業特別会計、予算現額４億1,974万7,000円、歳入決算額４億1,882万9,869円、歳出決算額４億931万1,206円、差し引き残額951万8,663円。

次に、宅地造成事業特別会計、予算現額940万9,000円、歳入決算額940万7,919円、歳出決算額930万8,510円、差し引き残額９万9,409円でございます。

次に、介護保険（保険事業勘定）特別会計、予算現額8,190万3,000円、歳入決算額6,396万2,948円、歳出決算額5,618万4,888円、差し引き残額777万8,060円。

次に、介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計、予算現額１億5,157万9,000円、歳入決算額１億4,787万1,151円、歳出決算額１億3,688万1,674円、差し引き残額1,098万9,477円。

次に、下水道事業特別会計、予算現額１億8,916万9,000円、歳入決算額１億8,960万806円、歳出決算額１億8,420万5,463円、差し引き残額539万5,343円。

次に、浄化槽事業特別会計、予算現額1,768万2,000円、歳入決算額1,791万7,069円、歳出決算額1,592万943円、差し引き残額199万6,126円。

後期高齢者医療特別会計、予算現額2,670万1,000円、歳入決算額2,391万685円、歳出決算額2,391万685円、差し引き残額０円。

総合計でございます。予算現額55億5,829万9,000円、歳入決算額54億1,502万8,191円、歳出決算額52億2,219万9,251円、繰越事業費繰越財源4,478万2,170円、差し引き残額１億4,804万6,770円でございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくご承認のほどお願いいたします。

（「議長」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 動議を提出いたします。

平成23年度小笠原村各会計歳入歳出決算の認定につきましては、平成23年度決算特別委員会を設置し、委員会に付託され、審査されることを提案いたします。

○議長（佐々木幸美君） ただいまの動議を議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

平成23年度決算特別委員会設置の動議を議題といたします。

要綱はお手元に配付してあります。

朗読は省略します。

本件は動議のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

平成23年度決算特別委員会設置及び平成23年度小笠原村各会計歳入歳出決算の認定については、同委員会に付託することに決定いたしました。

委員はお手元に配付してあります名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

お諮りします。

平成23年度決算特別委員会を招集するため、暫時休憩をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

12時5分再開いたします。

（午前11時57分）

○議長（佐々木幸美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後12時03分）

◎決算特別委員会報告

○議長（佐々木幸美君） 平成23年度決算特別委員会より報告があります。

一木重夫君。

○3番（一木重夫君） ご報告します。

平成23年度決算特別委員会において、私、一木重夫が委員長に、高橋研史君が副委員長に選出されましたので、ご報告いたします。

◎散会の宣告

○議長（佐々木幸美君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、本日の審議を終了いたします。

次回は9月26日午後2時より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後12時04分）

平成 2 4 年 第 3 回 小 笠 原 村 議 会 定 例 会 会 議 録

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 4 年 9 月 2 6 日 (水曜日) 午後 2 時開議

- 第 1 認定第 1 号 平成 2 3 年度小笠原村一般会計歳入歳出決算の認定について (案)
- 第 2 認定第 2 号 平成 2 3 年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (案)
- 第 3 認定第 3 号 平成 2 3 年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (案)
- 第 4 認定第 4 号 平成 2 3 年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について (案)
- 第 5 認定第 5 号 平成 2 3 年度小笠原村介護保険 (保険事業勘定) 特別会計歳入歳出決算の認定について (案)
- 第 6 認定第 6 号 平成 2 3 年度小笠原村介護保険 (介護サービス事業勘定) 特別会計歳入歳出決算の認定について (案)
- 第 7 認定第 7 号 平成 2 3 年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (案)
- 第 8 認定第 8 号 平成 2 3 年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について (案)
- 第 9 認定第 9 号 平成 2 3 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (案)

出席議員（8名）

1 番	高 橋 研 史 君	2 番	片 股 敬 昌 君
3 番	一 木 重 夫 君	5 番	杉 田 一 男 君
6 番	池 田 望 君	7 番	稲 垣 勇 君
8 番	佐々木 幸 美 君		

欠席議員（1名）

4 番	鯉 江 満 君
-----	---------

出席説明員

村 長	森 下 一 男 君	副 村 長	石 田 和 彦 君
教 育 長	伊 藤 直 樹 君	総 務 課 長	江 尻 康 弘 君
総務課副参事	鈴 木 敏 之 君	総務課企画 政 策 室 長	湯 村 義 夫 君
財 政 課 長	今 野 満 君	村 民 課 長	斎 藤 実 君
村民課副参事	村 井 達 人 君	医 療 課 長	樋 口 博 君
産業観光課長	渋谷 正 昭 君	自 然 管 理 専 門 委 員	岩 本 誠 君
建設水道課長	増 山 一 清 君	建 設 水 道 副 参 事	篠 田 千鶴男 君
母 島 支 所 長	箭 内 浩 彌 君	出 納 課 長	菊 池 元 弘 君
教 育 課 長	佐々木 英 樹 君		

欠席説明員（なし）

事務局職員出席者

事 務 局 長	セーボレー 孝 君	書 記	菊 池 ひろみ 君
---------	-----------	-----	-----------

◎開議の宣告

○議長（佐々木幸美君） これより本日の会議を開きます。

（午後２時）

◎会議時間の延長

○議長（佐々木幸美君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎諸般の報告

○議長（佐々木幸美君） 次に、事務局長より諸般の報告をさせます。

○事務局長（セーボレー孝君） ご報告します。

９月16日、議長佐々木幸美君が、議員１名とともに、母島で開催の敬老の日の集いに出席しました。

次に、９月17日、副議長鯉江 満君が議長代理で、議員５名とともに、父島で開催の敬老大会に出席しました。

次に、９月24日、副議長鯉江 満君より、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。報告は以上でございます。

◎認定第１号から認定第９号までの委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸美君） これより本日の日程に入ります。

日程第１、認定第１号から日程第９、認定第９号までの平成23年度小笠原村各会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、一括議題といたします。

平成23年度決算特別委員会より報告を求めます。

委員長、一木重夫君。

○決算特別委員会委員長（一木重夫君） 平成23年度決算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された平成23年度各会計歳入歳出決算は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

平成24年９月26日。平成23年度決算特別委員会委員長、一木重夫。

小笠原村議会議長、佐々木幸美殿。

1、件名。

認定第1号 平成23年度小笠原村一般会計歳入歳出決算ほか8件の特別会計歳入歳出決算につきましては、すべて認定すべきものと決定しました。

2、意見。

認定に当たり、次の意見を付しておりますので、内容についてご説明をいたします。

(1) 平成23年度決算では、実質公債費比率の上昇が見られ、今後3年間でさらに上昇し、17%に達すると見込まれている。多額の起債で財政構造の硬直化を招かないため、村債を繰り上げ償還するなど、将来に過大な負担を残さない健全な財政運営に努められたい。

(2) 税は高い徴収率を維持していて、徴収指導の成果、また、職員の努力の成果が伺える。税負担の公平性を期するため、引き続き徴収を徹底されたい。

(3) 宅地分譲事業については、13区画が未販売となっている。周辺の環境整備も含め、抜本的な対策を講じられたい。

(4) 母島の集落近くでイエシロアリの営巣が発見されたことは、大変憂慮される事態である。国、東京都と連携して集落への進入と島内への蔓延を防ぐため、徹底した対策を講じられたい。

(5) その他、本委員会での指摘事項、また、監査委員の決算審査意見を踏まえて、なお一層の効率的な行財政運営に努力をされたい。

以上でございます。

○議長（佐々木幸美君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

まず、質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本報告に反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（佐々木幸美君） 反対意見がないようですので、これより認定第1号から認定第9号までの認定9件を一括して採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認め、認定9件を一括して採決いたします。

認定第1号から認定第9号までの認定9件について、委員長報告のとおり認定することに

賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（佐々木幸美君） 起立多数と認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

村長から発言を求められておりますので、これを許します。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 平成23年度各会計歳入歳出決算につきましてご認定をいただき、まことにありがとうございます。

認定に当たりまして、付された意見を念頭に、執行部一同、今後の行財政運営に取り組んでまいり所存でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございました。

◎閉会中の継続調査の申し出

○議長（佐々木幸美君） 次に、総務委員会、議会運営委員会、小笠原村空港開設・航路改善特別委員会及び硫黄島調査特別委員会の所管事務について、各委員長より閉会中の継続調査の申し出があります。

本件は、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（佐々木幸美君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（佐々木幸美君） 以上を持ちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成24年第3回小笠原村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後2時7分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年 月 日

議 長 佐々木 幸 美

副 議 長 鯉 江 満

署 名 議 員 高 橋 研 史

署 名 議 員 片 股 敬 昌

議案等審議結果表

第 3 回 定 例 会 議 案 等 審 議 結 果 表

提出月日（平成 2 4 年 9 月 1 2 日）

議決月日（平成 2 4 年 9 月 1 4 日）

議案番号	件 名	審議結果
議案第 4 9 号	小笠原村インターネット接続サービス事業に関する 条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 5 0 号	小笠原村ケーブルテレビ条例の一部を改正する条例 （案）	原案可決
議案第 5 1 号	非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 5 2 号	小笠原村消防団条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 5 3 号	小笠原村乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部 を改正する条例（案）	原案可決
議案第 5 4 号	小笠原村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例 の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 5 5 号	小笠原村立診療所条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 5 6 号	小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例の一部 を改正する条例（案）	原案可決
議案第 5 7 号	小笠原村介護サービス利用料に関する条例の一部を 改正する条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 5 8 号	小笠原村下水道条例を廃止する条例（案）	原案可決
議案第 5 9 号	小笠原村地域し尿処理施設条例（案）	原案可決
議案第 6 0 号	小笠原村浄化槽条例の全部を改正する条例（案）	原案可決

議案第 6 1 号	平成 2 4 年度小笠原村一般会計補正予算（第 2 号） （案）	原案可決
議案第 6 2 号	平成 2 4 年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（案）	原案可決
議案第 6 3 号	平成 2 4 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）	原案可決
議案第 6 4 号	平成 2 4 年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）	原案可決
議案第 6 5 号	平成 2 4 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）（案）	原案可決
議案第 6 6 号	平成 2 4 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）（案）	原案可決
議案第 6 7 号	平成 2 4 年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）	原案可決
議案第 6 8 号	平成 2 4 年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）	原案可決
議案第 6 9 号	財産の取得（内視鏡検査システム）について（案）	原案可決
議案第 7 0 号	財産の取得（消防ポンプ自動車）について（案）	原案可決
議案第 7 1 号	東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について（案）	原案可決
議案第 7 2 号	東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について（案）	原案可決

第 3 回 定 例 会 議 案 等 審 議 結 果 表

提出月日（平成 2 4 年 9 月 1 2 日）

議決月日（平成 2 4 年 9 月 2 6 日）

議案番号	件 名	審議結果
認定第 1 号	平成 2 3 年度小笠原村一般会計歳入歳出決算の認定について（案）	原案認定
認定第 2 号	平成 2 3 年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（案）	原案認定
認定第 3 号	平成 2 3 年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（案）	原案認定
認定第 4 号	平成 2 3 年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（案）	原案認定
認定第 5 号	平成 2 3 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について（案）	原案認定
認定第 6 号	平成 2 3 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について（案）	原案認定
認定第 7 号	平成 2 3 年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（案）	原案認定
認定第 8 号	平成 2 3 年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について（案）	原案認定
認定第 9 号	平成 2 3 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（案）	原案認定

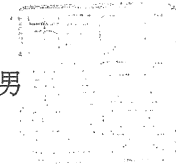
別

冊

24小笠原総第934号
平成24年8月29日

小笠原村議会議長
佐々木 幸 美 殿

小笠原村長
森 下 一 男



平成24年第3回小笠原村議会定例会の招集について（通知）

本日、別紙写しのとおり、平成24年第3回小笠原村議会定例会を招集する
告示をしたので、通知いたします。

小笠原村告示第21号

平成24年第3回小笠原村議会定例会を下記のとおり招集する。

平成24年8月29日

小笠原村長 森 下 一 男



記

1 期 日 平成24年9月12日

2 場 所 小笠原村議会議事堂

24 小笠原議第 75 号
平成 24 年 8 月 29 日

議 員 各 位 殿

小笠原村議会
議長 佐々木 幸 美

平成 24 年第 3 回小笠原村議会定例会の招集について

平成 24 年 8 月 29 日付 24 小笠原総第 934 号により、平成 24 年小笠原村告示第 21 号をもって、平成 24 年 9 月 12 日、平成 24 年第 3 回小笠原村議会定例会を招集する旨の通知があったので通知します。

なお、会議時間は小笠原村議会会議規則第 9 条第 1 項の規定により、午前 10 時開会といたします。

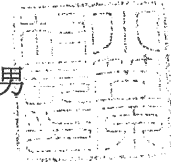
記

1. 開催日時 平成 24 年 9 月 12 日(水) 午前 10 時
2. 開催場所 小笠原村議会議事堂

24小笠原総第938号
平成24年8月29日

小笠原村議会議長
佐々木 幸 美 殿

小笠原村長
森 下 一 男



議案の送付について

平成24年第3回小笠原村議会定例会に提出するため、下記議案を送付します。

記

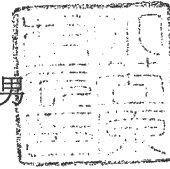
- | | |
|--------|--|
| 議案第49号 | 小笠原村インターネット接続サービス事業に関する条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第50号 | 小笠原村ケーブルテレビ条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第51号 | 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第52号 | 小笠原村消防団条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第53号 | 小笠原村乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第54号 | 小笠原村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第55号 | 小笠原村立診療所条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第56号 | 小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第57号 | 小笠原村介護サービス利用料に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第58号 | 小笠原村下水道条例を廃止する条例（案） |
| 議案第59号 | 小笠原村地域し尿処理施設条例（案） |
| 議案第60号 | 小笠原村浄化槽条例の全部を改正する条例（案） |

議案第61号	平成24年度小笠原村一般会計補正予算（第2号）（案）
議案第62号	平成24年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）
議案第63号	平成24年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）
議案第64号	平成24年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）（案）
議案第65号	平成24年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）（案）
議案第66号	平成24年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）（案）
議案第67号	平成24年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）
議案第68号	平成24年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）
議案第69号	財産の取得（内視鏡検査システム）について（案）
議案第70号	財産の取得（消防ポンプ自動車）について（案）
議案第71号	東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について（案）
議案第72号	東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について（案）

24小笠原総第936号
平成24年8月29日

小笠原村議会議長
佐々木 幸 美 殿

小笠原村長
森 下 一 男



出資法人の経営状況について（報告）

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

報告第8号 出資法人の経営状況について

24 小笠原議第 76 号
平成 24 年 8 月 29 日

小笠原村長
森 下 一 男 殿

小笠原村議会
議長 佐々木 幸 美

説明員の出席要求について

地方自治法第 121 条の規定に基づき、平成 24 年第 3 回小笠原村議会定例会に平成 24 年 1 月 4 日付 23 小笠原総第 1956 号、平成 24 年 4 月 2 日付 24 小笠原総第 149 号及び平成 24 年 4 月 10 日付 24 小笠原総第 223 号により通知された説明員の出席を求めます。
なお、開催日時は、下記のとおりです。

記

1. 開催日時 平成 24 年 9 月 12 日(水) 午前 10 時
2. 開催場所 小笠原村議会議事堂

24 小笠原議第 76 号
平成 24 年 8 月 29 日

小笠原村教育委員会
教育長 伊 藤 直 樹 殿

小笠原村議会
議長 佐々木 幸 美

説明員の出席要求について

地方自治法第 121 条の規定に基づき、平成 24 年第 3 回小笠原村議会定例会に平成 24 年 1 月 4 日付 23 小笠原教第 783 号により通知された説明員の出席を求めます。なお、開催日時は、下記のとおりです。

記

1. 開催日時 平成 24 年 9 月 12 日(水) 午前 10 時
2. 開催場所 小笠原村議会議事堂

24小笠原総第940号
平成24年8月29日

小笠原村議会議長
佐々木 幸 美 殿

小笠原村長
森 下 一 男



説明員の出席について（回答）

平成24年8月29日付24小笠原議第76号により要求のありました平成24年第3回村議会定例会説明員の出欠席につきましては、下記のとおりです。

記

出 席

村 長	森 下 一 男
副村長	石 田 和 彦
総務課長	江 尻 康 弘
総務課副参事	鈴 木 敏 之
総務課企画政策室長	湯 村 義 夫
財政課長	今 野 満
村民課長	斎 藤 実
村民課副参事	村 井 達 人
医療課長	樋 口 博
産業観光課長	渋谷 正 昭
建設水道課長	増 山 一 清
建設水道課副参事	篠 田 千鶴男
母島支所長	箭 内 浩 彌
出納課長	菊 池 元 弘
自然管理専門委員	岩 本 誠

24小笠原教第414号
平成 24年8月29日

小笠原村議会
議長 佐々木 幸美 殿

小笠原教育委員会
教育長 伊藤 直樹



説明員の出席要求について(回答)

標記の件について、平成24年8月29日付24小笠原議第76号（小笠原村議会定例会）で要求のありました説明員は、以下のとおりです。

出席：教育長 伊藤 直樹

出席：教育課長 佐々木 英樹

平成 24 年 9 月 24 日

小笠原村議会議長
佐々木幸美 殿

小笠原村議会議員
鯉江 満



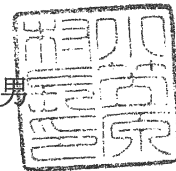
欠席届

一身上の都合により、平成 24 年 9 月 26 日小笠原村議会定例会本会議を欠席いたします。

24小笠原総第937号
平成24年8月29日

小笠原村議会議長
佐々木 幸 美 殿

小笠原村長
森 下 一 男



継続費精算報告書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、平成23年度に終了した継続費の精算について、別紙継続費精算報告書のとおり報告する。

記

報告第9号 継続費精算報告書について

24小笠原総第996号
平成24年9月10日

小笠原村議会議長
佐々木 幸 美 殿

小笠原村長
森 下 一 男



平成23年度小笠原村各会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条の規定により、下記のとおり送付します。

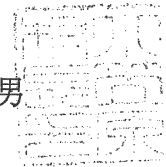
記

- 1 平成23年度決算審査意見書
- 2 平成23年度小笠原村各会計歳入歳出決算書
 - 認定第1号 平成23年度小笠原村一般会計歳入歳出決算書
 - 認定第2号 平成23年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書
 - 認定第3号 平成23年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書
 - 認定第4号 平成23年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算書
 - 認定第5号 平成23年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算書
 - 認定第6号 平成23年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算書
 - 認定第7号 平成23年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算書
 - 認定第8号 平成23年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算書
 - 認定第9号 平成23年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書
- 3 平成23年度小笠原村各会計歳入歳出決算事項別明細書
- 4 平成23年度小笠原村実質収支に関する調書
- 5 平成23年度小笠原村財産に関する調書
- 6 平成23年度小笠原村各会計決算資料

24小笠原総第997号
平成24年9月10日

小笠原村議会議長
佐々木 幸 美 殿

小笠原村長
森 下 一 男



平成23年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、及び第22条第1項の規定に基づき、平成23年度健全化判断比率及び資金不足比率を下記のとおり報告します。

記

報告第10号 平成23年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

平成 23 年度決算特別委員会設置に関する動議

別紙の要綱（案）に基づき、平成 23 年度決算特別委員会を設置されたい。

平成 24 年 9 月 14 日

提出者 小笠原村議会議員

一 木 重 夫



平成 23 年度決算特別委員会設置要綱（案）

1. 名 称

平成 23 年度決算特別委員会

2. 設置根拠

小笠原村議会委員会条例第 5 条

3. 目 的

平成 23 年度小笠原村各会計歳入歳出決算について、その行政効果、財政構造等、大局的に見地から決算審査を行う。

4. 委員の組織

委員は 6 名とし、委員長 1 名、副委員長 1 名を置く。

平成 23 年度決算特別委員会名簿

委 員 稲垣 勇

委 員 杉田一男

委 員 鯉江 満

委 員 一木重夫

委 員 片股敬昌

委 員 高橋研史

閉会中の継続調査申出

本委員会は、調査中の事件について、下記により継続調査を要すると決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

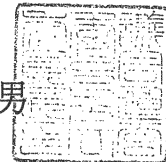
記

- 1 事 件 地方自治法第 109 条の 2 第 3 項に規定する事項

平成 24 年 9 月 3 日

議会運営委員会

委員長 杉 田 一 男



小笠原村議会

議長 佐々木 幸 美 殿

閉会中の継続調査申出

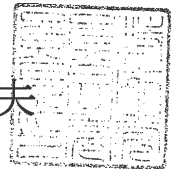
本委員会は、下記の事件について、継続調査を要すると決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 硫黄島について総合的に調査研究する

平成 24 年 9 月 13 日

硫黄島調査特別委員会
委員長 一木重夫



小笠原村議会
議長 佐々木 幸 美 殿

閉会中の継続調査申出

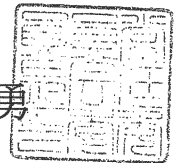
本委員会は、下記の事件について、継続調査を要すると決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

1 事 件 特定事件継続調査事項にかかる事件

平成 24 年 9 月 13 日

総務委員会
委員長 稲垣 勇



小笠原村議会
議長 佐々木 幸 美 殿

特定事件継続調査事項表

総務委員会

1. 村政全般

総合計画について
財政について
社会福祉について
保健衛生について
環境衛生について
防災について
教育について
農林水産業について
商工観光業について
環境保全について
土木建築について
上下水道事業について
宅地造成事業について
その他

閉会中の継続調査申出

本委員会は、下記の事件について、継続調査を要すると決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 小笠原空港開設の推進及び航路改善
 について

平成 24 年 9 月 13 日

小笠原空港開設・航路改善特別委員会
委員長 池田 望



小笠原村議会
議長 佐々木 幸 美 殿

平成 23 年度 決算特別委員会審査報告書

本委員会に付託された平成 23 年度各会計歳入歳出決算は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

平成 24 年 9 月 26 日

平成 23 年度決算特別委員会

委員長 一木重夫



小笠原村議会議長 佐々木 幸 美 殿

1. 件 名

認定番号	件 名	審査結果
1	平成 23 年度小笠原村一般会計歳入歳出決算	認 定
2	平成 23 年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算	認 定
3	平成 23 年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算	認 定
4	平成 23 年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算	認 定
5	平成 23 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算	認 定
6	平成 23 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算	認 定
7	平成 23 年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算	認 定
8	平成 23 年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算	認 定
9	平成 23 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	認 定

2. 意 見

- (1) 平成 23 年度決算では、実質公債費比率の上昇が見られ、今後 3 年間で更に上昇し、17% に達すると見込まれている。多額の起債で財政構造の硬直化を招かないため、村債を繰り上げ償還するなど、将来に過大な負担を残さない健全な財政運営に努められたい。
- (2) 税は高い徴収率を維持していて、徴収指導の成果、また、職員の努力の成果が伺える。税負担の公平性を期するため、引き続き徴収を徹底されたい。
- (3) 宅地分譲事業については、13 区画が未販売となっている。周辺の環境整備も含め、抜本的な対策を講じられたい。
- (4) 母島の集落近くでイエシロアリの営巣が発見されたことは、大変憂慮される事態である。国、都と連携して集落への進入と島内への蔓延を防ぐため、徹底した対策を講じられたい。
- (5) その他、本委員会での指摘事項、また、監査委員の決算審査意見を踏まえて、なお一層、効率的な行財政運営に努力されたい。

議 案 の 部

報告第8号

出資法人の経営状況について

平成24年9月12日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

(提案理由)

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告する必要があるため。

第23期営業報告書

平成23年4月1日～平成24年3月31日

営 業 報 告 書

決 算 報 告 書

賃 借 対 照 表

〔 損 益 計 算 書 〕

〔 損 失 金 処 理 報 告 書 〕

小笠原ラム・リキュール株式会社

東京都小笠原村父島字西町

営 業 報 告 書

(第 23 期)

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

1. 営業概要及び成果

当社は、平成元年 1 2 月 1 日に設立し、平成 4 年 7 月にラム酒の一般販売を開始し、平成 5 年 7 月にパッション・リキュールの一般販売を開始して、現在 2 種類の酒類を販売しております。平成 1 5 年 1 0 月からは従来の 720ml 瓶（大瓶）に加え、新たに 300ml 便（小瓶）の販売を開始しました。

また、1 7 年度よりラム酒の樽樽貯蔵を開始しましたが、サントリーからの樽供給打ち切りの為、継続販売が難しい状態です。現在 2 年分の 1 0 樽を熟成させています。この分に関しては熟成を進め、返還 4 5 周年記念などのイベント的な時期に限定品として販売しようと考えています。

2 3 年度は 6 月以降、小笠原の世界自然遺産登録を受けて順調に売り上げが伸び、その結果下記のような販売成績となりました。

第 23 期（平成 23 年度）の販売成績は下記のとおりです。

	大瓶	前期比	小瓶	前期比	大瓶+小瓶	前期比
ラム酒	3089 本	1225 本 65.7%	6039 本	3121 本 107%	9128 本	4346 本 90.9 %
リキュール	1762 本	764 本 76.6%	5003 本	2511 本 100.8%	6765 本	3275 本 93.8%
合計	4851 本	1989 本 69.5 %	11042 本	5632 本 104.1%	15893 本	7621 本 92.1%
ラム酒 量り売り	120 L	-167 L ▲58.2%				
ラム酒 輸出入	0 本	-504 本 ▲100%				

第 23 期（平成 23 年度）の売上高は下記のとおりです。

	前期	今期	前期比
ラム酒	5,782,780 円	9,058,250 円	3,275,470 円 56.6%
リキュール	3,569,250 円	6,629,000 円	3,059,750 円 85.7%
2 本箱及び送料等	186,850 円	192,214 円	5,364 円 2.9%
合計	9,538,880	15,879,464	6,340,584 円 66.5%

この結果として、第 23 期の当期純利益は 3,083,692 円になりました。

前期繰越損失 12,654,953 円にプラスして、当期末処理損失額は 9,571,261 円となります。

今後の販売方針は、以下の通りです。

① 好調な売り上げを維持しつつ、ラインナップを充実させる。

今期に仕込みを予定していた 25 度のラム酒ですが、世界自然遺産効果による売上増に伴い、既存の 40 度ラム酒・パッション・リキュールの仕込み量が増え、新製品を仕込む場所及び時間が確保できませんでした。今後は、この売り上げを高止まりで推移させつつ、新商品を開発できるよう検討いたします。

② 内地向け販売促進の強化

内地で経費がかからないイベントなどには積極的に参加していきます。村の主催している麻布十番祭りには商品を出荷して、知名度の向上に努めます。

③ 島民からも愛される地酒を目指す。

(1) 村内イベント時（サマーフェスティバル・年末年始・その他来島団体の歓迎イベント等）での試飲を積極的に行います。

(2) 量り売りの売り込みを強化して村内飲食店に幅広く置いてもらい、島民が口にできる機会を増やします。これまでのラム酒に対する島民感情の払拭に努めます。

以上の方針にそって、販売促進に努めてまいります。

今後とも、株主各位におかれましては、何卒一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2. 営業成績及び財産状況の推移

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度 (第 19 期)	平成 20 年度 (第 20 期)	平成 21 年度 (第 21 期)	平成 22 年度 (第 22 期)	平成 23 年度 (第 23 期)
売上高	10,081	10,058	9,309	9,539	15,879
営業損益	928	△1,129	1,460	502	3,658
当期利益(△損失)	280	△1,741	896	△8	3,083
繰越利益(△損失)	△11,801	△13,542	△12,647	△12,655	△9,571
総資産	8,199	6,458	7,353	7,345	10,428

3. 会社の状況

(1) 主要な事業概要

○酒類の製造及び販売

ラム酒及びパッション・リキュールの2種類の製造及び販売を営んでおります。

(2) 株式の状況

①会社が発行する株式の総数 1,600株

②発行済株式の総数 400株

③当期末株主数 3名

④株主一覧

	株 主 名	所有株式数	所有株式比率
1	小笠原村	370株	92.5%
2	東京島しょ農業協同組合 小笠原父島支店	20株	5.0%
3	小笠原村商工会	10株	2.5%
	合 計	400株	100.0%

(3) 設立年月日 平成元年12月1日

(4) 資本金 20,000千円

決算報告書

第 23 期

自 平成23年 4月 1日

至 平成24年 3月31日

東京都小笠原村父島字西町

小笠原ラム・リキュール株式会社

貸借対照表

小笠原ラム・リキュール株式会社

平成24年 3月31日現在

(単位:円)

資産の部

【流動資産】

現金・預金	4,109,942
売掛金	5,033,180
製品	718,820
原材料	388,216
半製品	10,009,656
貯蔵品	1,843,554

流動資産合計

22,103,368

【固定資産】

【有形固定資産】

建物附属設備	219,930
機械装置	462,727
工具器具備品	737,844
減価償却累計額	△1,402,192

有形固定資産合計

18,309

【無形固定資産】

電話加入権	74,984
商標権	179,230

無形固定資産合計

254,214

固定資産合計

272,523

資産の部合計

22,375,891

負債の部

【流動負債】

未払金	1,333,000
預り金	41,448

流動負債合計	1,374,448
--------	-----------

【固定負債】

長期借入金	10,572,704
-------	------------

固定負債合計	10,572,704
--------	------------

負債の部合計	11,947,152
--------	------------

資本の部

【資本金】

資本金	20,000,000
-----	------------

資本金合計	20,000,000
-------	------------

【剰余金(欠損金)】

当期末処分利益(損失)	△9,571,261
-------------	------------

(うち当期利益(損失))	3,083,692
--------------	-----------

剰余金(欠損金)合計	△9,571,261
------------	------------

資本の部合計	10,428,739
--------	------------

負債・資本合計	22,375,891
---------	------------

(注)

消費税の経理処理方式

税込処理

損益計算書

小笠原ラム・リキュール株式会社

自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日

(単位:円)

経常損益の部

【営業損益の部】

【営業収益】

【売上高】

売 上 高 15,879,464

売 上 高 合 計

15,879,464

【営業費用】

【売上原価】

期 首 商 品 ・ 製 品 棚 卸 高 731,221

当 期 製 品 製 造 原 価 8,856,175

合 計 9,587,396

期 末 商 品 ・ 製 品 棚 卸 高 718,820

売 上 原 価

8,868,576

売 上 総 利 益 (損 失)

7,010,888

【販売費及び一般管理費】

販売費及び一般管理費合計

3,352,884

営 業 利 益 (損 失)

3,658,004

【営業外損益の部】

【営業外収益】

受 取 利 息 541

雑 収 入 8,890

営 業 外 収 益 合 計

9,431

【営業外費用】

支 払 利 息 474,393

雑 損 失 109,350

営 業 外 費 用 合 計

583,743

経 常 利 益 (損 失)

3,083,692

税引前当期利益(損失)

3,083,692

当 期 利 益 (損 失)

3,083,692

前 期 繰 越 利 益 (損 失)

△12,654,953

当 期 未 処 分 利 益 (損 失)

△9,571,261

販売費及び一般管理費内訳書

小笠原ラム・リキュール株式会社

自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日

(単位:円)

広 告 宣 伝 費	47,098
荷 造 発 送 費	151,050
通 信 費	25,559
賃 借 料	500,000
消 耗 品 費	190,972
租 税 公 課	2,172,060
諸 会 費	138,335
支 払 手 数 料	117,810
寄 付 金	10,000
販売費及び一般管理費合計	<u>3,352,884</u>

製造原価報告書

小笠原ラム・リキュール株式会社

自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日

(単位:円)

【総製造費用】

【材料費】

期首原材料棚卸高	4,803
当期材料仕入高	724,448
合 計	729,251
期末原材料棚卸高	388,216

材料費合計

341,035

【労務費】

給料手当	2,866,560
〔製〕法定福利費	333,773
福利厚生費	108,000
労務費合計	3,308,333

【製造経費】

減価償却費	13,101
雑費	19,450
〔製〕燃料費	265,335
〔製〕消耗品費	2,303,900
〔製〕運賃	551,293

製造経費合計

3,153,079

総製造費用

6,802,447

期首半製品棚卸高

12,063,384

合 計

18,865,831

期末半製品棚卸高

10,009,656

当期製品製造原価

8,856,175

損失処理案

(単位:円)

当期末処理損失	9,571,261
次期繰越損失	9,571,261

報告第9号

継続費精算報告書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、平成23年度に終了した継続費の精算について、別紙継続費精算報告書のとおり報告する。

平成24年9月12日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成23年度 小笠原村継続経費精算報告書

(単位:円)

款	項	事業名	年度	全 体				画 計				実 績				比 較				
				年割額	左 の 財 源			内 訳	支出済額	左 の 財 源			内 訳	左 の 財 源			年割額と支出済額の差	比 較		
					特 定 支 出 金	定 財 源				特 定 支 出 金	定 財 源			特 定 支 出 金	定 財 源					
						国都支出金	地 方 債				そ の 他	国都支出金			地 方 債	そ の 他		国都支出金	地 方 債	そ の 他
			22	30,415,000		22,000,000		8,415,000	30,099,000			22,000,000		8,099,000	316,000	0	0	0	316,000	
2.総務費	1.総務管理費	三日月山職員住宅新築工事	23	193,887,000		145,000,000		48,887,000	193,887,000			145,000,000		48,887,000	0	0	0	0	0	0
			計	224,302,000	0	167,000,000	0	57,302,000	223,986,000	0	167,000,000	0	56,986,000	316,000	0	0	0	0	0	316,000

平成24年9月12日 提出

小笠原村長 森 下一 男

報告第10号

平成23年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

上記について監査委員の意見を付けて報告する。

平成24年9月12日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

(提案理由)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて、議会に報告する必要があるため。

平成23年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告

(健全化判断比率)

単位：％

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.0)	— (20.0)	14.4 (25.0)	— (350.0)

※ 実質赤字比率と連結実質赤字比率については、一般会計等及び公営事業会計ともに赤字ではなかったため「—」としている。

※ 将来負担比率は、将来負担しなければならない実質的な負担額が、収入が見込める額よりも少ないために「—」としている。

※ 表中（ ）は早期健全化基準であり、基準を超えると財政健全化計画の策定を義務付けられる。

(資金不足比率)

特別会計の名称	資金不足比率（％）
簡易水道事業特別会計	—
浄化槽事業特別会計	—

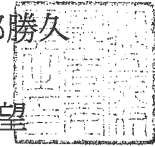
※ 「—」の表示は資金不足が生じていないことを示している。

24 小笠原監第 17 号
平成 24 年 9 月 7 日

小笠原村長
森 下 一 男 殿

小笠原村監査委員 長谷部勝久

小笠原村監査委員 池田 望



平成 23 年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

平成 24 年 8 月 20 日付 24 小笠原総第 871 号で審査に付された、平成 23 年度決算に係る小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率報告書について、別紙のとおり意見書を提出します。

平成 23 年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1. 審査の対象

平成 23 年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2. 審査の期間

平成 24 年 8 月 24 日（金）

3. 審査の要領

審査にあたっては、提出された健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認、更にこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書の数値等と照合を行い審査した。

4. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

【健全化判断比率】

(単位：%)

区 分	平成 23 年度	平成 22 年度	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率	—	—	15	20
連結実質赤字比率	—	—	20	35
実質公債費比率	14.4	13.9	25	35
将来負担比率	— ※	3.2	350	

※将来負担比率は、将来負担しなければならない実質的な負担額が、収入が見込める額よりも少なかったため、「—」となっている。

【資金不足比率】

(単位：％)

区 分	平成 23 年度	平成 22 年度	経営健全化 基 準
簡易水道事業特別会計	—	—	20
浄化槽事業特別会計	—	—	20

(2) 個別意見

◇実質赤字比率について

平成 23 年度においては、実質赤字比率は発生していない。

◇連結実質赤字比率について

平成 23 年度においては、連結実質赤字比率は発生していない。

◇実質公債費比率について

平成 23 年度の実質公債費比率は、前年度より 0.5 ポイント上昇し、14.4%と算出されているが、早期健全化基準の 25%を下回っている。

◇将来負担比率について

平成 23 年度の将来負担比率は発生していない。

◇資金不足比率について

平成 23 年度の資金不足比率は、簡易水道事業特別会計及び浄化槽事業特別会計とも発生していない。

(3) 意見

平成 23 年度における健全化判断比率、資金不足比率は、すべての値が早期健全化基準、財政再生基準を下回っている。実質公債費比率の 3 ヶ年平均は 14.4%で前年度より 0.5 ポイント上昇している。これは、複合施設整備に伴う起債の償還が始まったことが主な要因となっている。今後は、扇浦浄水場の整備に伴う新たな起債の償還が加わり、また、中期的には母島浄水場の建替え、児童福祉施設の整備が計画されていて、それに伴う新たな起債で、実質公債費比率の更なる上昇が見込まれている。地方債を繰り上げ償還するなど、将来を見据えた健全な財政運営に努められたい。

議案第 49 号

小笠原村インターネット接続サービス事業に関する条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 24 年 9 月 12 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

インターネット接続サービスにおいて、利用者のニーズに対応した通常の接続以外での方法によりサービスを提供するため。

小笠原村インターネット接続サービス事業に関する条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村インターネット接続サービス事業に関する条例（平成１９年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第３号、及び第４号中「ＩＰ告知端末」を「村が設置した通信機器」に改め、同条第１項に次の１号を加える。

（５）グローバルＩＰアドレス インターネット接続において一意な値となることが保証されたＩＰアドレスをいう。

第５条第１項中「小笠原村インターネット接続サービス利用申込書」の次に「（以下「申込書」という。）」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、グローバルアドレス付与による新規利用者は、利用開始希望日の２月前までに申込書を村長に提出しなければならない。

第５条の次に次の１条を加える。

（利用期間の制限）

第５条の２ 接続サービスの最低利用期間は、３月とする。

第８条第１項を次のように改める。

（利用料の徴収）

第８条 村長は、一般利用者については月額４，０００円、事業所については１事業所につき月額９，０００円を徴収する。ただし、同時接続台数が５０台を超え、グローバルＩＰアドレスを付与し、接続方法を別に定める場合については月額１００，０００円とする。

第９条の見出し中「設備」を「設備等」に、同条第２項中「施設」を「設備等」に改め、同条第１項に次の１号を加える。

（３）グローバルＩＰアドレスは、村が定め付与する。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成２４年１０月１日から施行する。

議案第 5 0 号

小笠原村ケーブルテレビ条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 9 月 1 2 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

小笠原村ケーブルテレビ自主放送運営にあたり、放送法に基づき放送番組審議会を設置するため。

小笠原村ケーブルテレビ条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村ケーブルテレビ条例（平成２３年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第１８条を第１９条とし、第１７条の次に次の１条を加える。

（放送番組審議会の設置）

第１８条 ケーブルテレビ施設の放送番組の適正化を図るため、小笠原村ケーブルテレビ放送番組審議会（以下「放送番組審議会」という。）を設置する。

２ 放送番組審議会の組織、任務、その他必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成２４年１０月１日から施行する。

議案第 5 1 号

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 9 月 1 2 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

放送審議会の設置に伴い、委員の報酬を定める必要が生じたため。

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

	職員区分		支給区分	報酬額
1	教育委員会	委員長	日額	10,000 円
2		委員	日額	8,000 円
3	選挙管理委員会	委員長	日額	10,000 円
4		委員	日額	8,000 円
5	監査委員		日額	10,000 円
6	固定資産評価審査委員会委員		日額	10,000 円
7	特別土地保有税審議会委員		日額	10,000 円
8	投票管理者		日額	12,000 円
9	開票管理者		日額	10,000 円
10	選挙長		日額	10,000 円
11	国民健康保険運営協議会委員		日額	8,000 円
12	情報公開審査会委員		日額	8,000 円
13	投票立会人		日額	10,000 円
14	開票立会人		日額	10,000 円
15	選挙立会人		日額	10,000 円
16	民生委員推せん会委員		日額	8,000 円
17	総合開発審議会委員		日額	8,000 円
18	キャンプ禁止地域審議会委員		日額	8,000 円
19	顧問弁護士		月額	120,000 円
20	介護認定審査会	会長	日額	12,000 円
21		委員	日額	10,000 円
22	文化財保護審議会	会長	日額	10,000 円
23		委員	日額	8,000 円
24	ケーブルテレビ放送番組審議会委員		日額	8,000 円
25	看護師		日額	11,500 円
26	准看護師		日額	10,000 円

27	図書司書	図書司書の資格を有している者	日額	8,000 円
28		上記以外の者	日額	7,200 円
29	保育士		日額	10,000 円
30	保育補助員		日額	8,000 円
31	特別支援教育	教員免許を有している者	日額	10,000 円
32	補助員	上記以外の者	日額	8,000 円
33	調理員	調理師免許を有している者	日額	9,000 円
34		上記以外の者	日額	8,000 円
35	医療事務員	医療事務の資格を有している者	日額	8,000 円
36		上記以外の者	日額	7,200 円
37	介護福祉士		日額	10,000 円
38	介護員		日額	9,000 円
39	介護補助員		日額	8,000 円
40	税務徴収指導員		月額	259,000 円
41	専門委員		月額	450,000 円 以内

附 則

(施行期日)

この条例は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 5 2 号

小笠原村消防団条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 9 月 1 2 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

消防団員の報酬を適正な水準に改正する必要性が生じたため。

小笠原村消防団条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村消防団条例（昭和44年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表1を次のように改める。

別表1

職員区分		報酬額	
消防団員	団長	年額	150,000 円
	副団長	年額	90,000 円
	分団長	年額	60,000 円
	班長	年額	40,000 円
	団員	年額	15,000 円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

議案第 53 号

小笠原村乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
(案)

上記の議案を提出する。

平成 24 年 9 月 12 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

(提案理由)

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 22 年法律第 71 号）により、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部条番号が改正されたことに伴い、小笠原村乳幼児の医療費の助成に関する条例の関係条文を改正する必要があるが生じたため。

小笠原村乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「第6条の2」を「第6条の3」に、「第6条の3」を「第6条の4」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 4 号

小笠原村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 9 月 1 2 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 2 2 年法律第 7 1 号）により、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）の一部条番号が改正されたことに伴い、小笠原村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の関係条文を改正する必要性が生じたため。

小笠原村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部
を改正する条例（案）

小笠原村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（平成元年
条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第6条の2」を「第6条の3」に、「第6条の
3」を「第6条の4」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 5 号

小笠原村立診療所条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 9 月 1 2 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

訪問リハビリテーション事業を開始するにあたり、関係条文を整備する必要が生じたため。

小笠原村立診療所条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村立診療所条例（平成２２年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項に次の２号を加える。

（９）法第８条第５項に規定する訪問リハビリテーション

（１０）法第８条の２第５項に規定する介護予防訪問リハビリテーション

第５条の２第１項に次の２項を加える。

（５）第４条第２項第９号に規定する居宅サービス事業

法第４１条第４項第１号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

（６）第４条第２項第１０号に規定する居宅サービス事業

法第５３条第２項第１号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

附則中「第４条第２項」の次に「第１号から第８号」を、「第５条の２第１項」の次に「第１号から第４号」を加える。

附 則

この条例は、平成２４年１０月１日から施行する。

議案第 56 号

小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
(案)

上記の議案を提出する。

平成 24 年 9 月 12 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

(提案理由)

訪問リハビリテーション事業を開始するにあたり、関係条文を整備する
必要が生じたため。

小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
(案)

小笠原村介護保険条例の一部を改正する条例（平成２２年条例第６号）
の一部を次のように改正する。

附則の前に次の改正規定を加える。

第５条第１項に次の２号を加える。

（１９）訪問リハビリテーション

（２０）介護予防訪問リハビリテーション

附則を次のように改める。

附 則

この条例は、平成２４年１０月１日から施行する。ただし、第５条第１
項第２号、第３号、第５号、第７号、第１１号、第１２号、第１４号、及
び第１６号の規定は、小笠原村規則で定める日から施行する。

附 則

この条例は、平成２４年１０月１日から施行する。

議案第 57 号

小笠原村介護サービス利用料に関する条例の一部を改正する条例の
一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 24 年 9 月 12 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

訪問リハビリテーション事業を開始するにあたり、関係条文を整備する
必要が生じたため。

小笠原村介護サービス利用料に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村介護サービス利用料に関する条例の一部を改正する条例（平成22年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

（10）訪問リハビリテーション 事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される訪問リハビリテーションに要する平均的な額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

附則を次のように改める。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第2条第1項第2号、第3号、第5号、及び第7号の規定は、小笠原村規則で定める日から施行する。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

議案第 58 号

小笠原村下水道条例を廃止する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 24 年 9 月 12 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

運営の実態に併せ、小笠原村地域し尿処理施設条例として新たに整理するため。

小笠原村下水道条例を廃止する条例（案）

小笠原村下水道条例（昭和４８年条例第１２号）は、廃止する。

附 則

- １ この条例は、平成２５年４月１日から施行する。
- ２ この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 59 号

小笠原村地域し尿処理施設条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 24 年 9 月 12 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

地域し尿処理施設使用料及び手数料の改定、並びに地域し尿処理施設の管理、運営について必要な事項を定めるため。

小笠原村地域し尿処理施設条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するし尿処理施設のうち、小笠原村（以下「村」という。）が設置する地域し尿処理施設の管理及び使用について、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 村が設置する地域し尿処理施設の名称及び処理区域は、別表1に定めるとおりとする。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）汚水 生活若しくは事業に起因し、又は付随する廃水をいう。
- （2）地域し尿処理施設 汚水を排除するために設けられる排水管、その他の排水施設、これに接続して汚水を処理するために設けられる処理施設及びこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。
- （3）使用者 汚水を地域し尿処理施設に排除する者をいう。
- （4）所有者 汚水を排除する建築物を所有する者をいう。
- （5）排水設備 汚水を地域し尿処理施設に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（浄化槽を除く。）をいう。
- （6）汚水処理場 汚水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地域し尿処理施設として設置される処理施設及びこれを補完する施設をいう。
- （7）処理区域 地域し尿処理施設により汚水を処理することができる区域をいう。
- （8）除害施設 地域し尿処理施設の機能を妨げ、又は損傷するおそれのある汚水の排除による障害を除去するために必要な施設をいう。
- （9）使用月 地域し尿処理施設の使用料徴収上区分された、おおむね1月の期間をいう。

（排水設備の接続方法及び内容等）

第4条 排水設備の新設、改造又は撤去（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号の定めるところによらなければならない。

- （1）排水設備は、地域し尿処理施設の污水ます又は他の排水設備（以

下「公共ます等」という。)に固着させること。

(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、地域し尿処理施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷する恐れのない箇所及び工事の実施方法で規則の定めるものによること。

(3) 汚水を排除する排水管の内径及び勾配は、村長が特別の理由があると認めた場合を除き、別表2に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

(4) 排水設備は、雨水が流入しない構造とすること。

(排水設備等の計画の確認等)

第5条 排水設備及びこれに接続する除害施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画について規則で定めるところにより、必要な書類を添付して、東京都小笠原村長（以下「村長」という。）に届け出て、確認を受けなければならない。

2 前項の確認を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、あらかじめ、その旨を村長に届け出ることをもって足りる。

3 設計審査を受けようとする者は、1件につき審査手数料3,000円を前納しなければならない。

4 道路占用許可申請の委任を申し込む者は、委任手数料2,000円を前納しなければならない。

(排水設備工事技術者)

第6条 排水設備等の工事は、規則で定めるところにより、村長が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した者（以下「排水設備工事技術者」という。）の監理の下においてでなければ、これを行ってはならない。ただし、村長が認めた場合はこの限りでない。

2 前項に規定する排水設備工事技術者の登録を受けようとする者は、交付手数料5,000円を前納しなければならない。登録は、3年ごとに更新するものとする。

(排水設備等の工事の検査)

第7条 排水設備等の新設等を行った者は、規則で定めるところにより、その旨を村長に届け出て検査を受けなければならない。

2 村長は、前項の検査をした場合において、その工事が条例及び規則等

の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の使用を認めるものとする。

3 村長は、第1項に規定する検査を職員に行わせることができる。

4 第1項に規定する検査を受けようとする者は、1件につき検査手数料3,000円を前納しなければならない。

(排水設備等からの汚水排除の制限)

第8条 村長は、排水設備等から排除される汚水によって地域し尿処理施設を損傷し、又はその機能を妨げるおそれがあると認めたときは、使用者に汚水の排除を停止又は制限することができる。

(除害施設の設置等)

第9条 使用者は、別表3の左欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に定める基準に適合しない水質の汚水（以下「悪質汚水」という。）を継続して地域し尿処理施設に排除するときは、除害施設を設け、又は必要な措置をし、それぞれ同表の下欄に定める基準に適合する水質の汚水にして排除しなければならない。

(し尿の排除の制限)

第10条 使用者は、し尿を地域し尿処理施設に排除するときは、水洗便所によってこれをしなければならない。

(使用開始等の届出)

第11条 使用者が地域し尿処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を村長に届け出なければならない。

(一時使用の届出)

第12条 使用者が地域し尿処理施設を一時使用しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を村長に届け出なければならない。

(使用者の変更の届出)

第13条 使用者が変わったときは、新たに使用者になった者が、規則で定めるところにより、すみやかにその旨を村長に届け出なければならない。

(悪質汚水の排除の開始等の届出)

第14条 使用者が悪質汚水の排除を開始しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、当該悪質汚水の量及び水質を規則で定めるところにより村長に届け出なければならない。

2 前項の使用者が同項の届け出に係る悪質汚水の量若しくは水質を変更

し、その排除を休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその排除を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、規則で定めるところにより村長に届け出なければならない。

(使用料の徴収)

第15条 村は、地域し尿処理施設の使用について、使用者から地域し尿処理施設使用料（以下「使用料」という。）を毎月徴収する。

2 第11条の規定による休止及び廃止の届け出がないときは、使用しない場合も使用料を徴収する。

3 園地等からの汲取りし尿及び浄化槽清掃汚泥等の受け入れは、地域し尿処理施設一時使用料として、その都度使用料を徴収する。

(使用料の算出方法)

第16条 使用料は、毎使用月において使用者が排除した汚水量に応じ、別表4により算出した額に100分の105を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）とする。

2 使用者が排除した汚水量の算定は、次の各号に定めるところによる。

(1) 水道水を排除した場合は、その使用水量とする。

(2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用者の使用の態様を勘案して村長が認定する。

(3) 水道水と水道水以外の水を併せて排除した場合は、前2号による使用水量を合算した水量とする。

3 村長は、水道水以外の水の使用量を認定するため必要と認めるときは、測定するための装置の設置を命ずることができる。

4 一時使用料は、別表5により算出した額に100分の105を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）とする。

(資料の提出)

第17条 村長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

2 前項の資料の提出を求められた者は、正当な理由がない限りこれを拒否し、又は怠ってはならない。

(改善命令)

第18条 村長は、地域し尿処理施設の管理上必要があると認めたときは、排水設備等を随時検査し、使用者に対し必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による措置を命ぜられた者は、速やかにこれを履行しなければならない。

(使用の制限)

第19条 村長は、地域し尿処理施設の工事、清掃、又は天災その他の事由でやむを得ないと認めた場合は、地域し尿処理施設及び排水設備等の使用を停止し、又は制限することができる。

2 排水設備等からの汚水の排除によって、地域し尿処理施設を損傷し、流下を妨げ、又はその他に危害があると認めた場合も前項に準ずる。この場合、使用者の負担において、特別な措置をさせることができる。

3 前2項による停止または制限によって生ずる損害について、村は、その責任を負わない。

(減免)

第20条 村長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない使用料、手数料及びその他の費用を減免することができる。

2 村長は、使用者が次の各号の一に該当する者であつて、その者から申請があつたときは、その者の基本使用料に100分の105を乗じて得た額を免除することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）により、生活扶助を受ける者。

(2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）により、児童扶養手当の支給を受ける者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）により特別児童扶養手当の支給を受ける者又は国民年金法（昭和34年法律第141号）により、母子福祉年金、若しくは準母子福祉年金の支給を受ける者。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

(罰則)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) 第5条第1項、第2項の規定による確認を受けずに排水設備等の新設等を行った者。

(2) 第6条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者。

(3) 第7条第1項の規定による届け出を同項に規定する期間内に行わなかった者。

(4) 第9条の規定に違反した使用者。

(5) 第10条の規定に違反した者。

(6) 第11条、第12条、第13条又は第14条第1項若しくは第2項の規定による届け出を怠った者。

(7) 第5条第1項若しくは第2項、第11条、第12条、第13条又は第14条第1項若しくは第2項の届け出の書類で不実の記載のあるものを提出した者。

第23条 偽りその他不正の行為により使用料等の徴収を免れた使用者には、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該相当額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処する。

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(別表1)

名 称	処 理 区 域
小笠原村父島地域し尿処理場	大根山、宮之浜道、西町、東町、清瀬、奥村、屏風谷の一部
小笠原村母島地域し尿処理場	大谷、静沢、元地、評議平、船見台の一部

(別表2)

排水人口	排水管内径	勾配
150人未満	100mm 以上	2.0/100 以上
150人以上 300人未満	150mm 以上	1.7/100 以上
300人以上 600人未満	200mm 以上	1.5/100 以上

(別表 3)

項 目		水質基準
温 度		45℃未満
水素イオン濃度		水素指数 5 を超え 9 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉍油類含有量	5mg/l以下
	動植物油脂類含有量	30mg/l以下
沃素消費量		220mg/l以下

(別表 4)

地域し尿処理施設使用料（毎月徴収）			
区 分	超 過	給水管呼び径区分	
		20 ㍓以下	25 ㍓以上
基本使用料	0～10m ³	900 円	1,600 円
従量使用料	11～20m ³	120 円／m ³	160 円／m ³
	21～30m ³	140 円／m ³	175 円／m ³
	31～40m ³	180 円／m ³	230 円／m ³
	41～60m ³	230 円／m ³	230 円／m ³
	61～100m ³	270 円／m ³	270 円／m ³
	101～200m ³	310 円／m ³	310 円／m ³
	201m ³ ～	410 円／m ³	410 円／m ³

(別表 5)

地域し尿処理施設一時使用料（毎回徴収）		
区分	超 過	使用料
基本使用料	0～1,000 ㍓	4,000 円
従量使用料	100 ㍓ごとに	400 円
	100 ㍓未満の端数は切り捨て	

議案第 6 0 号

小笠原村浄化槽条例の全部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 9 月 1 2 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

浄化槽使用料及び手数料の改定、並びに浄化槽の管理、使用について諸規定の整備を行う必要が生じたため。

小笠原村浄化槽条例（案）

小笠原村浄化槽条例（平成16年条例第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、小笠原村（以下「村」という。）が設置する浄化槽の管理及び使用について、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 村が設置する浄化槽の処理区域は、別表1に定めるとおりとする。
処理区域を変更または追加するときは、村長がその内容について告示しなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）汚水 生活若しくは事業に起因し、又は付随する廃水をいう。
- （2）浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定するもの。
- （3）使用者 汚水を浄化槽に排除する者をいう。
- （4）所有者 汚水を排除する建築物を所有する者をいう。
- （5）排水設備 汚水を浄化槽に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設をいう。
- （6）処理区域 浄化槽により汚水を処理することができる区域をいう。
- （7）既存浄化槽 既に設置されている浄化槽（耐用年数を経たものを除く。）をいう。
- （8）除害施設 浄化槽の機能を妨げ、又は損傷するおそれのある汚水の排除による障害を除去するために必要な施設をいう。
- （9）使用月 浄化槽の使用料徴収上区分された、おおむね1ヶ月の期間をいう。

（排水設備の接続方法及び内容等）

第4条 排水設備の新設、改造又は撤去（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号の定めるところによらなければならない。

- （1）浄化槽に汚水を排除させるために設ける排水設備（所有者の承諾を得て他人の排水設備により汚水を排除する場合における他人の排水設備を含む。）にあつては浄化槽の流入ますに固着させること。
- （2）排水設備を流入ますに固着させるときは、浄化槽の機能を妨げ又はその施設を損傷する恐れのない箇所及び工事の実施方法で規則の

定めるものによること。

(3) 排水設備は、雨水が流入しない構造とすること。

(排水設備等の計画の確認)

第5条 排水設備及びこれに接続する除害施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画について規則で定めるところにより、必要な書類を添付して、東京都小笠原村長（以下「村長」という。）に届け出て、確認を受けなければならない。

2 前項の確認を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、あらかじめ、その旨を村長に届け出ることをもって足りる。

3 設計審査を受けようとする者は、1件につき審査手数料3,000円を前納しなければならない。

4 道路占用許可申請の委任を申し込む者は、委任手数料2,000円を前納しなければならない。

(排水設備工事技術者)

第6条 排水設備等の工事は、規則で定めるところにより、村長が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した者（以下「排水設備工事技術者」という。）の監理の下においてでなければ、これを行ってはならない。ただし、村長が認めた場合はこの限りでない。

2 前項に規定する排水設備工事技術者の登録を受けようとする者は、交付手数料5,000円を前納しなければならない。登録は、3年ごとに更新するものとする。

(排水設備等の工事の検査)

第7条 排水設備等の新設等を行った者は、規則で定めるところにより、その旨を村長に届け出て検査を受けなければならない。

2 村長は、前項の検査をした場合において、その工事が条例及び規則等の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の使用を認めるものとする。

3 村長は、第1項に規定する検査を職員に行わせることができる。

4 第1項に規定する検査を受けようとする者は、1件につき検査手数料3,000円を前納しなければならない。

(排水設備等からの汚水排除の制限)

第8条 村長は、排水設備等から排除される汚水によって浄化槽を損傷し、又はその機能を妨げるおそれがあると認めたときは、使用者に汚水の排除を停止又は制限することができる。

(除害施設の設置等)

第9条 使用者は、別表2の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に定める基準に適合しない水質の汚水（以下「悪質汚水」という。）を継続して浄化槽に排除するときは、除害施設を設け、又は必要な措置をし、それぞれ同表の下欄に定める基準に適合する水質の汚水にして排除しなければならない。

（し尿の排除の制限）

第10条 使用者は、し尿を浄化槽に排除するときは、水洗便所によってこれをしなければならない。

（使用開始等の届出）

第11条 使用者が浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を村長に届け出なければならない。

（使用者の変更の届出）

第12条 使用者が変わったときは、新たに使用者になった者が、規則で定めるところにより、すみやかにその旨を村長に届け出なければならない。

（悪質汚水の排除の開始等の届出）

第13条 使用者が悪質汚水の排除を開始しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、当該悪質汚水の量及び水質を規則で定めるところにより村長に届け出なければならない。

2 前項の使用者が同項の届け出に係る悪質汚水の量若しくは水質を変更し、その排除を休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその排除を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、規則で定めるところにより村長に届け出なければならない。

（使用料の徴収）

第14条 村は、浄化槽の使用について、使用者から浄化槽使用料（以下「使用料」という。）を毎月徴収する。

2 第11条の規定による休止及び廃止の届け出がないときは、使用しない場合も使用料を徴収する。

（使用料の算出方法）

第15条 使用料は、毎使用月において使用者が排除した汚水量に応じ、別表3により算出した額に100分の105を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）とする。

2 使用者が排除した汚水量の算定は、次の各号に定めるところによる。

（1）水道水を排除した場合は、その使用水量とする。

(2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用者の使用の態様を勘案して村長が認定する。

(3) 水道水と水道水以外の水を併せて排除した場合は、前2号による使用水量を合算した水量とする。

3 村長は、水道水以外の水の使用量を認定するため必要と認めるときは、測定するための装置の設置を命ずることができる。

(資料の提出)

第16条 村長は、使用料を算定するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

2 前項の資料の提出を求められた者は、正当な理由がない限りこれを拒否し、又は怠ってはならない。

(改善命令)

第17条 村長は、浄化槽の管理上必要があると認めたときは、排水設備等を随時検査し、使用者に対し必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による措置を命ぜられた者は、速やかにこれを履行しなければならない。

(使用の制限)

第18条 村長は、浄化槽の工事、清掃、又は天災その他の事由でやむを得ないと認めた場合は、浄化槽及び排水設備等の使用を停止し、又は制限することができる。

2 排水設備等からの汚水の排除によって、浄化槽を損傷し、流下を妨げ、又はその他に危害があると認めた場合も前項に準ずる。この場合、使用者の負担において、特別な措置をさせることができる。

3 前2項による停止または制限によって生ずる損害について、村は、その責任を負わない。

(減免)

第19条 村長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない使用料、手数料及びその他の費用を減免することができる。

2 村長は、使用者が次の各号の一に該当する者であって、その者から申請があったときは、その者の基本使用料に100分の105を乗じて得た額を免除することができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により、生活扶助を受ける者。

(2) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)により、児童扶養手当の支給を受ける者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和

39年法律第134号)により特別児童扶養手当の支給を受ける者又は国民年金法(昭和34年法律第141号)により、母子福祉年金、若しくは準母子福祉年金の支給を受ける者。

(所有者の負担)

第20条 所有者は、浄化槽の保守点検、清掃等に関し、必要な範囲内において、当該保守点検、清掃等に使用した水道の料金を負担しなければならない。ただし、清掃後の水張りに使用する水道料金は減免とする。

2 浄化槽の設置場所が公道に接していない等の事情により、村の引込柱(浄化槽のブロワへ電気を供給する設備)が当該敷地内に建設できない場合は、当該浄化槽の運転に係る電気料金は所有者の負担とする。

(既存浄化槽の移管)

第21条 処理区域内の既存浄化槽所有者は、規則で定めるところにより当該浄化槽の所有および管理等を村へ移管することができる。

2 移管した浄化槽(浄化槽本体及び村長が認めた範囲の施設に限る)は村に帰属するものとし、この条例及び規則の規定を適用する。

(土地の無償使用及び保管義務等)

第22条 村長は建築物所有者及び浄化槽が設置された土地について権原を有する者(以下この条及び次条において「土地権利者」という)に対し、浄化槽の設置及び管理に関して、当該浄化槽が設置された土地を無償で 사용할 ことができる。

2 建築物所有者、使用者及び土地権利者は、規則で定めるところにより浄化槽を適正に保管しなければならない。

3 村長は、浄化槽が適正に保管されていないと認めたときは、建築物所有者、使用者又は土地権利者に対し、適切な保管を行うよう必要な措置等を命ずることができる。

4 建築物所有者、使用者及び土地権利者は、村が行う浄化槽の保守点検、清掃、検査等の維持管理が適正に実施できるよう必要な協力をしなければならない。

(浄化槽の移動等)

第23条 建築物所有者又は土地権利者は、自己の都合により、浄化槽の移動等を必要とするときは、規則で定めるところにより必要な書類を添付して、村長に届け出なければならない。

2 前項の移動等に要する費用は、当該建築物所有者又は土地権利者の負担により行うものとする。

(浄化槽の保守点検)

第24条 村長は、浄化槽の保守点検について、東京都に登録している保

守点検業者に委託することができる。

(浄化槽の清掃)

第25条 村長は、浄化槽の清掃について、村が許可する清掃業者に委託することができる。

2 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、規則で定める許可申請書を村長に提出しなければならない。

3 前項に規定する浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、交付手数料として5,000円を前納しなければならない。登録は3年ごとに更新するものとする。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

(罰則)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) 第5条第1項、第2項の規定による確認を受けないで排水設備等の新設等を行った者。

(2) 第6条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者。

(3) 第7条第1項の規定による届け出を同項に規定する期間内に行わなかった者。

(4) 第9条の規定に違反した使用者。

(5) 第10条の規定に違反した者。

(6) 第11条、第12条、第13条の規定による届け出を怠った者。

(7) 第5条第1項若しくは第2項、第11条、第12条、第13条第1項若しくは第2項の規定による届け出の書類で不実の記載のあるものを提出した者。

第28条 偽りその他不正の行為により使用料等の徴収を免れた使用者には、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該相当額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処する。

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(別表1)

地 域	処 理 区 域
小笠原村父島	奥村、境浦、吹上谷、扇浦、小曲、 二子、長谷、北袋沢の一部
小笠原村母島	

(別表2)

項 目		水質基準
温 度		45℃未満
水素イオン濃度		水素指数 5 を超え 9 未満
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱油類含有量	5mg/l以下
	動植物油脂類含有量	30mg/l以下
沃素消費量		220mg/l以下

(別表3)

浄化槽使用料（毎月徴収）			
区 分	超 過	給水管呼び径区分	
		20 ㍓以下	25 ㍓以上
基本使用料	0～10m ³	900 円	1,600 円
従量使用料	11～20m ³	120 円／m ³	160 円／m ³
	21～30m ³	140 円／m ³	175 円／m ³
	31～40m ³	180 円／m ³	230 円／m ³
	41～60m ³	230 円／m ³	230 円／m ³
	61～100m ³	270 円／m ³	270 円／m ³
	101～200m ³	310 円／m ³	310 円／m ³
	201m ³ ～	410 円／m ³	410 円／m ³

議案第 6 1 号

平成 2 4 年度小笠原村一般会計補正予算（第 2 号）（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 9 月 1 2 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平 成 2 4 年 度 小 笠 原 村

一 般 会 計 補 正 予 算

（第 2 号）

（別紙）

平 成 2 4 年 度 小 笠 原 村
一 般 会 計 補 正 予 算
予 算 総 則

平成 2 4 年度小笠原村一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 135,386 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,004,156 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定による地方債の補正は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 2 4 年 9 月 1 2 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
10.地方特例交付金		2,750	△2,372	378
	1.地方特例交付金	2,750	△2,372	378
11.地方交付税		1,304,980	4,302	1,309,282
	1.地方交付税	1,304,980	4,302	1,309,282
16.都支出金		867,898	24,157	892,055
	2.都補助金	806,719	24,157	830,876
18.寄附金		1,001	3,000	4,001
	1.寄附金	1,001	3,000	4,001
19.繰入金		194,382	10,876	205,258
	1.特別会計繰入金	28,540	10,476	39,016
	2.基金繰入金	165,842	400	166,242
20.繰越金		19,907	89,904	109,811
	1.繰越金	19,907	89,904	109,811
21.諸収入		50,410	5,619	56,029
	6.雑収入	35,365	5,619	40,984
22.村債		167,000	△100	166,900
	1.村債	167,000	△100	166,900
歳入合計		3,868,770	135,386	4,004,156

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
02. 総 務 費		1,103,959	16,219	1,120,178
	01. 総 務 管 理 費	1,053,590	16,219	1,069,809
03. 民 生 費		549,297	5,665	554,962
	01. 社 会 福 祉 費	350,355	5,185	355,540
	02. 児 童 福 祉 費	197,722	480	198,202
04. 衛 生 費		978,189	13,939	992,128
	01. 保 健 衛 生 費	621,628	1,308	622,936
	02. 清 掃 費	303,820	12,756	316,576
	03. 上 水 道 費	52,741	△125	52,616
05. 農 林 水 産 業 費		57,033	20,402	77,435
	02. 水 産 業 費	43,032	20,402	63,434
07. 土 木 費		81,551	3,814	85,365
	01. 土 木 管 理 費	7,929	1,497	9,426
	05. 公 園 費	11,604	2,317	13,921
09. 教 育 費		239,959	3,959	243,918
	01. 教 育 総 務 費	55,508	400	55,908
	05. 保 健 体 育 費	26,901	3,559	30,460
11. 公 債 費		509,091	2,912	512,003
	01. 公 債 費	509,091	2,912	512,003
12. 諸 支 出 金		62,691	68,476	131,167
	01. 基 金 費	57,527	68,476	126,003
歳 出 合 計		3,868,770	135,386	4,004,156

第2表 地 方 債 補 正

起 債 の 目 的		補 正 前				補 正 後			
		限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
1	臨時財政対策債	千円		年4%以内		千円		年4%以内	
		110,500	証書借入	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による	110,400	証書借入	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による

議案第 6 2 号

平成 2 4 年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 9 月 1 2 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平 成 2 4 年 度 小 笠 原 村

国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算

（第 1 号）

（別紙）

平 成 2 4 年 度 小 笠 原 村
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算
予 算 総 則

平成 2 4 年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 7,542 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 262,171 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 4 年 9 月 1 2 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
11. 繰 入 金		21,372	5,185	26,557
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	21,372	5,185	26,557
12. 繰 越 金		101	2,357	2,458
	1. 繰 越 金	101	2,357	2,458
歳 入	合 計	254,629	7,542	262,171

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
02.保 險 給 付 費		130,991	230	131,221
	01.療 養 諸 費	107,856	150	108,006
	06.結 核・精神医療給付費	63	80	143
07.共 同 事 業 拠 出 金		33,507	2,381	35,888
	01.共 同 事 業 拠 出 金	33,507	2,381	35,888
09.諸 支 出 金		104	4,931	5,035
	01.償 還 金 及 還 付 金	103	3,702	3,805
	02.繰 出 金	1	1,229	1,230
歳 出 合 計		254,629	7,542	262,171

議案第 6 3 号

平成 2 4 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 9 月 1 2 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平 成 2 4 年 度 小 笠 原 村

簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算

（第 1 号）

（別紙）

平 成 2 4 年 度 小 笠 原 村
簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算
予 算 総 則

平成 2 4 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4, 675 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 843, 560 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 4 年 9 月 1 2 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
6.繰入金		68,323	△125	68,198
	1.繰入金	68,323	△125	68,198
7.繰越金		1	4,800	4,801
	1.繰越金	1	4,800	4,801
歳入合計		838,885	4,675	843,560

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
03.公 債 費		28,164	△125	28,039
	01.公 債 費	28,164	△125	28,039
04.諸 支 出 金		36	4,800	4,836
	01.基 金 費	36	4,800	4,836
合 計		838,885	4,675	843,560

議案第64号

平成24年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）
（案）

上記の議案を提出する。

平成24年9月12日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平 成 2 4 年 度 小 笠 原 村
宅 地 造 成 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算

（第1号）

（別紙）

平 成 2 4 年 度 小 笠 原 村
宅 地 造 成 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算
予 算 総 則

平成24年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 50 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 32,798 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月12日

小笠原村長 森 下 一 男

(単位：千円)

– 92 –

議案第 65 号

平成 24 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算
（第 1 号）（案）

上記の議案を提出する。

平成 24 年 9 月 12 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平 成 2 4 年 度 小 笠 原 村

介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算

（第 1 号）

（別紙）

平 成 2 4 年 度 小 笠 原 村
介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算
予 算 総 則

平成 24 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 6,458 千円 を追加し、歳入歳出予算
の総額をそれぞれ 85,600 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳
出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 24 年 9 月 12 日

小笠原村長 森 下 一 男

歲入

(単位：千円)

[illegible]

議案第 66 号

平成 24 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計
補正予算（第 1 号）（案）

上記の議案を提出する。

平成 24 年 9 月 12 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平 成 2 4 年 度 小 笠 原 村

介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算

（第 1 号）

（別紙）

平 成 2 4 年 度 小 笠 原 村
介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算
予 算 総 則

平成 24 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算
（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 5,499 千円 を追加し、歳入歳出予算
の総額をそれぞれ 159,359 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳
出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 24 年 9 月 12 日

小笠原村長 森 下 一 男

(単位：千円)

– 98 –

議案第 67 号

平成 24 年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）

上記の議案を提出する。

平成 24 年 9 月 12 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平 成 2 4 年 度 小 笠 原 村

下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算

（第 1 号）

（別紙）

平 成 2 4 年 度 小 笠 原 村
下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算
予 算 総 則

平成 24 年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,646 千円 を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 222,411 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定による地方債の補正は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 24 年 9 月 12 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3.国 庫 支 出 金		29,877	△3,276	26,601
	1.国 庫 補 助 金	29,877	△3,276	26,601
6.繰 入 金		128,600	480	129,080
	1.繰 入 金	128,600	480	129,080
7.繰 越 金		1	4,050	4,051
	1.繰 越 金	1	4,050	4,051
9.村 債		26,800	△2,900	23,900
	1.村 債	26,800	△2,900	23,900
歳 入 合 計		224,057	△1,646	222,411

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
01. 総 務 費		75,181	2,229	77,410
	01. 総 務 管 理 費	75,181	2,229	77,410
02. 建 設 改 良 費		59,754	△6,552	53,202
	01. 建 設 改 良 費	59,754	△6,552	53,202
04. 公 債 費		88,121	△22	88,099
	01. 公 債 費	88,121	△22	88,099
05. 諸 支 出 金		1	2,699	2,700
	01. 繰 出 金	1	2,699	2,700
歳 出 合 計		224,057	△1,646	222,411

第2表 地方債補正

起債の目的		補正前				補正後			
		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1	地域し尿処理施設整備債	千円		年4%以内		千円		年4%以内	
		26,800	証書借入	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による	23,900	証書借入	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による

議案第 68 号

平成 24 年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）

上記の議案を提出する。

平成 24 年 9 月 12 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平 成 2 4 年 度 小 笠 原 村

浄 化 槽 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算

（第 1 号）

（別紙）

平 成 2 4 年 度 小 笠 原 村
浄 化 槽 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算
予 算 総 則

平成 24 年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 7,551 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 27,815 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定による地方債の補正は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 24 年 9 月 12 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3.国 庫 支 出 金		2,625	3,276	5,901
	1.国 庫 補 助 金	2,625	3,276	5,901
5.繰 入 金		12,361	276	12,637
	1.繰 入 金	12,361	276	12,637
6.繰 越 金		1	999	1,000
	1.繰 越 金	1	999	1,000
8.村 債		2,300	3,000	5,300
	1.村 債	2,300	3,000	5,300
歳 入 合 計		20,264	7,551	27,815

(単位：千円)

– 106 –

第2表 地 方 債 補 正

起 債 の 目 的		補 正 前				補 正 後			
		限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
1	浄化槽整備債	千円		年4%以内		千円		年4%以内	
		2,300	証書借入	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による	5,300	証書借入	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による

議案第 69 号

財産の取得（内視鏡検査システム）について（案）

上記の議案を提出する。

平成 24 年 9 月 12 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 54 年条例第 24 号）第 3 条の規定により議会の議決に付す必要があるため。

財産の取得（内視鏡検査システム）について（案）

記

- 1 取得の目的 既存備品の更新のため
- 2 取得財産 内視鏡検査システム 一式
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 購入金額 8,185,800 円
- 5 契約の相手 株式会社八神製作所 代表取締役 中澤 肇

契 約 資 料

1. 件 名 財産の取得（内視鏡検査システム）について
2. 納 入 場 所 東京都小笠原村母島字元地 母島診療所
3. 納 入 期 限 平成25年3月29日
4. 納 入 品 目 内視鏡検査システム 一式
5. 契約の相手 株式会社八神製作所 代表取締役 中澤 肇
6. 契 約 金 額 8,185,800 円
7. 入 札 経 過

(1) 入札日 平成24年8月21日

(2) 指名業者 2業者

株式会社八神製作所

共立薬品株式会社

(3) 入札結果

第1回入札

株式会社八神製作所 7,796,000 円 落札

共立薬品株式会社 8,590,000 円

(注) 本件入札金額は、消費税抜きの金額である。

本件入札に係る申込金額は、上記に記載してある金額に10
0分の5に相当する金額を加算したものである。

議案第 70 号

財産の取得（消防ポンプ自動車）について（案）

上記の議案を提出する。

平成 24 年 9 月 12 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 54 年条例第 24 号）第 3 条の規定により議会の議決に付す必要があるため。

財産の取得（消防ポンプ自動車）について（案）

記

- 1 取得の目的 父島の消防車更新のため
- 2 取得財産 消防ポンプ自動車 1台
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 購入金額 19,196,070 円
- 5 契約の相手 株式会社モリタ 東京営業部 部長 城賀本 守

契 約 資 料

1. 件 名 消防ポンプ自動車の購入
 2. 納 入 場 所 東京都小笠原村
 3. 納 入 期 限 平成25年2月28日
 4. 納 入 品 目 消防ポンプ自動車 1台
 5. 契約の相手 株式会社モリタ 東京営業部 部長 城賀本 守
 6. 契 約 金 額 19,196,070 円
 7. 入 札 経 過
- (1) 入札日 平成24年8月21日

- (2) 指名業者 3 業者
- 株式会社モリタ
ジーエムいちはら工業株式会社
日本機械工業株式会社

(3) 入札結果

	第1回入札	
株式会社モリタ	19,196,070 円	落札
ジーエムいちはら工業株式会社	20,036,070 円	
日本機械工業株式会社	19,994,630 円	

(注) 本件入札金額は、消費税込の金額である。

議案第 7 1 号

東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について（案）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 7 第 2 項の規定により、東京都市町村公平委員会共同設置規約を次のとおり変更する。

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 9 月 1 2 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

稲城・府中墓苑組合が平成 2 4 年 5 月 1 日に設立されたことに伴い、加入させる必要が生じたこと、及び地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の改正により同法の一部条番号が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため。

東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

東京都市町村公平委員会共同設置規約（昭和４２年４月１日東京都知事届出）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項中「法第９条第６項」を「法第９条の２第６項」に改める。

別表中「福生病院組合」を「福生病院組合 稲城・府中墓苑組合」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事へ届出のあった日から施行し、平成２４年５月１日から適用する。

議案第 7 2 号

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。(案)

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 8 6 条第 1 項の規定により、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 9 月 1 2 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

(提案理由)

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合に稲城・府中墓苑組合が加入することに伴い、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する必要が生じたため。

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を改正する規約

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年2月29日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

別表第1中「福生病院組合」を「福生病院組合 稲城・府中墓苑組合」に改める。

別表第2第2区の項中「多摩ニュータウン環境組合」を「多摩ニュータウン環境組合 稲城・府中墓苑組合」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

認定第 1 号

平成 2 3 年度小笠原村一般会計歳入歳出決算の認定について

上記について認定されたい。

平成 2 4 年 9 月 1 2 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

認定第 2 号

平成 2 3 年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

上記について認定されたい。

平成 2 4 年 9 月 1 2 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

認定第 3 号

平成 2 3 年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

上記について認定されたい。

平成 2 4 年 9 月 1 2 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

認定第 4 号

平成 2 3 年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

上記について認定されたい。

平成 2 4 年 9 月 1 2 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

認定第 5 号

平成 23 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出
決算の認定について

上記について認定されたい。

平成 24 年 9 月 12 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

認定第 6 号

平成 23 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計
歳入歳出決算の認定について

上記について認定されたい。

平成 24 年 9 月 12 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

認定第 7 号

平成 23 年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

上記について認定されたい。

平成 24 年 9 月 12 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

認定第 8 号

平成 23 年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

上記について認定されたい。

平成 24 年 9 月 12 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

認定第 9 号

平成 2 3 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について

上記について認定されたい。

平成 2 4 年 9 月 1 2 日

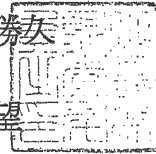
提出者 小笠原村長 森 下 一 男

24 小笠原監第 16 号
平成 24 年 9 月 7 日

小笠原村長
森 下 一 男 殿

監査委員 長谷部勝夫

監査委員 池田 望



平成 23 年度小笠原村各会計歳入歳出決算審査について
(意見書)

平成 23 年度小笠原村各会計歳入歳出決算審査について、地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり意見書を提出します。

平成 23 年度小笠原村各会計歳入歳出決算審査意見書

第 1 審査の概要

1. 審査の対象

- 1) 平成 23 年度小笠原村一般会計歳入歳出決算
- 2) 平成 23 年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3) 平成 23 年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- 4) 平成 23 年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 5) 平成 23 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算
- 6) 平成 23 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算
- 7) 平成 23 年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 8) 平成 23 年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算
- 9) 平成 23 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 10) 平成 23 年度小笠原村実質収支に関する調書
- 11) 平成 23 年度小笠原村財産に関する調書

2. 審査の期間

平成 24 年 8 月 24 日(金)、30 日(木)、8 月 31 日(金)

3. 審査の手続き

審査に当たっては、村長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、更に予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認めるその他の審査手続きを実施した。

第 2 審査の結果

審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算係数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、概ね誤りがないと認められた。

なお、下記指摘事項を踏まえ、今後の財政運営により一層努力されたい。

1. 全般的な指摘事項

平成 23 年度の一般会計決算は、三日月山職員住宅整備及び小中学校校庭芝生整備に伴う工事費の増、地上波テレビ放送開始に伴う CATV 回線運用保守等の維持管理経費の増、医療や介護職員の人件費増が主な要因で、前年度よりも歳入が約 2 億円 (5%)、歳出が約 2 億 5 千万円 (7%) 増加し、決算規模が大きくなっている。

歳入のうち村民税は、個人分が約 2 百万円の減、法人分が約 5 百 7 十万円の増となっている。地方交付税は、約 3 千 4 百万円の増。使用料及び手数料は、テレビ放送受信装置使用料の約 1 千 9 百万円が新たに収入となっている。また、有料老人ホーム使用料は約 7 百万円の増、診療所収入は約 9 百万円の増となっている。前年度からの繰越金は、約 1 億 1 千 5 百万円が収入となっている。諸収入は、ケーブルテレビ移行に伴う NHK からの助成金(16,940 千円)、スポーツ振興くじ助成金(18,308 千円)などの収入があり、約 3 千 8 百万円の増となっている。村債は、三日月山職員住宅整備に伴う起債で、3 千 9 百万円の増となっている。なお、国庫支出金及び都支出金は、複合施設整備、遊歩道整備が終了したことが主な要因で、合計で約 6 千 7 百万円の減となっている。

歳入全体では、税の徴収率の向上が見られるが、収入未済が約 7 百万円ある。使用料及び手数料、貸付金元金収入も含めると、収入未済額は、約 1 千 9 百万円に上っている。税等の負担の公平性を期するため、引き続きその対策を講じられたい。

テニスコートの改修工事では、民間の助成金を活用するなど、歳入確保の努力が見られる。

地方債（村債）は、約 2 億 8 千万円の発行があり、前年度より 3 千 9 百万円増加している。これは、三日月山職員住宅整備に伴い約 1 億 6 千万円の起債があったことが主な要因となっている。

歳出を性質別に見ると、民生費のうちの人件費は、前年度より約 6 千百万円、1.9 倍に増加している。これは、有料老人ホームの運営に必要な人員確保が主な要因となっている。また、衛生費のうちの人件費は、前年度より約 9 千百万円、2 倍に増加している。これは、新たに整備された診療所の体制充実で、医療職を増員したこと、また、委託で採用していた医療職を正職員化したことが要因となっている。このことにより、経常収支比率は、対前年度で 5.8 ポイント上がり、85.3%になっている。財政構造の硬直化を招かないため、引き続き、財源の確保や歳出の抑制に努められたい。

実質公債費比率は、対前年度で 0.5 ポイント上がり、14.4%になっている。これは、複合施設整備に伴う起債の償還が始まったことが主な要因となっている。今後は、扇浦浄水場の整備に伴う新たな起債の償還が加わり、また、中期的には母島浄水場の建替え、児童福祉施設の整備が計画されていて、それに伴う新たな起債で、実質公債費比率の更なる上昇が見込まれている。

なお、地方債の年度末現在高を見ると、特別会計も含めて約 53 億 1 千万円に上っている。これを村民一人当たり換算すると、約 2 百万円の借金があるということになる。この現状を十分に認識し、地方債を繰り上げ償

還するなど、将来を見据えた健全な財政運営に努められたい。

2. 補助金交付（財政援助）団体について

補助金交付関係事務については、24 団体、34 補助事業について審査を行った。人件費補助団体に対する指導検査は、指導検査要領に基づき、適性を実施されている。なお、各補助金については、今後とも必要性の検証、民間との役割分担、費用対効果、補助率の適正化などの観点から十分に精査をされたい。

3. 委託料について

事業や業務を外部委託するに当たって算入する諸経費率については、その妥当性を十分に検証されたい。

4. 総括的財政状況

平成 23 年度決算状況（決算カード）を参照のこと。

一 般 質 問 一 覧 表

一 般 質 問 一 覧 表

氏 名	質 問 項 目
片 股 敬 昌 議 員	1 政府の海洋発電推進に対する村の姿勢を問う 2 いじめ問題 3 若者の定着のために、スケートボード練習地の確保と対策を 4 心肺蘇生法の進捗状況について 5 世界自然遺産保護について 6 高齢者の増加に伴う医療費増の対策について 7 島寿司の材料・サワラの安定した確保について
一 木 重 夫 議 員	1 観光振興について 2 村民の健康管理について 3 小笠原村を担う島っ子達に期待することと村政の役割について
杉 田 一 男 議 員	1 訪島事業について 2 災害対策区について 3 継続質問
池 田 望 議 員	1 小笠原複合施設の運営状況について
高 橋 研 史 議 員	1 村長の組織運営について
稲 垣 勇 議 員	1 母島のシロアリ状況と対策について

